

巴諫めて曰はく、「備は雄人なり。入らば必ず害を爲さん」と。既に入るや、巴復た諫めて曰はく、「若し備をして張魯を討たしめば、是れ虎を山林に放つなり」と。璋聽かず。巴、門を閉ちて疾と稱す。備、成都を攻むるや、軍中に令して曰はく、「巴を害する者有らば、誅、三族に及ばん」と。巴を得るに及びて、甚だ喜ぶ。是の時、益州の郡縣、皆風を望みて景附す。獨り黃權のみ城を閉ちて堅く守る。璋が稽服するを須ち、乃ち降る。是に於て、董和・黃權・李嚴等は、本璋の授用せる所なり。吳懿・費觀等は、璋の婚親なり。彭萊は璋が擯棄せし所なり。劉巴は宿昔の忌恨する所なり。備、皆、之を顯任に處き、其の器能を盡さしむ。有志の士、競ひ勸めざるもの莫し。益州の民、是を以て大に和す。初め劉璋、許靖を以て蜀郡の太守と爲す。成都將に潰えんとするや、靖、城を踰えて備に降らんと謀る。備、此を以て靖を薄んじ、用ひざりしなり。法正曰はく、「天下に、虚譽を獲て而も其の實無き者有り。許靖是れなり。然れども今、主公始めて大業を創む。天下の人、戸ごとに説く可からず。宜しく敬重を加へ、以て遠近の望を慰むべし」と。備乃ち禮して之を用ふ。成都の圍まるるや、備、士衆と約す、「若し事定まらば、府庫の百物は、孤、焉に預る無からん」と。成都を抜くに及び

- 【二】稽服。稽首服従なり。
- 【三】董和云云。璋、和を以て益州の太守と爲し、權を府主簿と爲し、嚴を護軍と爲せるをいふ。
- 【四】吳懿云云。璋の兄は吳懿の妹を娶る。璋の母は費氏なり。
- 【五】彭萊云云。萊、益州に仕ふるや、書佐に過ぎず、人、これを璋に毀る、兇針して徒隸と爲す。
- 【六】許靖、弟勸と並に高名有り、汝南の月旦評は、二人、之を爲ししなり。

て、士衆、皆、干戈を捨てて諸藏に赴き、競うて寶物を取る。軍用足らず。備甚だ之を憂ふ。劉巴曰はく、「此れ易きのみ。但だ當に直百錢を鑄て、諸物價を平かにし、吏をして官市を爲さしむべし」と。備、之に従ふ。數月の間に、府庫充實す。時に議者、成都の名田宅を以て諸將に分賜せんと欲す。趙雲曰はく、「霍去病は、匈奴未だ滅びざるを以て、家を用て爲す無かりき。今、國賊は、但だ匈奴のみに非ず。未だ安きを求む可からざるなり。天下都て定まるを須ちて、各桑梓に反り、歸りて本土に耕さば、乃ち其れ宜しからんのみ。益州の人民、初めて兵革に罹る。田宅をば、皆、歸還す可し。居に安んじ業に復せしめ、然る後、役調して其の歡心を得可し。宜しく之を奪うて以て愛する所に私すべからざるなり」と。備、之に従ふ。備が劉璋を襲ふや、中郎將南郡の霍峻を留めて葭萌城を守らしむ。張魯、楊昂を遣はし、峻を誘ひ、共に城を守らんことを求む。峻曰はく、「小人の頭をば得可し。城をば得可からず」と。昂乃ち退く。後、璋の將扶禁・向存等、萬餘人を帥めて、閬水より上り、峻を攻圍すること、且に一年ならんとす。峻、城中、兵纔に數百人。其の怠隙を伺ひ、精銳を選び、出でて撃ち、大に之を破り、存を斬る。備既に蜀を定め、乃ち廣漢を分ちて梓潼郡と爲し、峻を以て梓潼の太守と

- 【二六】直百錢。一枚にて百に直る錢。
- 【二七】名田宅。所有者の定まりたる田宅。
- 【二八】霍去病云云。十九卷武帝元狩四年に見ゆ。
- 【二九】桑梓。故郷をいふ。古は家宅の牆下に桑や梓を植みて蠶食の用に供せり。子孫よりいへば其の父祖の植ふし所なれば、轉じて故郷の意となれり。
- 【三〇】閬水。甘肅省より四川省に下る嘉陵江をいふ。

爲す。法正、外は【三】都畿を統べ、内は謀主と爲り、一殫の徳、匪此の怨をも、報復せざる無く、己を毀傷せる者數人を擅殺す。或るひと諸葛亮に謂つて曰はく、「法正太だ縦横なり。將軍、宜しく主公に啓して其の威福を抑ふべし」と。亮曰はく、「主公が公安に在るや、北は曹操の疆きを畏れ、東は孫權の逼るを憚り、近くは則ち【三】孫夫人が變を肘腋に生せんことを懼る。【三】法孝直、之が輔翼と爲り、【三】翻然として翺翔して復た制す可からざらしむ。如何ぞ孝直を禁止して、少しも其の意を行ふを得ざらしめんや」と。諸葛亮、備を佐けて蜀を治め、頗る嚴峻を尙ぶ。人、怨み歎く者多し。法正、亮に謂つて曰はく、「昔、【三】高祖、關に入り、法三章を約し、秦の民、徳を知れり。今、君、威力を假借し、一州に跨據し、初めて其の國を有ち、未だ惠撫を垂れず。且つ【三】客主の義、宜しく相降下すべし。願はくは刑を緩くし禁を弛め、以て其の望を慰めよ」と。亮曰はく、「君は其の一を知り、未だ其の二を知らず。秦、無道なるを以て、政苛にして民怨み、【三】匹夫大呼し、天下土崩す。高祖、之に因り、以て弘に濟ふ可かりき。劉璋は暗弱にして、【三】焉より以來、累世の恩有り、文法羈縻、互に相承奉すれども、徳政擧らず、威刑肅ならず、蜀土の人士、權を専らにし自ら恣に、君臣の道、漸く以て

- 【三】 都畿。備、成都に都し、蜀郡を以て都畿と爲す。
- 【三】 孫夫人云云。前卷十四年に見ゆ。
- 【三】 法孝直。法正、字は孝直。
- 【三】 翻然云云。備を迎へて益州に入りしをいふ。
- 【三】 高祖云云。九卷高帝元年に見ゆ。
- 【三】 客主。亮等初めて至るを以て客たり。益州の人士は則ち主なり。
- 【三】 匹夫大呼云云。陳涉・吳廣の徒を指す。
- 【三】 焉。璋の父。

陵替せり。之を寵するに位を以てす。位極まれば則ち賤しむ。之に順ふに恩を以てす。恩極まれば則ち慢る。敵を致す所以、實に此に由れり。吾、今、之を威すに法を以てす。法行はるれば則ち恩を知る。之を限るに爵を以てす。爵加はれば則ち榮を知る。榮恩並び濟へば、上下、節有り。治を爲すの要、斯に於てして著はる」と。劉備、零陵の蔣琬を以て廣都の長と爲す。備、嘗て游觀に因りて、奄ち廣都に至り、琬の衆事治まらず、時に又沈醉せるを見、備大に怒り、將に罪戮を加へんとす。諸葛亮請うて曰はく、「蔣琬は社稷の器にして、百里の才に非ざるなり。其の政を爲すは、民を安んずるを以て本と爲し、脩飾を以て先と爲さず。願はくは主公、重ねて之を加察せよ」と。備雅より亮を敬す。乃ち罪を加へず、倉卒に但だ官を免せるのみ。

秋七月、魏公操、孫權を撃ち、少子臨菑侯植を留めて鄴を守らしむ。操、諸子の爲めに、官屬を高選し、刑願を以て植の【三】家丞と爲す。願、【四】防閑するに禮を以てし、屈撓する所無し。是に由りて【三】合はず。庶子劉楨、文辭を美くす。植、之を親愛す。楨、書を以て植を諫めて曰はく、「君侯、庶子の春華を採り、家丞の秋實を忘れ、上と爲りて謗を招き、其の罪、小ならず。愚、實に焉を懼る」と。

魏の尙書令荀攸卒す。攸、深密にして【四】智防有り。魏公操の攻討するに従ひしより、常に帷幄

- 【三】 漢の制、列侯は家丞・庶子各一人を置く。侯に侍し、家事を理むるを掌る。
- 【四】 防閑。防は隄なり、閑は閑なり、防は以て水を制す、閑は以て獸を制す。よく惡を禁止することはいふ。
- 【四】 智防。智は以て事を料り、防は以て身を保つ。

に謀謨す。時の人及び子弟、其の言ふ所を知るもの莫し。操、嘗て稱す。『荀文若、善を進むるや、進めざれば休まず。荀公達、惡を去るや、去らざれば止まず』と。又稱す、『二荀令が人を論ずるや、久しくして益、信なり。吾、世を没るまで忘れじ』と。

初め、【四三】 枹罕の宋建、涼州亂るるに因りて、自ら、【四四】 河首の平漢王と號し、改元して百官を置くこと三十餘年。冬十月、魏公操、夏侯淵をして興國より建を討たしむ。枹罕を圍み、之を拔き、建を斬る。淵、別に張郃等を遣はし、河を渡りて、【四五】 小湟中に入らしむ。河西の諸羌、皆降る。隴右平ぐ。帝、許に都してより以來、位を守るのみ。左右侍衛、曹氏の人に非ざる者莫し。議郎趙彥、常に帝の爲めに時策を陳言す。魏公操、惡みて之を殺す。操、後、事を以て入りて殿中に見ゆ。帝、其の懼に任へず、因つて曰はく、『君若し能く相輔けば、則ち厚くせよ。爾らずんば、幸に恩を垂れて相捨てよ』と。操、色を失ひ、俯仰して出づるを求む。舊儀に、【四六】 三公、兵を領して朝見するときは、虎賁をして刃を執りて之を挾ましむ。操出で、左右を顧み、汗流れて背を浹す。自後、復た朝請せず。董承の女、貴人と

【四二】 荀文若。荀彧、字は文若。
【四三】 荀公達。荀攸、字は公達。
【四四】 二荀令。或は漢の尙書令となり、攸は魏の尙書令となる。

【四五】 枹罕。縣の名、隴西郡に屬す。今の甘肅省蘭山道導河縣治。

【四六】 河首云云。建は黄河の上流たる賜支河に居るを以て、故に號と爲す。

【四七】 小湟中。湟水の兩岸の地を通じて湟中と謂ふ。今の甘肅省西寧道及び青海の東北境なり。又、湟中城あり、西平、張掖の間に在り、小月氏の地なり、これを小湟中と謂ふ。

【四八】 三公云云。其の兵を領するを以て、其の變を爲さんことを懼る、故にこれを防ぐ也。

爲る。操【四九】 承を誅し、貴人を求めて之を殺す。帝、貴人の倂める有るを以て、累に爲めに請へども、得る能はず。伏皇后、是に由りて懼を懷き、乃ち父完に書を與へ、曹操の密に之を圖らしむ。完敢て發せず。是に至りて事乃ち泄る。操大に怒る。十一月、御史大夫郗慮をして節を持って皇后の璽綬を策收せしめ、尙書令華歆を以て副と爲し、兵を勒して宮に入り后を收めしむ。后、戸を閉ちて壁中に藏る。歆、戸を壊り壁を發き、就きて后を牽きて出づ。時に帝、外殿に在り、慮を坐に引く。后、髪を被り徒跣し、行、泣き、過ぎて訣して曰はく、『復た相活かす能はざるか』と。帝曰はく、『我も亦、命の何の時に在るかを知らず』と。顧みて慮に謂つて曰はく、『郗公、天下に寧んぞ是れ有らんや』と。遂に后を將りて暴室に下し、以て幽死す。生む所の二皇子は、皆、之を酖殺す。兄弟及び宗族の死する者百餘人。

十二月、魏公操、孟津に至る。

操、尙書郎高柔を以て、【五〇】 理曹掾と爲す。舊法に、軍征に士亡ぐれば其の妻子を考覈す。而るに亡ぐる者猶ほ息まず。操、更に其の刑を重くし、并せて父母兄弟に及ぼさんと欲す。柔、啓して曰はく、『士卒、軍を亡ぐるは、誠に疾む可きに在り。然れども竊に聞く、其中、時に悔ゆる者有り』と。

【四九】 承を誅す。六十三卷建安五年の條に見ゆ。
【五〇】 殘逼。人を賊ひ上に逼る也。
【五一】 郗公。漢の御史大夫は三公なり、故に以てこれを呼ぶ。
【五二】 理曹掾は漢の公府には、れ無し、蓋し操の置く所なり。
【五三】 考覈。考覈して窮覈する也。

愚謂へらく、乃ち宜しく其の妻子を貸すべし。一に其の還心を誘はしむ可しと。正に前科の如くせば、固より已に其の意望を絶たん。而るに猥に復た之を重くせば、柔恐らくは、今より軍に在るの士、一人亡逃するを見れば、誅將に己に及ばんとすとて、亦且に相隨つて走らんとし、復た殺すを得可からざらん。此れ刑を重くするは、亡ぐるを止むる所以に非ず、乃ち走るを益す所以なるのみ」と。操曰はく、『善し』と。即ち止めて殺さず。

二十年、春正月甲子、貴人曹氏を立てて皇后と爲す。魏公操の女なり。

三月、魏公操、自ら將として張魯を撃ち、將に武都より氏に入らんとす。

氏人、道を塞ぐ。張郃・朱靈等を遣はし、攻めて之を破る。夏四月、操、陳倉より散關を出で、河池に至る。氏王寶茂、衆萬餘人、險を恃みて、

服せず。五月、攻めて之を屠る。西平・金城の諸將、麴演・蔣石等、共に斬りて韓遂の首を送る。初め劉備、荊州に在るとき、周瑜・甘寧等、數、孫權

に蜀を取らんことを勸む。權、使を遣はして備に謂つて曰はく、『劉璋は武ならず、自ら守る能はじ。若し曹操をして蜀を得しめば、則ち荊州危からん。今、先づ攻めて璋を取り、次に張魯を取り、南方を一統せんと欲す。十操有りと雖も、憂ふる所無からん』と。備・報じて曰はく、『益州は民富み地險な

り。劉璋、弱しと雖も、以て自ら守るに足る。今、師を蜀漢に暴し、萬里に轉運し、戦つて克ち攻めて取り、舉・利を失はざらしめんと欲するは、此れ孫・吳も難しとする所なり。議者、曹操が利を赤壁に失へるを見、謂へらく、其の力屈し、復た遠く念ふ無しと。今、操、天下を三分して、已に其の二を有ち、馬を滄海に飲ひ、兵を吳・會に觀さんと將欲す。何ぞ肯て此を守りて、坐ながら老を須たんや。而るに同盟、故無くして自ら相攻伐せば、樞を操に借し、敵をして其の隙に乗せしめん。長計に非ざるなり。且つ備と璋とは、託して宗室たり。冀はくは威靈に憑り、以て漢朝を匡さんことを。今、璋、罪を左右に得、備獨り悚懼す。敢て聞する所に非ず。願はくは寬貸を加へよ』と。權聽かず、孫瑜を遣はし、水軍を率ゐて夏口に住まらしむ。備、軍の過ぐるを聽さず、瑜に謂つて曰はく、『汝、蜀を取らんと欲せば、吾、當に髮を被りて山に入り、信を天下に失はざるべきなり』と。關羽をして江陵に屯し、張飛をして秭歸に屯し、諸葛亮をして南郡に據らしめ、備自ら房陵に住まる。權、已むを得ず、瑜を召して還らしむ。備が西して劉璋を攻むるに及びて、權曰はく、『猾虜、乃ち敢て詐を挾むこと此の

【一】武都。本、白馬氏の居る所の地、漢の武帝、開きて以て郡と爲す。

【二】陳倉。縣の名、右扶風に屬す。今の陝西省關中道寶雞縣の地。散關は陳倉縣の西南に在り。

【三】河池。縣の名、武都郡に屬す。今の甘肅省渭川道徽縣の地。

【四】西平。漢の末、金城を分ちて西平郡と爲す。

【五】孫吳。孫武、吳起。

【六】吳會。吳・會稽の二郡の地。

【七】樞。門戸の開閉する軸となる要點。とほそ、くるる。操、吳蜀を搖動せんと欲すれども、未だ其の樞を得ず。若し自ら相攻伐せば、是れ吳蜀を搖がす可きの樞を操に借すなり。

【八】吾云云。宗室、攻められ、而も救ふ能はずんば、天下に立つ面目無きなり。

【九】秭歸。縣の名、南郡に屬す。今の湖北省荊南道秭歸縣なり。

【一〇】房陵。縣の名、故城は今の湖北省荊南道公安縣の南に在り。

漢孝獻皇帝建安二十年

如し』と。備、關羽を留めて江陵を守らしむ。魯肅、羽と界を鄰す。羽、數疑貳を生ず。肅、常に歡好を以て之を撫す。備が已に益州を得るに及びて、權、中司馬諸葛瑾をして、備に従つて荊州の諸郡を求めしむ。備許さずして曰はく、『吾、方に涼州を圖らんとす。涼州定まらば、乃ち盡く荊州を以て相與へんのみ』と。權曰はく、『此れ假りて反さず、乃ち虚辭を以て歳を引かんと欲するなり』と。遂に長沙・零陵・桂陽の三郡の長吏を置く。關羽、盡く之を逐ふ。權大に怒り、呂蒙を遣はし、兵二萬を督し、以て三郡を取らしむ。蒙、書を長沙・荆陽に移す。皆、風を望みて歸服す。惟だ零陵の太守郝普のみ、城守して降らず。劉備、之を聞き、蜀より親ら公安に至り、關羽を遣はして三郡を争はしむ。孫權進みて陸口に住まり、諸軍の節度を爲し、魯肅をして萬人を將ゐて、益陽に屯し、以て羽を拒がしめ、飛書して呂蒙を召し、零陵を捨てて急に還りて肅を助けしむ。蒙、書を得て之を祕し、夜、諸將を召し、授くるに方略を以てす、『晨に當に零陵を攻むべし』と。顧みて郝普の故人南陽の鄧玄之に謂つて曰はく、『郝子太は、世間に忠義の事有るを聞き、亦、之を爲さんと欲すれども、時を知らざるなり。今、左將軍は漢中に在り、夏侯淵に圍まれ、關羽は南郡に在り、至尊身自ら之に臨む。彼は方に首尾倒懸し、死を救ふすら給らず、豈に餘力の復た此を營む有らんや。今、吾、力を計り慮を度りて、以て此を攻む。會ち日を移さずして、城必ず破れん。城

- 【一】 歳を引く。歳時を延引する也。
- 【二】 益陽。縣の名、長沙郡に屬す。故城は今の湖南省湘江道益陽縣の西に在り。
- 【三】 郝子太。郝普、字は子太。

破るのの後、身死すとも何ぞ事に益あらん。而して百歳の老母をして、白きを戴きて誅を受けしめん。豈に痛ましからずや。度るに 此の家、外間を得ず、援を恃む可しと謂ひ、故に此に至るのみ。君、之を見て爲めに禍福を陳ぶ可し』と。玄之、普を見、具に蒙の意を宣ぶ。普懼れて出で降る。蒙迎へて其の手を執り、與に俱に船に下り、語り畢り、書を出して之に示し、因つて手を拊つて大に笑ふ。普、書を見て、備は公安に在り。而して羽は益陽に在るを知り、慙恨して地に入らんとす。蒙、孫河を留め、委ぬるに後事を以てし、即日、軍を引きて益陽に赴く。魯肅、關羽と會語せんと欲す。諸將、變有らんことを疑ひ恐れ、往く可からずと議す。肅曰はく、『今日の事、宜しく相開譬すべし。劉備、國に負き、是非未だ決せず。羽、亦、何ぞ敢て重ねて命を干さんと欲せんや』と。乃ち羽を邀へて相見る。各、兵馬を百歩の上に駐め、但だ諸將軍、單刀にして俱に會す。肅因つて羽を責數するに三郡を返さざるを以てす。羽曰はく、『烏林の役に、左將軍、身づから行間に在り、力を戮せて敵を敗れり。豈に徒らに勞して一塊の土無きを得んや。而るに足下、來りて地を收めんと欲するか』と。肅曰はく、『然らず。始め豫州と、豫州の衆、一枝に當らず、計窮まり、慮極まり、志執摧弱し、圖りて、遠く竄れんと欲し、望、此

- 【四】 白。白髮をいふ。
- 【五】 此の家。郝普をいふ。
- 【六】 外間を得ず。城外の形勢を知るを得ざるをいふ。
- 【七】 孫河は已に死せり。同姓名の他人ならんか。
- 【八】 烏林の役。赤壁の役をいふ。
- 【九】 長阪云云。六十五卷十三年に見ゆ。
- 【一〇】 遠く云云。吳巨に投せんと欲せしをいふ。

に及ばざりき。主上、豫州の身の處る所有る無きを矜愍し、土地士民の力を愛まざる、庇蔭する所有らしめ、以て其の患を濟ひき。而るに豫州、獨を私し情を飾り、徳を愆り好を墮れり、今已に手を西州に藉り、又、荊州の土を翦并せんと欲す。斯れ蓋し凡夫も行ふに忍びざる所なり。而るを況んや人物を整領するの主をや」と。羽、以て答ふる無し。會、魏公操將に漢中を攻めんとすと聞き、劉備、益州を失はんことを懼れ、使をして和を權に求めしむ。權、諸葛瑾をして命を報せしめ、更に盟好を尋む。遂に荊州を分ち、湘水を以て界と爲し、長沙・江夏・桂陽以東は權に屬し、南郡・零陵・武陵以西は備に屬す。諸葛瑾、使を奉じて蜀に至る毎に、其の弟亮と、但だ公會に相見るのみ、退きては私に面する無し。

- 【二】 獨を私す。其の一己の獨りする所を私するを謂ふ。
- 【三】 西州。益州をいふ。
- 【四】 陽平。今の陝西省漢中道褒城縣の西北に在り。
- 【五】 臨履。其の地に臨みて實狀を見る也。
- 【六】 傷夷。夷は疾に通ず。

秋七月、魏公操、陽平に至る。張魯、漢中を擧げて降らんと欲す。其の弟衛、肯せず、衆數萬人を率ゐ、關を拒ぎて堅く守り、山に横たはりて城を築くこと、十餘里。初め操、涼州の從事及び武都の降人の辭説を承く、「張魯は攻め易し。陽平城下は、南北、山相遠く、守る可からざるなり」と。信に以て然りと爲す。往きて、臨履するに及びて、聞く所の如くならず、乃ち歎じて曰はく、「他人の商度は、人の意の如くなること少し」と。陽平山上の諸屯を攻む。山峻しくして登り難し。既に時に拔けず、士卒、傷夷する者多く、軍食且に盡きんとす。操、意沮み、

便ち軍を抜き、山を截ちて還らんと欲し、大將軍夏侯惇、將軍許褚を遣はし、山上の兵を呼びて還らしめんとす。會、前軍、夜迷惑し、誤りて張衛の別營に入る。營中、大に驚きて退き散す。侍中辛毗、主簿劉曄等、兵の後に在り、惇、褚に語りて言はく、「官兵、已に賊の要屯に據り得、賊已に散じ走れり」と。(惇)猶ほ之を信せず、惇前みて自ら見、乃ち還りて操に白す。兵を進めて衛を攻む。衛等夜遁る。張魯、陽平已に陥ると聞き、降らんと欲す。閻圃曰はく、「今、迫らるるを以て往かば、功必ず輕からん。(惇)杜濩に依り、朴胡に赴き、與に相拒ぐに如かず。然る後質を委せば、功必ず多からん」と。乃ち南山に犇り、巴中に入る。左右、悉く寶貨倉庫を燒かんと欲す。魯曰はく、「本、命を國家に歸せんと欲す。而れども意未だ達するを得ず。今の走るは、銳鋒を避くるなり、惡意有るに非ず。寶貨倉庫は、國家の有なり」と。遂に封藏して去る。操、南鄭に入り、甚だ之を嘉し、又、魯が本善意有るを以て、人を遣はして之を慰諭せしむ。丞相の主簿司馬懿、操に言つて曰はく、「劉備、詐力を以て劉璋を虜にし、蜀の人未だ附かず。而るに遠く江陵を爭ふ。此の機、失ふ可からざるなり。今、漢中に克ち、益州震動す。兵を進めて之に臨まば、勢、必ず瓦解せん。聖人も時に違ふ能はず、亦、時を失ふ可からざるなり」と。操曰はく、「人は足る無きに苦しむ。既に隴を得たり。」

- 【一】 山を截つ。其の追撃するを防ぐ也。
- 【二】 杜濩。寶邑侯なり。
- 【三】 朴胡。巴の七姓の夷王。
- 【四】 南鄭。縣の名、漢中郡の治所。今の陝西省漢中道南鄭縣。
- 【五】 光武、岑彭等に詔して曰はく、人は足るを知らざるに苦しむ。既に隴を得、復た蜀を望むと。

復た蜀を望まんや」と。劉曄曰はく、「劉備は人傑なり。度有れども遅し。蜀を得て日淺く、蜀の人未だ恃まざるなり。今、漢中を破り、蜀の人震ひ恐れ、其の勢自ら傾く。公の神明を以て、其の傾けるに因りて之を壓せば、克たざる無からん。若し少しく之を緩くせんには、諸葛亮は、國を治むるに明かにして、相たり。關羽・張飛は、勇、三軍に冠して、將たり。蜀の民既に定まり、險に據り要を守らば、則ち犯す可からざらん。今、取らずんば、必ず後の憂と爲らん」と。操は是を居ること七日、蜀の降る者説く、「蜀中、一日に數十たび驚き、守將、之を斬ると雖も、安んずる能はざりき」と。操、曄に問うて曰はく、「今尙は撃つ可しや不や」と。曄曰はく、「今は已に小しく定まりたらん。未だ撃つ可からざるなり」と。乃ち還る。夏侯淵を以て都護將軍と爲し、張郃・徐晃等を督して漢中を守らしめ、丞相の長史杜襲を以て駙馬都尉と爲し、留まりて漢中の事を督せしむ。襲、綏懷開導す。百姓自ら樂しみ、出でて洛鄴に徙る者、八萬餘口あり。

八月、孫權、衆十萬を率ゐて合肥を圍む。時に張遼・李典・樂進、七千餘人を將ゐて合肥に屯す。魏公操が張魯を征するや、教を爲りて合肥の護軍薛悌に與へ、函邊に署して曰はく、「賊至らば乃ち發け」と。權至るに及びて教を發く。教に曰はく、「若し孫權至らば、張・李將軍は出でて戰へ、樂將軍は守れ。護軍は與に戰ふを得る勿かれ」と。諸將、衆寡の敵せざるを以て、之を疑ふ。張遼曰はく、

【三】張云。操、張遼・李典が勇銳なるを以て、これを以て戰はしめ、樂進は持重するを以て、これを以て守らしめ、薛悌は文吏なるを以て、與に戰ふを得る勿からしむ。

「公は遠征して外に在り。救の至る比ほひ、彼、我を破らんこと必せり。是を以て、教指、其の未だ合はざるに及びて、逆へて之を撃ち、其の盛勢を折き、以て衆心を安んじ、然る後、守る可しとなり」と。進等、對ふる莫し。遼怒りて曰はく、「成敗の機は、此の一戰に在り。諸君若し疑はば、遼將に獨り之を決せんとす」と。李典は素より遼と睦まじからず、慨然として曰はく、「此れ國家の大事なり。君の計、何如を顧みるのみ。吾、私憾を以てして公義を忘る可けんや。請ふ君に従つて出でん」と。是に於て、遼、夜、敢從の士を募り、八百人を得、牛を椎して犒饗す。明旦、遼、甲を被り戟を持ち、先登して陳を陷れ、數十人を殺し、二大將を斬り、大呼して自ら名いひ、壘を衝きて入り、權の麾下に至る。權大に驚き、爲す所を知らず、走りて高冢に登り、長戟を以て自ら守る。遼、權を叱して下り戰はしめんとす。權、敢て動かさず、遼が將ゐる所の衆少きを望見し、乃ち聚まりて遼を圍むこと數重。遼、急に撃つ。圍開く。(遼)麾下數十人を將ゐて、出づるを得たり。餘衆號呼して曰はく、「將軍、我を棄つるや」と。遼復た前みて圍を突き、餘衆を抜き出す。權の人馬、皆、披靡し、敢て當る者無し。旦より戰ひ、日中に至る。吳の人、氣を奪はる。(遼)乃ち還りて守備を脩む。衆心遂に安し。權(圍ミ)合肥を守ること十餘日、城、拔く可からず、軍を徹して還る。兵、皆、路に就く。權、諸將と、逍遙津の北に在り。張遼、覘望して之を知り、即ち歩騎を將ゐて奄に至る。甘寧、呂蒙等

【三】椎。撃ち殺す。
【三】逍遙津。今の安徽省安慶道合肥縣の境に在り。水上に橋梁あり。

と、力戦して敵を打ぐ。凌統、親近を率ゐ、權を扶けて圍を出でしめ、復た還りて遼と戦ふ。左右盡く死し、身も亦創を被る。權已に免れたるを度り、乃ち還る。權、駿馬に乗り、津橋に上る。橋南は已に徹し、丈餘、版無し。親近監、谷利、馬の後に在り、權をして鞍を持ちて、控を緩めしめ、利、後に於て鞭を著け、以て馬勢を助く。遂に超え度るを得たり。賀齊、三千人を率ゐて津南に在り、權を迎ふ。權、是に由りて、免るるを得たり。權、大船に入り、宴飲す。賀齊、席を下りて涕泣して曰はく、『至尊は人主なり。常に當に持重すべし。今日の事、幾ど禍敗を致さんとし、羣下震ひ怖れ、天地無きが若くなりき。願はくは此を以て終身の誠と爲せ』と。權自ら前みて其の涙を収めて曰はく、『大に慙づ。己を謹み心に刻まん。但だ、紳に書するのみに非ざるなり』と。

【三四】 親近監。官名。
 【三五】 谷利。谷は姓、利は名。
 【三六】 控。馬鞆。たづな。
 【三七】 紳に書す。論語衛靈公篇に、子張、孔子の言を以て、これを紳に書す、とあり。紳

とは公卿の朝服の大帶なり。忘れざらんが爲めに帯に書するなり。
 【三八】 名號侯。名號のみにして租を食まざる侯。

九月、巴賈の夷帥・朴胡・杜濩・任約、各其の衆を擧げて來附す。是に於て巴郡を分ち、胡を以て巴東の太守と爲し、濩を巴西の太守と爲し、約を巴郡の太守と爲し、皆、列侯に封す。

冬十月、始めて名號侯を置き、以て軍功を賞す。

十一月、張魯、家屬を將ゐて出で降る。魏公操、逆へて魯を鎮南將軍に拜し、待するに客禮を以て

し、閬中侯に封す。邑萬戶。魯の五子及び閬圍等を封じて、皆、列侯と爲す。

習鑿齒論じて曰はく、閬圍、魯を諫めて『王たる勿かれ』といひ、

而して曹公、之を追封せり。將來の人、孰か順を思はざらん。『其の本源を塞げば、末流自ら止む』とは、其れ此の謂か。若し乃ち此に明かならずして、

焦爛の功を重んじ、豊爵厚賞、死戦の士に止まらば、

則ち民、亂有るを利とし、俗、殺伐を競ひ、兵を阻み力に杖り、干戈

戡まらざらん。曹公の此の封は、賞罰の本を知ると謂ふ可し。

程銀・侯選・龐惠、皆、魯に隨つて降る。魏公操、銀・選の官爵を復し、惠を立義將軍に拜す。

張魯が巴中に走るや、黃權、劉備に言つて曰はく、『若し漢中を失はば、

則ち三巴振はざらん。此れ蜀の股臂を割くと爲すなり』と。備乃ち權を

以て護軍と爲し、諸將を率ゐて魯を迎へしむ。魯已に降る。權遂に朴胡・杜

濩・任約を撃ち、之を破る。魏公操、張郃をして諸軍を督して三巴を狗へし

め、其の民を漢中に徙さんと欲す。郃進みて

がしむること、五十餘日。飛襲うて郃を撃ち、大に之を破る。郃走りて南鄭に還る。備も亦成都に還

【三九】 閬中。縣の名、巴郡に屬す。故城は今の四川省嘉陵道閬中縣の西に在り。
 【四〇】 閬圍云云。六十四卷建安六年に見ゆ。
 【四一】 焦爛。此は徐福の焦頭爛額云云の故事を引く。二十五卷宣帝地節五年に見ゆ。
 【四二】 程銀云云。程銀・侯選は關中の部帥なり。龐惠は馬超の將なり。渭南冀城の敗に、皆、張魯に奔る。
 【四三】 三巴。巴東、巴西、巴郡。
 【四四】 宕渠。縣の名、巴西郡に屬す。故城は今の四川省嘉陵道渠縣の東北に在り。

る。操、故の韓遂・馬超等の兵五千餘人を徙し出し、平難將軍殷署等をして督領せしむ。扶風の太守趙儼を以て關中護軍と爲す。操、儼をして千二百の兵を發し、漢中の守禦を助けしむ。殷署、督して之を送る。行く者樂しまず。儼、護送して斜谷口に至る。還りて未だ營に至らざるに、署の軍、叛亂す。儼自ら歩騎百五十人を隨ふ。皆、叛者の親黨なり。之を聞きて各、驚き、甲を被り兵を持ち、復た自ら安んぜず。儼、徐ろに諭すに成敗を以てし、慰勵すること懇切なり。皆、慷慨して曰はく、『死生、當に護軍に隨ふべし。敢て二有らず』と。前んで諸營に到り、各、召して諸姦の結叛せる者八百餘人を料り簡び、散じて原野に在らしめ、儼、令を下し、惟だ其の謀を造せる魁率を取らへて之を治め、餘は一に問はず、郡縣の收め送る所は、皆、放ち遣らしむ。乃ち即ち相率ゐて還り降る。儼、密に白す、『宜しく遣りて將りて大營に詣らしむべし。舊兵を請うて關中を鎮守せん』と。魏公操、將軍劉柱を遣はし、二千人を將ゐて往かしめ、『當に到るを須ちて乃ち發遣すべし』といふ。俄にして事露はる。諸營大に駭き、安諭す可からず。儼遂に宣言す、『當に新兵の濃厚なる者千人を差び留めて、關中を鎮守すべし。其餘は悉く遣りて東せしめん』と。便ち主者を見、諸營兵の名籍を内れ、立ちどころに之を差別す。留まる者意定まり、儼と心を同じくし、其の當に去るべき者も、亦、敢て

- 【四〇】 平難將軍は曹氏の置く所なり。
- 【四一】 大營。操の營をいふ。
- 【四二】 安諭。これを諭して安んぜしむる也。
- 【四三】 差。擇ぶ也。
- 【四四】 東。操の營に赴かしむる也。
- 【四五】 主者。兵籍を主る者。

動かす。儼、一日、盡く遣りて道に上らしめ、因つて留まる所の千人をして之を分布羅落せしむ。
 〔一〕 東兵尋いで至る。〔二〕 乃ち復た脅し諭し、并せて〔留まる〕千人を徙し、相及びて共に東せしむ。凡そ全くして致す所、二萬餘口なり。

二十一年、春二月、魏公操、鄴に還る。

夏五月、魏公操の爵を進めて王と爲す。初め、中尉崔琰、鉅鹿の楊訓を操に薦む。操、之を禮辟す。操が爵を進むるに及びて、訓、表を發し、功德を稱頌す。或は訓を笑つて、世を希うて浮僞なりとし、琰を謂つて、擧ぐる所を失ふと爲す。琰、訓より表草を取りて之を視、訓に書を與へて曰はく、『表を省るに事佳なるのみ。時なるかな時なるかな、會ず當に變有るべし』と。時に琰の本意は、論者が譴呵を好みて、情理を尋ねざるを譏るなり。時に琰と宿より平かならざる者有り、『琰、世に傲りて怨謗し、意旨不遜なり』と白す。操怒り、琰を收へて獄に付し、髡して徒隸と爲す。

- 【一】 分布羅落。行く者の間に分布して羅列してこれを遮落する也。
- 【二】 東兵。劉柱の將ある所の兵。
- 【三】 中尉は秦の官、漢これに因る。武帝に至りて改めて執金吾と爲す。今、操復た中尉を置く、則ち漢の執金吾の職なり。
- 【四】 意旨不遜。琰が「會ず當に變有るべし」といへるを以て、意旨不遜と爲すなり。
- 【五】 虬須直視。虬須は卷鬚。ちぢれたる鬚。直視とは、ちつと人を見つめること。忿怒の姿を形容せるなり。

前に琰を白せる者、復た之を白して云はく、『琰、徒と爲り、賓客に對して、虬須直視し、瞋る所有るが若し』と。遂に琰に死を賜ふ。尙書僕射毛玠、琰が辜無きを傷み、心、悦ばず。人復た「玠、怨み

誘る」と白す。操、玠を收へて獄に付す。侍中桓階、和洽、皆之が爲めに陳理す。操聽かず。階、其の事を案實せんことを求む。王曰はく、「事を言ふ者、玠を白す。但に吾を誘るのみにあらざるなり。乃ち復た崔琰の爲めに歟望すと。此れ君臣の恩義を捐て、妄に死友の爲めに怨讎するなり。殆ど忍ぶ可からざるなり」と。洽曰はく、「事を言ふ者の言の如くんば、玠の罪過深重にして、天地の覆載する所に非ず。臣、敢て玠を曲理して以て大倫を枉げんとするに非ざるなり。以ふに、玠、歴年、寵を荷ひ、剛直忠公にして、衆に憚らる。宜しく此れ有るべからずと。然れども人情は保し難し、要す宜しく考覈し、兩つながら其の實を驗すべし。今、聖恩、之を理に致すに忍びずんば、更に曲直の分をして明かならざらしめん」と。操曰はく、「考せざる所以は、玠及び事を言ふ者を兩つながら全くせんと欲するのみ」と。洽對へて曰はく、「玠、信に主を誘るの言有らば、當に之を市朝に肆すべし。若し玠此の言無くんば、事を言ふ者、誣を大臣に加へ、以て主聽を誤るなり。檢覈を加へずんば、臣竊に安んぜず」と。操、卒に窮治せず。玠遂に免黜せられ、家に終る。是の時、西曹掾沛國の丁儀、事を用ふ。玠の罪を獲るは、儀、力有り。羣下、之を畏れて目を側つ。尙書僕射何夔及び東曹屬東莞の徐奕、獨り、儀に事へず。儀、奕を譖す。(奕)出でて魏郡の太守と爲る。

- 【四】陳理。辯明する也。
- 【五】王。曹操をいふ。
- 【六】歟望。怨望する也。
- 【七】死友。亡友なり。

- 【八】大倫。孟子曰はく、内は則ち父子、外は則ち君臣は、人の大倫なりと。
- 【九】保。保證する也。

桓階が之を(10)左右するに頼りて、免るを得たり。尙書傅選、何夔に謂つて曰はく、「儀已に毛玠を害せり。子宜しく少しく之に下るべし」と。夔曰はく、「不義を爲せば、適に其の身を害するに足る。焉んぞ能く人を害せん。且つ姦佞の心を懷きて明朝に立てば、其れ久しきを得んや」と。崔琰の從弟林、嘗て陳羣と共に冀州の人士を論じ、琰を稱して首と爲す。羣、智、身を存せざるを以て之を貶す。林曰はく、「大丈夫、邂逅有るが爲めのみ。卽し卿諸人の如きは、良に貴ぶに足らんや」と。

五月己亥朔、日、之を食する有り。

(11)代郡の烏桓の三大人、皆、單于と稱し、力を恃みて驕恣なり。太守、治むる能はず。魏王操、丞相の倉曹屬裴潛を以て太守と爲し、授くるに精兵を以てせんと欲す。潛曰はく、「單于、自ら、放横なること日久しきを知る。今、多く兵を將ゐて往かば、必ず懼れて境を拒がん。少しく將ゐば則ち憚られざらん。宜しく計謀を以て之を圖るべし」と。遂に單車、郡に之く。單于驚き喜ぶ。潛、撫するに恩威を以てす。單于、讐服す。

初め、南匈奴、久しく塞内に居り、編戸と大同にして、而も貢賦を輸さず。議者、「恐らくは其の戸口滋蔓せば、浸く禁制し難からん。宜しく豫め之が防を爲すべし」といふ。秋七月、南單于呼廚

- 【一〇】左右。助くる也。
- 【一一】邂逅。思ひもよらぬ偶然の出來事をいふ。
- 【一二】代郡の烏桓單于は、其一を普盧と曰ひ、其の二を無臣氏と曰ひ、其の三は未だ詳かならず。
- 【一三】漢の公府には倉曹有り、掾有り、屬あり。倉穀の事を掌る。
- 【一四】南匈奴云云。光武の建武二十六年より、入りて塞内に居る。

泉、魏に入朝す。魏王操、因つて之を鄴に留め、右賢王去卑をして其の國を監せしむ。單于、歲ごとに綿絹錢穀を給せらるること列侯の如く、子孫、其の號を傳襲す。其の衆を分ちて【一】五部と爲し、各其貴人を立てて帥と爲し、漢人を選びて司馬と爲し、以て之を監督す。

八月、魏、大理鍾繇を以て相國と爲す。

冬十月、魏王操、兵を治め、孫權を撃たんとし、十一月、譙に至る。

【一】五部云云。分ちて左右前後中の五部と爲し、分ちて并州の諸郡に居らしめ、而して國を監する者、平陽に居る。

卷の第六十八

漢紀六十

孝獻皇帝癸

建安二十二年、春正月、魏王操、居巢に軍す。【一】孫權、濡須に保す。二月、操進みて之を攻む。初め右護軍蔣欽、宣城に屯す。【二】燕湖の令徐盛、欽の屯吏を收へ、表して之を斬る。權が濡須に在るに及びて、欽、呂蒙と與に、諸軍の節度を持す。欽毎に徐盛の善を稱す。權、之に問ふ。欽曰はく、「盛は忠にして勤、膽略器用有り。好き萬人の督なり。今、大事未だ定まらず。臣當に國を助けて才を求むべし。豈に敢て私恨を挾みて以て賢を蔽はんや」と。權、之を善しとす。三月、操、軍を引き還り、伏波將軍夏侯惇を留め、曹仁、張遼等二十六軍を都督し、居巢に屯せしむ。權、都尉徐詳をして操に詣りて降を請はしむ。操、使を報じ好を修め、重

【一】建安二十二年。西紀一九七年。

【二】居巢。縣の名、廬江郡に屬す。今の安徽省安慶道巢縣。

【三】孫權が保する所は、十七年に築く所の濡須塢なり。

【四】宣城。縣の名、丹陽郡に屬す。故城は今の安徽省蕪湖道南陵縣の東四十里に在り。

【五】蕪湖。縣の名、丹陽郡に屬す。故城は今の安徽省蕪湖道蕪湖縣の東に在り。

ねて婚を結ばんと誓ふ。權、平虜將軍周泰を留めて、濡須を督せしむ。朱然・徐盛等、皆、所部に在り、泰が寒門なるを以て服せず。權、諸將を會し、大に酣樂を爲し、泰に命じて衣を解かしめ、權、手自ら其の創痕を指し、問ふに「創痕」起る所を以てす。泰輒ち昔戰鬪せし處を記して以て對ふ。畢りて復た服せしめ、權、其の臂を把り、涕を流して曰はく、「幼平、卿、孤兄弟の爲めに、戰ふこと熊虎の如く、軀命を惜まず、創を被ること數十、膚、刻畫せるが如し。孤も亦、何の心ありてか・卿を待つに骨肉の恩を以てし・卿に委ぬるに兵馬の重きを以てせざらんや」と。坐罷みて駕を住め、泰をして兵馬を以て道從し、鼓角を鳴らし、鼓吹を作して出でしむ。是に於て盛等乃ち服す。

夏四月、魏王操に詔して、天子の旌旗を設け、出入するに警蹕を稱せしむ。

六月、魏、軍師華歆を以て御史大夫と爲す。

冬十月、魏王操に命じて、(一〇)冕は十有二旒、(一一)金根車に乗り、六馬を駕

し、(一二)五時の副車を設けしむ。

魏、五官中郎將丕を以て太子と爲す。初め魏王操、丁夫人を娶ふ、子無し。妾劉氏、子昂を生む。

- 【六】 平虜將軍は蓋し孫氏創めて置くなり。
- 【七】 寒門。微賤の出身なるをいふ。
- 【八】 幼平。周泰の字。
- 【九】 道。導と通ず。
- 【一〇】 冕はかんむり。旒は絲に貫きて冕の前後に垂るる珠玉なり。
- 【一一】 金根車。もと天子の乘輿なりしが、漢唐の制、太皇太后・皇太后・皇后の乘車。
- 【一二】 五時の副車。五方の色を以て塗られたる五つの副車なり。五方の色とは青赤黃白黒なり。

丕氏、四子・丕・彰・植・熊を生む。王、丁夫人をして母として昂を養はしむ。(一三)昂、穰に死す。丁夫人、哭泣すること節無し。操怒りて之を出し、丕氏を以て繼室と爲す。植、性機警にして、甄能多く、才藻敏贍なり。操、之を愛す。操、女を以て丁儀に妻せんと欲す。丕、儀の(一四)目眇なるを以て、之を諫止す。儀、是に由りて丕を怨み、弟黃門侍郎廣及び丞相の主簿楊修と與に、數、臨菑侯植の才を稱し、操に・立てて以て嗣と爲さんこと勸む。修は彪の子なり。操、函を以て密に外に訪ふ。尙書崔琰、(一五)露板をもて答へて曰はく、「春秋の義は、子を立つるには長を以てす。加ふるに五官將は仁孝聰明なり。宜しく正統を承くべし。琰、死を以て之を守らん」と。植は琰の兄の女婿なり。尙書僕射毛玠曰はく、「近者、袁紹は、嫡庶を分たざりしを以て、宗を覆し國を滅ぼせり。廢立は大事なり。宜しく聞すべき所に非ず」と。東曹掾邢顒曰はく、「庶を以て(一六)宗に代ふるは、先世の戒なり。願はくは殿下、深く之を察せよ」と。丕、人をして太中大夫賈詡問はしむるに、自ら固くするの術を以てす。詡曰はく、「願はくは將軍、徳度を恢崇し、素士の業を躬づからし、朝夕孜孜として、子の道に違はざれ。此の如くせんのみ」と。丕、之に従ひ、深く自ら砥礪す。它日、操、人を屏けて詡に問ふ。詡・嘿然として對へず。操曰はく、「卿と言ふに、答へざるは、何ぞや」と。詡曰はく、「屬、思ふ所有り。故

- 【一三】 昂云云。六十二卷建安二
- 【一四】 眇。一目小なり。
- 【一五】 露板。開封せる上書。
- 【一六】 春秋云云。公羊傳に曰く、嫡を立つるには、長を以てして、賢を以てせずと。
- 【一七】 宗。嫡子。

に即ち對へざるのみ」と。操曰はく、「何をか思ふ」と。詔曰はく、「袁本初、劉景升父子を思ふなり」と。操大に笑ふ。操嘗て出で征するるとき、丕・植・竝に路の側に送る。植、功德を稱述し、言を發するに章有り。左右、目を屬し、操も亦悦ぶ。丕・悵然として自失す。濟陰の吳質・耳語して曰はく、「王、當に行くべし。涕を流して可なり」と。辭するに及びて、丕・涕泣して拜す。操及び左右咸歎歎す。是に於て、皆以へらく、植は華辭多くして、誠心及ばざるなりと。植は既に性に任せて行ひ、自ら雕飾せず。五官將は、之を御するに術を以てし、情を矯めて自ら飾る。宮人・左右、竝に之が爲めに稱説す。故に遂に定められて太子と爲る。

左右長御、下夫人に賀して曰はく、「將軍、太子に拜せらる。天下、喜ばざるもの莫し。夫人、當に府藏を傾けて以て賞賜すべし」と。夫人曰はく、「王、自ら、丕の年大なるを以て、故に用て嗣と爲す。我は但だ當に教導する無きの過を免るるを以て、幸と爲すべきのみ。亦何爲れぞ當に重く賜遺すべけんや」と。長御還り、具に以て操に語る。操悦びて曰はく、「怒れども容を變せず、喜べども節を失はざるは、故に最も難しと爲す」と。太子、議郎辛毗の頸を抱きて言つて曰はく、「辛君、我が喜を知るや不や」と。毗、以て其の女憲英に告ぐ。憲英・歎じて曰はく、「太子は、君に代りて宗廟社稷を主る者なり。君に代るは、以て威へざる可からず。國を主るは、以て懼れざる可からず。

- 【一〇】 袁本初。袁紹父子の事は六十四卷六年七年に見ゆ。
- 【一一】 劉景升。劉表父子の事は、六十五卷十三年に見ゆ。
- 【一二】 左右長御。夫人の侍者。漢の皇后宮に旁側長御あり。
- 【一三】 將軍。丕、五官中郎將たり、故に將軍と稱す。

宜しく威へて懼るべきに、而も反つて以て喜と爲す。何を以てか能く久しからん。魏は其れ昌えざらんか」と。之を久しうして、臨菑侯植、車に乗りて馳道の中を行き、司馬門を開きて出づ。操大に怒る。公車令・坐して死す。是に由りて、諸侯の科禁を重くし、而して植の寵日に衰ふ。植の妻、繡を衣る。操、臺に登りて之を見る。制命に違ふを以て、家に還りて死を賜ふ。

- 【一四】 馳道云云。漢の法令の中には、車馬に騎乗して馳道の中を行けば、車馬を没入すと規定せり。
- 【一五】 司馬門云云。魏の制、司馬門は、惟だ車駕出づるとき、乃ち開くのみ。
- 【一六】 制命に違ふを以て植の妻を罪す、當時蓋し錦繡を衣るを禁ぜしなり。
- 【一七】 下辨。縣の名、武都郡に屬す。故城は今の甘肅省渭川道成縣の西に在り。

法正、劉備に説きて曰はく、「曹操一舉して、張魯を降し、漢中を定め、此の勢に因りて以て巴蜀を圖らずして、夏侯淵・張郃を留めて屯守せしめ、身遽に北に還りしは、此れ其の智速ばずして、力足らざるに非ざるなり。必ず將に内に憂備有らんとするが故なるのみ。今、淵・郃の才略を策るに、國の將帥に勝へず。衆を擧げて往きて討たば、必ず之に克つ可し。之に克つの日、農を廣め穀を積み、糧を觀隙を伺はば、上は以て寇敵を傾覆し王室を尊獎す可く、中は以て雍・涼を蠶食し境土を廣拓す可く、下は以て要害を固守し持久の計を爲す可し。此れ蓋し天以て我に與ふ。時、失ふ可からざるなり」と。備、其の策を善しとし、乃ち諸將を率ゐて、兵を漢中に進め、張飛・馬超・吳蘭等を遣はして下辨に屯せしむ。魏王操、都護將軍曹洪を遣はして之を拒がしむ。

- 【一八】 下辨。縣の名、武都郡に屬す。故城は今の甘肅省渭川道成縣の西に在り。

る。三月、張飛・馬超 走る。休は魏王の族子なり。

夏四月、代郡・上谷の烏桓無臣氏等反す。是より先、魏王操、代郡の太守裴潜を召して、丞相の理

曹掾と爲す。操、潜が代を治むるの功を美む。潜曰はく、「潜は、百姓に於ては寛なりと雖も、諸胡に

於ては峻なりと爲す。今、繼ぐ者、必ず、潜が治を爲すこと嚴に過ぎたりと以ひ、而して事、寛惠を加

へん。彼は素より驕恣なれば、寛に過ぎば必ず弛まん。既に弛まば、將に之を攝ふるに法を以てせん

とす。此れ怨叛の由つて生ずる所なり。執を以て之を料るに、代必ず復た

叛せん」と。是に於て、操、深く潜を還すの速かなりしを悔ゆ。後數十日、

三單于の 反問果して至る。操、其の子鄴陵侯彰を以て、驍騎將軍(事)を

行はしめ、之を討たしむ。彰、少くして射御を美しくし、膂力、人に過ぐ。

操、彰を戒めて曰はく、「家に居りては父子たれども、事を受けては君臣

たり。動くに王法を以て事に從へ。爾其れ之を戒めよ」と。

劉備、陽平關に屯す。夏侯淵・張郃・徐晃等、之と相拒ぐ。備、其の將陳式等を遣はし、馬鳴閣の

道を絶たしむ。徐晃撃ちて之を破る。張郃、廣石に屯す。備、之を攻め、克つ能はず。急書して益州

の兵を發せしむ。諸葛亮、以て從事韃爲の楊洪に問ふ。洪曰はく、「漢中は益州の咽喉にして、存亡

の機會なり。若し漢中無くんば、則ち蜀無からん。此れ家門の禍なり。兵を發するに何ぞ疑はん」

と。時に法正、備に從つて北に行く。亮、是に於て、洪を表して蜀郡の太守を領せしむ。衆事皆辦す。

遂に眞に即かす。初め韃爲の太守李嚴、洪を辟して功曹と爲す。嚴未

だ韃爲を去らざるに、洪已に蜀郡(守)と爲る。洪、「門下の 書佐何祗

才策有り」と擧ぐ。洪尙ほ蜀郡に在るに、祗已に廣漢の太守と爲る。是を

以て、西土、咸、諸葛亮が能く時の人の器用を盡すに服す。

秋七月、魏王操自ら將として劉備を撃たんとし、九月、長安に至る。

曹彰、代郡の烏桓を撃ち、身自ら搏戦し、鎧、數箭に中れども、意氣益

厲しく、勝に乗じ北ぐるを逐ひ、桑乾の北に至り、大に之を破る。斬首

獲生、千を以て數ふ。時に鮮卑の大人 軻比能、數萬騎を將る、疆

弱を觀望す。彰が力戰して、向ふ所 皆破るるを見、乃ち服せんと請ふ。北

方悉く平ぐ。

南陽の吏民、(一)繇役に苦しむ。冬十月、宛の守將侯音・反す。南陽の太

守 東里袞、功曹應余と與に、(二)進竄して、出づるを得たり。音、騎を遣

はして之を追ふ。飛矢交、流る。余、身を以て袞を蔽ひ、七劍を被りて死

す。音の騎、袞を執へて以て歸る。時に征南將軍曹仁、樊に屯し、以て荊州を鎮す。魏王操、仁に命

す。

漢孝獻皇帝建安二十三年

【三】 情見はれ勢屈す、其の走
るは宜なり。
【四】 反問。反問。反せりとの
上奏。
【五】 馬鳴閣。今の四川省嘉陵
道昭化縣に在り。
【六】 廣石。當に巴漢の間に在
るべし。

【七】 遂に云云。遂に洪をして
法正に代りて眞の蜀郡の太守
たらしむる也。
【八】 書佐。文書を主る官。
【九】 桑乾。縣の名、代郡に屬
す。今の直隸省江北道蔚縣の
東北に在り。
【一〇】 獲生。捕虜なり。
【一一】 軻比能。もと小種の鮮卑
なりしが、勇健にして食らず、
法を斷すること平端なるを以
て、衆これを推して大人と爲
す。
【一二】 繇役に苦しむ。曹仁の軍
に供給するに苦しむ也。
【一三】 東里袞。東里は姓、袞は
名。魏志武帝紀注には、袞は
襄に作る。
【一四】 進竄。逸走逃竄なり。

じ、還りて音を討たしむ。功曹宗子卿、音に説きて曰はく、「足下、民心に順つて大事を擧ぐ。遠近、風を望まざるもの莫し。然れども郡將を執ふるは、逆にして益無し。何ぞ之を遣らざる」と。音、之に従ふ。子卿、夜に因りて城を踰え、太守に従ひ、餘民を收めて音を圍む。會、曹仁の軍至る。共に之を攻む。

二十四年、春正月、曹仁、宛を屠り、候音を斬り、復た樊に屯す。

初め夏侯淵、戰、數、勝つと雖も、魏王操常に之を戒めて曰はく、「將

と爲りては、當に怯弱の時有るべし。但だ勇を恃むのみなる可からざるなり。將は當に勇を以て本と爲し、之を行ふに智計を以てすべし。但だ勇に任ずるを知るは、一匹夫の敵なるのみ」と。淵と劉備と相拒ぎて年を踰ゆるに及びて、備、陽平より、南して沔水を渡り、山に緣りて稍く前み、

定軍山に營す。淵、兵を引きて之を争ふ。法正曰はく、「撃つ可し」と。

備、討虜將軍黃忠をして、高きに乗じ、鼓譟して之を攻めしむ。淵の軍大に敗る。淵及び益州の刺史趙顛を斬る。張郃、兵を引きて、陽平に還る。是の時、新に元帥を失ひ、軍中擾擾として、爲す所を知らず。督軍杜襲、淵の司馬太原の郭淮と與に、散卒を收斂し、諸軍に號令して曰はく、「張將軍

【一】定軍山。陝西省漢中道沔縣の東南に在り。

【二】顛が益州の刺史たるは操の命する所なり。

【三】陽平に還る。廣石より陽平に還りし也。

【四】初め操が東に還るとき、襲を留めて漢中の軍事を督せしむ。

は國家の名將にして、劉備の憚る所なり。今日、事急なり。張將軍に非ずんば、安んずる能はざらん」と。遂に權宜をもて郃を推して軍主と爲す。郃出でて兵を勸し陳を按ず。諸將、皆、郃の節度を受く。衆心乃ち定まる。明日、備、漢水を渡りて來り攻めんと欲す。諸將、衆寡の敵せざるを以て、水に依りて陳を爲し以て之を拒がんと欲す。郭淮曰はく、「此れ弱きを示すものにして、敵を挫くに足らず。算に非ざるなり。水に遠ざかりて陳を爲し引きて之を致し、半濟りて後之を撃つに如かず。備、破る可からん」と。既に陳す。備疑うて、渡らず。淮遂に堅く守り、還心無きを示す。狀を以て魏王操に聞す。操、之を善しとし、使を遣はして郃に節を假し、復た淮を以て司馬と爲す。

二月壬子晦、日、之を食する有り。

三月、魏王操、長安より、斜谷に出で、軍をもて要を遮り、以て漢中に臨む。劉備曰はく、「曹公、來ると雖も、能く爲す無からん。我必ず漢川を有たん」と。乃ち衆を斂めて險を拒ぎ、終に鋒を交へず。操、米を北山の下に運ぶ。黃忠、兵を引きて、之を取らんと欲す。期を過ぎて、還らず。翊軍將軍趙雲、數十騎を將ひ、營を出でて之を視る。操が兵を揚げて大に出づるに値ふ。雲猝に與に相遇ひ、遂に前みて其の

【五】權宜。臨時の適宜のほからひ。

【六】算に非ず。良策に非ず。

【七】斜谷。終南山の谷なり。陝西省關中道郿縣の西南に在り。長さ四百二十里。西口を襄と曰ひ、東口を斜と曰ふ。

【八】軍をもて要を遮り。斜谷は道險なるを以て、操、備に邀へ截たれんことを恐れ、先づ軍を以て要害の處を遮り、乃ち進みて漢中に臨まんとするなり。一説に「進要に軍し」と讀み、進要は地名なりと曰ふ。

陳を突き、且つ鬪ひ且つ却く。魏の兵、散じて復た合し、追うて營下に至る。雲、營に入り、更に大に門を開き、旗を偃せ鼓を息む。魏の兵、雲に伏有らんことを疑ひ、引きて去る。雲、雷鼓、天に震ひ、惟だ勁弩を以て後に於て魏の兵を射る。魏の兵驚駭し、自ら相蹂踐し、漢水の中に墮ち、死する者甚だ多し。備、明旦、自ら來り、雲の營に至り、昨戦ひし處を視て曰はく、『子龍は、一身都て是れ膽なり』と。操、備と相守ること積月、魏の軍士多く亡ぐ。夏五月、操、悉く漢中の諸軍を引き出し、長安に還る。劉備遂に漢中を有つ。操、劉備が北して、武都の氏を取り以て關中に逼らんことを恐れ、雍州の刺史張既に問ふ。既曰はく、『勸めて北して出でて穀に就き以て賊を避けしむ可し。前に至る者には、其の寵賞を厚くせば、則ち先んずる者は利を知り、後必ず之を慕はん』と。操、之に従ひ、既をして武都に之かしめ、(二)氏五萬餘落を徙し、出でて扶風・天水の界に居らしむ。

四一六
【九】子龍。趙雲の字。
【一〇】武都。もと、白馬氏の地。
【一一】操、武都を棄てて有たず、諸氏、散じて秦川に居る。苻氏が華を亂ること此れより始まる。
【一二】下莊子。戰國策に曰はく、下莊子、虎を刺さんとす、管豎子、これを止めて曰はく、兩虎方に牛を食ふ。牛甘ければ必ず争鬪せん。則ち大なる者は傷き、小なる者は死せん。傷くに從つてこれを刺せば、一舉して必ず兩獲有らんと。莊子、これを然りとし、果して二虎を獲たりと。
【一三】秭歸。湖北省荆南道秭歸縣。

外は國威を假り、内は傲悖を生ず。計定まり勢足らば、後即ち反せんのみ。今、方に、蜀を定むるを事とす。且く宜しく兩つながら存して之を鬪はせ、猶ほ(三)下莊子が虎を刺ししがごとく、坐ながら其の敵を收むべきなり』と。王曰はく、『善し』と。歲餘にして、鸞遂に俊を殺し、武威王祕、又、鸞を殺す。
劉備、宜都の太守扶風の孟達を遣はし、(四)秭歸より、北して、房陵を攻めしめ、房陵の太守蒯祺を殺す。又、(五)養子副軍中郎將劉封を遣はし、漢中より、沔水に乗じて下り、達の軍を統べしむ。達と會して、上庸を攻む。上庸の太守申耽、郡を擧げて降る。備、耽に征北將軍を加へ、上庸の太守を領せしめ、耽の弟儀を以て建信將軍、西城の太守と爲す。
秋七月、劉備自ら漢中王と稱し、壇場を、沔陽に設け、兵を陳ね衆を列ね、羣臣位に陪す。奏を讀み訖り、乃ち璽綬を拜受し、王冠を御す。驛に因りて拜章し、假る所の、左將軍・宜城亭侯の印綬を上還す。子禪を立てて王太子と爲す。(六)牙門將軍義陽の魏延を拔きて鎮遠將軍と爲し、漢中の太守を領し、以て漢川を鎮せしめ、備還りて成都に治し、許靖を以て太傅と爲し、

【一四】房陵。同省襄陽道房縣。
【一五】劉封はもと羅侯寇氏の子長沙の劉氏の甥なり。備、荆州に至り、未だ繼嗣有らざるを以て、これを養つて子と爲す。
【一六】上庸。もと縣の名、漢中郡に屬す。漢末、郡を置く。故城は今の湖北省襄陽道竹山縣の東南に在り。
【一七】西城。縣の名、漢中郡に屬す。備分ちて、以て郡と爲す。故城は今の陝西省漢中道安康縣の西北に在り。
【一八】沔陽。縣の名、漢中郡に屬す。故城は今の陝西省漢中道沔縣に在り。
【一九】左將軍宜城亭侯。皆、操が表授せし所なり。
【二〇】牙門鎮遠。皆劉備が創置せし將軍の號なり。

し、關羽を前將軍と爲し、張飛を右將軍と爲し、馬超を左將軍と爲し、黃忠を後將軍と爲し、餘は皆位を進むること差有り。益州の前部司馬韃爲の費詩を遣はし、即きて關羽に印綬を授けしむ。羽、黃忠の位己と竝ぶと聞き、怒りて曰はく、「大丈夫、終に老兵と列を同じくせず」と。肯て受拜せず。詩、羽に謂つて曰はく、「夫れ王業を立つるには、用ふる所に非ず。昔、蕭・曹は高祖と少小よりの親舊なり。而して陳・韓は亡命して後至る。其の班列を論するに、韓最も上に居る。未だ蕭・曹が此を以て怨と爲せるを聞かず。今、漢中王、一時の功を以て、漢室を隆崇す。然れども意の輕重は、寧んぞ當に君侯と齊しかるべけんや。且つ王と君侯とは、譬へば猶ほ一體のごとく、体を同じくし戚を等しくし、禍福、之を共にす。愚謂ふに、君侯は宜しく官號の高下・爵祿の多少を計りて意と爲すべからざるなり。僕は一介の使、命を衝むの人なり。君侯、受拜せざることを、是の如くんば便ち還らん。但だ相爲めに此の舉動を惜み、後悔有らんことを恐るるのみ」と。羽大に感悟し、遂に即ち受拜す。

詔して、魏王操の夫人卞氏を以て王后と爲す。
孫權、合肥を攻む。時に諸州の兵、淮南に戍す。揚州の刺史溫恢、兗州の刺史裴潛に謂つて曰はく、「此の間は、賊有りと雖も、然も憂ふるに足らず。今、水潦方に生じ、而して子孝は縣軍にして、遠備有る

【一】蕭、曹、蕭何、曹參。
【二】陳韓云云。陳平・韓信は楚より來る。韓信は王となり、而して蕭何・曹參は侯たり。
【三】漢室。太平御覽には漢叔に作り、注に漢叔は黃忠の字なりといふ。三國志劉志黃忠傳に云はく、字は漢升と。
【四】魏、漢の九江郡を改めて淮南郡と爲す。

無し。關羽は驍猾なり。政に征南に變有らんことを恐るるのみ」と。已にして關羽果して南郡の太守糜芳をして江陵を守り、將軍傅士仁をして公安を守らしめ、羽自ら衆を率ゐて曹仁を樊に攻む。仁、左將軍于禁・立義將軍龐德等をして樊北に屯せしむ。八月、大に霖雨し、漢水溢れ、平地・數丈。于禁等の七軍皆没す。禁、諸將と與に、高きに登りて水を避く。羽、大船に乗り、就きて之を攻む。禁等窮迫し、遂に降る。龐德、隄上に在り、甲を被り弓を持ち、箭、虚しく發せず、平旦より力戰し、日中を過ぐるに至る。羽攻むること益々急なり。矢盡き、短兵・接す。德、戰益々怒り、氣愈々壯なり。而して水浸く盛なり。吏士盡く降る。德、小船に乗り、仁の營に至らんと欲す。水盛にして船覆る。弓矢を失ひ、獨り船を抱きて水中に覆り、羽の得る所と爲る。德、立ちて跪かず。羽謂つて曰はく、「卿の兄、漢中に在り。我、卿を以て將と爲さんと欲す。早く降らずして何をか爲さん」と。德、羽を罵りて曰はく、「豎子、何ぞ降れと謂ふや。魏王は帶甲百萬、威、天下に振ふ。汝が劉備は庸才なるのみ。豈に能く敵せんや。我、寧ろ國家の鬼と爲るとも、賊の將と爲らざるなり」と。羽、之を殺す。魏王操、之を聞きて曰はく、「吾、于禁を知ること三十年、何ぞ意はんや、危きに臨み難に處ること、反つて龐德に及ばざらんとは」と。德の二子を封じて列侯と爲す。羽、急

【一】此の間。此の地方。
【二】子孝。曹仁、字は子孝、時に征南將軍たり。
【三】縣軍。懸軍に同じ。
【四】虚しく發せず。射れば必ず中る也。
【五】立ちて跪かず。屈伏せざるを示すなり。
【六】卿の兄云云。德の從兄柔、蜀に在り。

に樊城を攻む。城、水を得て、往往崩壊し、衆皆恟懼す。或るひと曹仁に謂つて曰はく、「今日の危きは、力の支ふる所に非ず。羽の圍の未だ合はざるに及びて、輕船に乗りて夜走る可し」と。汝南の太守滿寵曰はく、「山水は速疾なり。冀はくは其れ久しからざらん。聞く、羽、別將を遣はし、已に郷下に在りと。許より以南、百姓擾擾たり。羽が敢て遂に進まざる所以は、吾が軍が其の後を、拵せんことを恐るればなるのみ。今若し遁れ去らば、【三〇】 洪河以南は、復た國家の有に非ざらん。君宜しく之を待つべし」と。仁曰はく、「善し」と。乃ち白馬を沈めて、軍人と盟誓し、心を同じくして固く守る。城中の人馬、纒に數千人、城、沒せざる者、【三一】 數板。羽、船に乗り城に臨み、圍を立つること數重。外内斷絶す。羽、又、別將を遣はして將軍呂常を襄陽に圍ましむ。荆州の刺史胡修、【三二】 南郷の太守傅方、皆、羽に降る。

初め沛國の魏諷、衆を惑はす才有り、鄴都を傾動す。魏の相國鍾繇、辟して以て、【三三】 西曹掾と爲す。滎陽の任覽、諷と友とし善し。同郡の鄭袤は、泰の子なり。毎に覽に謂つて曰はく、「諷は姦雄なり。終に必ず亂を爲さん」と。九月、諷潛に徒黨を結び、長樂の衛尉陳禕と與に、鄴を襲はんと謀る。未だ期に及ばず、禕懼れて之を告ぐ。太子丕、諷を誅す。連坐して死す。

- 【三〇】 郷。縣の名、潁川郡に屬す。今の河南省河洛道郟縣。
- 【三一】 拵。脚を引く。後より撃つをいふ。
- 【三二】 洪河。大河なり。
- 【三三】 數板。城の高さ二尺を一板と曰ふ。
- 【三四】 南郷。漢の建安中、南陽の右壤を割きて、南郷郡と爲す。荆州に屬す。
- 【三五】 西曹掾。魏の相國府の西曹掾なり。

る者數千人。鍾繇・坐して官を免せらる。

初め 丞相の主簿楊修、丁儀兄弟と與に、曹植を立てて魏の嗣と爲さんと謀る。五官將丕、之を患へ、車を以て、【三六】 廢籠を載せ、朝歌の長吳質を内れ、之と與に謀る。修、以て魏王操に白す。曹、未だ、【三七】 推驗するに及ばず。丕懼れて質に告ぐ。質曰はく、「害無きなり」と。明日、復た籠を以て絹を載せて以て入る。修復た之を白す。推驗するに人無し。操、是に由りて疑ふ。其の後、【三八】 植、驕縱を以て疏んせらる。而も植故らに修を連綴して止まず、修も亦敢て自ら絶たず。當に植に就くべき毎に、事に關くる有らんことを慮り、操の意を忖度し、豫め答教十餘條を作り、門下に敎して、敎出づるときは、問ふ所に隨つて之に答へしむ。是に於て、敎裁に出づれば、答已に入る。操、其の捷きを怪しみ、推問して始めて泄る。操、亦、修が袁術の甥なるを以て之を惡み、乃ち修が前後、【三九】 言教を漏泄し、諸侯に交關するを發し、收へて之を殺す。

魏王操、杜襲を以て、【四〇】 留府の長史と爲し、關中に駐む。關中の營帥許攸、部曲を擁し、歸附せず、而して慢言有り。操大に怒り、先づ、之を伐

- 【三六】 修は、漢の丞相の主簿たり、操の官屬なり。
- 【三七】 廢籠。籠は竹にて作りたる籠。
- 【三八】 推驗。取調ぶる也。
- 【三九】 害無きなり。何も患ふること無しとの意。
- 【四〇】 植、車に乗りて馳道の中を行き、私に司馬門を開きて出で、既に罪を得たり。曹仁、關羽に圍まるるや、操、植を遣はして仁を救はしめんと欲す、而して植酔うて、命を受くること能はず、是に於て益々疏んぜらる。
- 【四一】 言教云云。修が豫め答教を作るを以て、これを漏泄すと謂ひ、植と往來するを、これを諸侯に交關すと謂へるなり。

たんと欲す。羣臣、多く諫む、「宜しく伎を招き懐け、共に疆敵を討つべし」と。操、刀を却に横たへ、色を作して・聽かず。襲入り、諫めんと欲す。操逆へて之に謂つて曰はく、「吾が計已に定まれり。卿、復た言ふ勿かれ」と。襲曰はく、「若し殿下の計・是ならんか、臣方に殿下を助けて之を成さん。若し殿下の計・非ならんか、成ると雖も宜しく之を改むべし。殿下、臣を逆へて・言ふ勿からしむ。何ぞ下を待つ所の 闡ならざるや」と。操曰はく、「許攸、吾を慢る。如何ぞ 置く可けん」と。襲曰はく、「殿下、許攸を何如なる人と謂ふや」と。操曰はく、「凡人なり」と。襲曰はく、「夫れ惟だ賢のみ賢を知り、惟だ聖のみ聖を知る。凡人は安んぞ能く非凡人を知らんや。方今、豺狼、路に當る。而るに狐狸を是れ先とせば、人は將に殿下を疆きを避け弱きを攻むと謂はんとす。進むも勇と爲さず、退くも仁と爲さず。臣聞く、(四) 千鈞の弩は、鼯鼠の爲めに機を發せず、萬石の鐘は、(四) 莖撞を以て音を起さず。今、區區の許攸は、何ぞ以て神武を勞するに足らんや」と。操曰はく、「善し」と。遂に厚く伎を撫す。攸即ち歸服す。冬十月、魏王操、洛陽に至る。

【三】 留府。關中に留府を置くは、以て蜀に備ふる也。
 【四】 此の許攸は袁紹より來奔せし許攸とは別人なり。太平御覽人事部に魏志を引き、許攸を許遊に作る。
 【五】 闡。心を開き明かにして大なるを云ふ。
 【六】 置。捨て置く也。
 【七】 千鈞の弩云云。三十斤を一鈞と爲す。重大なる弩弓は、小鼠などの如きつまらぬものを取るためには發せずといふなり。
 【八】 莖撞云云。莖は草莖なり。莖を以て鐘を撞くこと。大鐘はかかる輕き撞木では音を出さずといふなり。

陸渾の民孫狼等、亂を作し、縣の主簿を殺し、南のかた關羽に附く。羽、狼に印を授け、兵を給す。還りて寇賊を爲す。許より以南、往往遙に羽に應ず。羽の威、華夏に震ふ。魏王操、許都を徙して以て其の銳を避けんと議す。丞相の軍司馬司馬懿、西曹屬蔣濟、操に言つて曰はく、「于禁等、水の没する所と爲りしは、戦攻の失に非ず。國家の大計に於て、未だ損する有るに足らず。劉備・孫權は、外は親しく内は疎なり。關羽が志を得んことは、權必ず願はざるなり。人を遣はして權に其の後を躡まんことを勸め、江南を割きて以て權を封ずることを許す可し。則ち樊の圍自ら解けん」と。操、之に従ふ。初め魯肅嘗て孫權に勸めて以はく、「曹操尙ほ存す。宜しく且く關羽を撫輯し、之と仇を同じくすべし。失ふ可からざるなり」と。呂蒙が肅に代りて陸口に屯するに及びて、以爲へらく、羽は素より驍雄にして、兼并の心有り、且つ國の上流に居る。其の勢、久しうし難しと。密に權に言つて曰はく、「今、(五) 征虜をして南郡を守り、潘璋をして白帝に住まらしめ、蔣欽をして游兵萬人を將る、江に循つて上下し、敵の所在に應せしめ、蒙、國家の爲めに、前みて襄陽に據らん。此の如くせば、何ぞ操を憂へん、何ぞ羽に頼らん。且つ羽は、君臣、其の詐力に矜り、所在に反覆す。腹心を以て待つ可からざるなり。今、羽が未だ便ち東に向はざる所以は、至尊聖明にして蒙等尙ほ在るを以てなり。今、疆壯の時に於て之を圖らずして、一旦(五) 僵仆せ

【四】 陸渾。縣の名、弘農郡に屬す。故城は今の河南省洛道嵩縣の東北に在り。
 【五】 征虜。孫皓、時に征虜將軍たり。
 【六】 僵仆。死するをいふ。

ば、復た力を陳べんと欲すとも、其れ得可けんや」と。權曰はく、「今、先づ徐州を取りて然る後羽を取らんと欲するは、何如」と。對へて曰はく、「今、操は遠く河北に在り、幽・冀を撫集し、未だ東顧するに暇あらず。徐士の守兵は、言ふに足らずと聞く。往かば自ら克つ可し。然れども地勢陸通し、驍騎の騁する所なり。至尊、今日、徐州を取らば、操、後旬に必ず來り争はん。七八萬人を以て之を守ると雖も、猶ほ當に憂を懷くべし。羽を取りて全く長江に據るに如かず。形勢益張り、守を爲し易きなり」と。權、之を善しとす。權嘗て其の子の爲めに昏を羽に求む。羽、其の使を罵り、昏を許さず。權、是に由りて怒る。羽が樊を攻むるに及びて、呂蒙・上疏して曰はく、「羽、樊を討ち、而も多く備兵を留むるは、必ず蒙が其の後を圖らんことを恐るるが故なり。蒙は常に病有り。乞ふ士卒を分ち、建業に還り、疾を治するを以て名と爲さん。羽、之を聞かば、必ず備兵を撤し、盡く襄陽に赴かん。大軍、江に浮び、晝夜馳せ上り、其の空虚を襲はば、則ち南郡をば下す可く、而して羽をば禽にす可からん」と。遂に病篤しと稱す。權乃ち露檄をもて蒙を召して還らしめ、陰に與に計を圖る。蒙下りて蕪湖に至る。定威校尉陸遜、蒙に謂つて曰はく、「關羽、境を接す。如何ぞ遠く下る。後れて當らずんば、憂ふ可きなり」と。蒙曰はく、「賊に來言の如し。然

【三】 廣陵より以北は皆徐州の地なり。
 【四】 胡氏曰はく、曹操は兼に天下の勢を知り、此れを慮ること熟せり。此れ兵法に所謂城、守らざる所有るなりと。
 【五】 後旬。其の後十日間。
 【六】 南郡。江陵をいふ。
 【七】 露檄。檄文を封ぜざるなり。羽をしてこれを知らしめんと欲するなり。

れども我が病篤し」と。遜曰はく、「羽、其の驍氣に矜り、人を陵轢す。始めて大功有り、意驕り志逸す。但だ北進を務め、未だ我を嫌はず。病を相聞有らば、必ず益備無からん。今、其の不意に出でば、自ら禽制す可けん。下りて至尊に見え、宜しく好く計を爲すべし」と。蒙曰はく、「羽は素より勇猛にして、既に敵と爲し難く、且つ已に荊州に據り、恩信大に行はれ、兼ねて始めて功有り、膽勢益盛なり。未だ圖り易からざるなり」と。蒙、都に至る。權問ふ、「誰か卿に代る可き者ぞ」と。蒙對へて曰はく、「陸遜は、意思深重にして、才、重きを負ふに堪へたり。其の規慮を觀るに、終に大に任ず可し。而して未だ遠名有らず、羽の忌む所に非ず。復た是に過ぐる無きなり。若し之を用ひば、當に外は自ら韜隱し、内は形便を察せしむべし。然る後、克つ可からん」と。權乃ち遜を召し、偏將軍・右部督に拜し、以て蒙に代らしむ。遜、陸口に至り、書を爲りて羽に與へ、其の功美を稱し、深く自ら謙抑し、忠を盡し自ら託するの意を爲す。羽の意大に安んじ、復た嫌ふ所無く、稍く兵を撤して以て樊に赴く。遜具に形狀を啓し、其の禽にす可きの要を陳ぶ。羽、于禁等の入馬數萬を得、糧食乏絶し、擅に權の關の米を取る。權、之を聞き、遂に兵を發して羽を襲ふ。權、征虜將軍孫皓をして呂蒙と與に左右部の大督たらしめんと欲す。蒙曰はく、「若し至尊、征虜能くせんと以はば、宜しく之を用ふべし。

【五七】 胡氏曰はく、兵事は密を尙ぶが故に、遜の言、蒙の心に當ると雖も、未だ敢て容易に遜の爲めにこれを言はざるなりと。
 【五八】 湘關。吳と蜀と、荊州を分ち、湘水を以て界と爲す、故に關を置く。

蒙能くせんと以はば、宜しく蒙を用ふべし。昔、周瑜・程普、左右部の督と爲り、兵を督して江陵を攻め、事、瑜に決すと雖も、(五九)普、自ら久しく將たるを恃み、且つ俱に是れ督たれば、遂に共に睦まじからず、幾ど國事を敗らんとせり。此れ目前の戒なり」と。權寤り、蒙に謝して曰はく、「卿を以て大督と爲し、皓に命じて後繼を爲さしめて、可なり」と。魏王操が漢中を出づるや、(六〇)平寇將軍徐晃をして宛に屯し、以て曹仁を助けしむ。于禁が陥没するに及びて、晃前みて、(六一)陽陵陂に至る。關羽、兵を遣はして偃城に屯せしむ。晃既に到り、(六二)詭道、都塹を作り、其の後を截たんと欲するを示す。羽の兵、屯を燒きて走る。晃、偃城を得、營を連ねて稍く前む。操、趙儼をして議郎を以て曹仁の軍事に參せしむ。徐晃と俱に前む。餘の救兵未だ到らず。晃の督する所、圍を解くに足らず。而して諸將呼びて晃を責め、仁を救ふを促す。儼、諸將に謂つて曰はく、「今、賊の圍素より固く、水潦猶ほ盛に、我が徒卒單少なり。而して仁、隔絶し、力を同じくするを得ず。此の擧は適、内外を敝らす所以なるのみ。當今、軍を前めて圍に偪り、諜を遣はして仁に通じ、(六三)外救を知りて以て將士を勵まさしむるに若かず。計るに北軍、十日に過ぎず。尙ほ堅守するに足らん。然る後、表裏俱に發せば、賊を破らんこと必せり。如し救を緩くするの戮有らば、余、諸君の爲めに之に當らん」と。諸將、皆喜ぶ。

【五九】 普云云。六十六卷建安十年に見ゆ。
 【六〇】 平寇將軍は蓋し亦操の置く所なり。
 【六一】 陽陵陂。湖北省襄陽道襄陽縣に在り。
 【六二】 詭道云云。詭道をもて、偃城の後に、通じて長塹を爲る、故に都塹と曰ふ。

晃の營、羽の圍を去ること三丈所、地道を作り、及び箭をもて書を飛ばし、(六四)仁と消息數通ず。孫權、賤を爲り、魏王操に與へ、羽を討つを以て自ら效さんことを請ひ、及び、漏して羽をして備有らしめざらんことを乞ふ。操、羣臣に問ふ。羣臣、咸言はく、「宜しく之を密にすべし」と。董昭曰はく、「軍事は權を尙び、宜しきに合ふを期す。宜しく權に應ふるに密ならんことを以てし、而して内は之を露はすべし。羽、權が上るを聞き、若し還りて自ら護らば、圍は則ち速かに解け、便ち其の利を獲、兩賊をして相對して、(六五)衝持せしめ、坐ながら其の敝を待つ可し。祕して、露はさず、權をして志を得しむるは、計の上に非ず。又、圍中の將吏、救有るを知らず、(六六)糧を計りて怖懼せん。儻し他意有らば、難と爲ること小ならじ。之を露はすを便と爲す。且つ羽の人と爲り、彊梁にして自ら恃み、(六七)二城守り固ければ、必ず速かに退かじ」と。操曰はく、「善し」と。即ち徐晃に救して、權の書を以て、射て圍裏及び羽の屯中に著く。圍裏、之を聞き、志氣百倍す。羽果して猶豫して去る能はず。魏王操、雒陽より、南して曹仁を救はんとす。羣下皆謂はく、「王、亟かに行かずんば、今敗れん」と。侍中桓階獨り曰はく、「大王、仁等を以て、以て事勢を料るに足ると爲すや不や。」(六八)操曰はく、「能

【六三】 城内城外、各安否を知るなり。晃の營、羽の圍に迫ること此の如くなるに、羽、制すること能はず。呂蒙をして襲うて江陵を取らざらしむるも、羽、亦、操に敗られしならん。而るに操、手を蒙に假るは、兩寇をして自ら敝れしめ而して坐して漁人田父の功を收めんと欲すればなり。
 【六四】 衝持。衝制對持。くつわを以て馬を御するが如く、互に相牽制するをいふ。
 【六五】 糧云云。城中の糧を以て持久するに足らざることを計りて、心、怖懼を懷かん。

くせん。』(階曰)『大王、二人が力を遣さんことを恐るるや。』(操曰)はく、
 『然らず。』(階曰)『然らば則ち何爲れぞ自ら往く。』(操曰)はく、『吾、虜衆
 多くして、徐晃等の勢便ならざらんことを恐るるのみ。』(階曰)はく、『今、
 仁等、重圍の中に處り、而も死を守りて、貳無きは、誠に大王の遠く之が
 勢を爲すを以てなり。夫れ萬死の地に居れば、必ず死争の心有り。内は
 死争を懷ひ、外は彊救有り。大王、六軍を案じて以て餘力を示す。何ぞ敗
 れんことを憂へ、而して自ら往かんと欲する』と。操、其の言を善しとし、
 乃ち軍を(天)摩陂に駐む。前後、殷署、朱蓋等凡そ十二營を遣はして晃に詣
 らしむ。關羽、圍頭に屯有り、又、別に四家に屯す。晃乃ち揚聲して、『當
 に圍頭の屯を攻むべし』といひ、而して密に四家を攻む。(四)壞れんと欲
 す。(羽)自ら歩騎五千を將めて出で戦ふ。晃、之を撃つ。(羽)退き走る。
 羽の圍塹、鹿角十重。晃、羽を追うて與に俱に圍中に入り、之を破る。
 傅方、胡修皆死す。羽遂に圍を撤して退く。然れども舟船猶ほ河水に據り、襄陽・隔絶して通せず。
 呂蒙、尋陽に至り、盡く其の精兵を(七)構艦の中に伏せ、白衣をして櫓を搖かさしめ、商賈人の服を
 作し、晝夜兼行す。羽の置く所の江邊の屯候をば、盡く之を收縛す。是の故に、羽、聞知せず。糜

【六】二城。江陵・公安。
 【六七】羽云。羽、權の書を見
 ると雖も、自ら、江陵・公安の
 守固き故、權が且夕に抜く可
 きに非ざるを待み、又、水勢
 に因りて圍を結び、以て樊城
 に臨まば、必ず破るるの勢有
 り、これを釋つて去らば、必
 す前功を喪はんと思ふ。故に
 猶豫して去らざるなり。
 【六八】二人。曹仁・呂常をいふ。
 【六九】摩陂。河南省河洛道邠縣
 に在り。
 【七〇】鹿角。鹿角岩。敵の進行
 を妨ぐる防禦物。さかもぎ。
 【七一】構艦。舟なり。

芳・士仁、素より、皆、羽が己を輕んずるを嫌ふ。羽が軍を出すや、芳・仁、軍資を供給すること、
 悉く相及ばず。羽言はく、『還りて當に之を治すべし』と。芳・仁咸懼る。是に於て、蒙、故の騎都
 尉虞翻をして書を爲りて仁に説かしめ、爲めに成敗を陳ぶ。仁、書を得、即ち降る。翻、蒙に謂つて
 曰はく、『此れ、譎兵なり。當に仁を將めて行き、兵を留めて城に備ふべし』と。遂に仁を將めて南
 郡に至る。糜芳・城守す。蒙、仁を以て之に示す。芳遂に門を開きて出で降る。蒙、江陵に入り、于
 禁の囚を釋き、關羽及び將士の家屬を得、皆、之を撫慰す。軍中に約令し
 て、人家を干歴し、求取する所有るを得ざらしむ。蒙の麾下の士、蒙の同郡
 の人と與に、民家の一笠を取り、以て官鎧を覆ふ。官鎧は公なりと雖も、
 蒙猶ほ以爲へらく、軍令を犯す、郷里の故を以てして法を廢す可からずと。
 遂に涕を垂れて之を斬る。是に於て、軍中震悚し、道、遺ちたるを拾はず。
 蒙、日暮、親近をして耆老を存恤し、足らざる所を問ひ、疾病の者には醫藥を給し、饑寒の者には衣
 糧を賜はしめ、羽の府藏財寶をば、皆、封閉して以て權の至るを待つ。關羽、南郡破れぬと聞き、即
 ち走りて南に還る。曹仁、諸將を會して議す。咸曰はく、『今、羽が危懼するに因らば、追うて禽にす
 可からん』と。趙儼曰はく、『權、羽が(曹仁)兵を連ぬるの難を(七)邀へて、其の後を掩ひ制せんと欲
 す。羽が還りて救はんことを願ひ、我が其の兩つながら疲るるに乗せんことを恐る。故に(七)辭を順

【七二】譎兵。詭計を以て兵を行
 る也。
 【七三】邀。好機とするをいふ。
 【七四】辭云。其の辭を恭順に
 して、以て自ら救さんことを
 求む。

にして效を求め、覺に乗じ變に因りて以て利鈍を觀るのみ。今、羽、已に（七五）孤進す。更に宜しく之を存して以て權の害と爲すべし。若し深く入りて北ぐるを追はば、權則ち（七六）虞を彼に改め、將に患を我に生せんす。王、必ず此を以て深慮と爲さん」と。仁乃ち（七七）嚴を解く。魏王操、羽走ると聞き、諸將が之を追はんことを恐れ、果して疾く仁に救すること、儼の策る所の如し。關羽數人を以て呂蒙と相聞せしむ。蒙輒ち厚く其の使を遇し、城中に周遊し、家家に問を致し、或は手書して信を示す。羽の人還り、私に相參訊し、咸、家門恙無く、待せらるること平時に過ぐるを知る。故に羽の吏士、鬪心無し。會、權、江陵に至る。荊州の將吏、悉く皆歸附す。獨り治中從事武陵の潘濬、疾と稱して見えず。權、人を遣はし、牀を以て家に就き、之を輿致す。濬、面を伏して牀席に著き、起たず、涕泣交々横たはり、哀哽して、自ら勝ふる能はず。權、（七八）其の字を呼びて與に語り、慰諭すること懇惻に、親近をして手巾を以て其の面を拭はしむ。濬起ち、地に下りて拜謝す。即ち以て治中と爲し、荊州の軍事は、一に以て之に諮る。武陵の部從事樊佗、諸夷を誘導し、武陵を以て漢中王備に附かんことを圖る。外白す、（七九）督を差び、萬人を督し、往きて之を討たしめよ」と。權聽かず、特に召して濬に問ふ。濬答ふ、（八〇）五千の兵を以て往かば、以て佗を擒

にするに足らん」と。權曰はく、『卿、何を以てか之を輕んずる』と。濬曰はく、『佗は是れ南陽の（八一）舊姓にして、頗る能く唇吻を弄すれども、實は才略無し。臣が之を知る所以は、佗、昔、嘗て州人の爲めに饑を設け、日中に至るに比びて、食得可からずして、十餘たび自ら起てり。此れ亦、（八二）侏儒の一節を觀るの驗なり』と。權大に笑ふ。即ち濬を遣はし、五千人を將ゐて往かしむ。果して斬りて之を平ぐ。權、呂蒙を以て南郡の太守と爲し、房陵侯に封じ、錢一億・黄金五百斤を賜ひ、陸遜を以て（八三）宜都の太守を領せしむ。十一月、漢中王備の置く所の宜都の太守樊友、郡を委てて走る。諸城の長吏、及び蠻夷の君長、皆、遜に降る。遜、金銀銅印を請ひ、以て初附に假授し、蜀の將、詹晏等及び秭歸の百姓の兵を擁する者を撃ち、皆、破りて之を降す。前後斬獲招納すること、凡そ數萬計。權、遜を以て右護軍・鎮西將軍と爲し、進めて（八四）婁侯に封じ、夷陵に屯し、峽口を守る。關羽自ら、孤窮するを知り、乃ち西して（八五）麥城に保す。孫權、（八六）之を誘はしむ。羽僞りて降り、幡旗を立て、（八七）象人を城上に爲り、因つて遁れ走る。兵、皆、解け散じ、纔に十餘騎あり。權先づ朱然・潘璋をして其の逕路を斷た

- 【八一】 舊姓。舊家なり。
- 【八二】 能く唇吻を弄す。辯舌善きをいふ。
- 【八三】 侏儒云云。侏儒は短小の僂人にして、能く諧笑するを以て籠を取る。其の一節を觀れば、以て其の技の巧拙を驗するに足る。この一事にて人物を驗し得たりとの意。
- 【八四】 宜都。郡の名、今の湖北省荊南道宜都縣の地。
- 【八五】 詹晏。詹は姓、晏は名。
- 【八六】 婁侯。今の名、湖北省荊南道宜昌縣の東に在り。
- 【八七】 麥城。地名、今の湖北省襄陽道當陽縣の東南に在り。
- 【八八】 象人。偶人なり。

しむ。十二月、璋の司馬馬忠、羽及び其の子平を〔八九〕章郷に獲、之を斬る。遂に荊州を定む。初め偏將軍吳郡の〔九〇〕全琮、上疏して、關羽を取る可きの計を陳ぶ。權、事の泄れんことを恐れ、寢めて答へず。已に羽を禽にするに及びて、權、酒を公安に置き、顧みて琮に謂つて曰はく、「君、前に此を陳べたり。孤、相答へずと雖も、今日の捷は、抑亦君の功なり」と。是に於て、琮を陽華亭侯に封す。權復た〔九二〕劉璋を以て益州の牧と爲し、秭歸に駐む。未だ幾ばくならずして璋・卒す。呂蒙、未だ封を受くるに及ばずして、疾發す。權、迎へて、館する所の側に置き、以て治護する所の者萬方す。時に、鍼を加ふる有り。權之が爲めに慘感す。數、其の顔色を見んと欲すれども、又、勞動せんことを恐れ、常に壁を穿ちて之を瞻る。小しく能く食を下すを見れば、則ち喜びて左右を顧み、然らざれば則ち〔九三〕咄嗚し、夜、寐ぬる能はず。病中ごろ瘳ゆ。爲めに赦命を下す。羣臣畢く賀す。已にして竟に卒す。年四十二。權、哀痛すること殊に甚だしく、爲めに守冢三百家を置く。權、後、陸遜と與に、周瑜・魯肅及び蒙を論じて曰はく、「公瑾は雄烈にして、膽略、人を兼ね、遂に孟徳を破り、荊州を開拓す。邈焉として儔寡し。子敬は公瑾に因りて、孤に達するを致し、〔九四〕孤與に宴話し、便ち大略・帝王の業に及ぶ。此れ一快なり。後、孟徳、劉琮を獲るの

【八九】 章郷。漳郷なり。今の湖北省襄陽道當陽縣の東北に在り。漳水、其の南を流る。
 【九〇】 全琮。全は姓、琮は名。
 【九二】 劉備、益州に入り、璋を公安に遷ししが、今、權の得る所と爲る。
 【九三】 咄嗚。悲歎する也。
 【九四】 孤云云。六十三卷建安五年に見ゆ。
 【九五】 孟徳云云。六十五卷建安十三年に見ゆ。

勢に因り、「方に數十萬の衆を率ゐ、水歩俱に下る」と〔九五〕張言するや、孤普く諸將を請ひ、宜しき所を咨問す。適として先づ對ふるもの無し。張子布〔九六〕秦文表が俱に「宜しく使を遣はし檄を修めて之を迎ふべし」と言ふに至りて、子敬〔九七〕即ち駁して不可を言ひ、孤に勸めて、急に公瑾を呼び、付任するに衆を以てし、逆へて之を撃たしむ。此れ二快なり。後、吾に勸めて玄徳に地を借さしめしは、是れ其の一短なりと雖も、以て其の二長を損するに足らざるなり。周公は、備はらんことを一人に求めず。故に孤、其の短を忘れて、其の長を貴び、常に以て〔九八〕鄧禹に比方するなり。〔九九〕子明は少き時、孤謂へらく、〔一〇〇〕劇易を辭せず、果敢にして膽有るのみと。身長大なるに及びて、學問開益し、籌略・奇至る。以て公瑾に次ぐ可し。但だ言語の英發すること、之に及ばざるのみ。關羽を取るを圖るは、子敬よりも勝れり。子敬、孤が書に答へて云はく、「帝王の起るには、皆、驅除有り。〔一〇一〕羽は忌むに足らず」と。此れ子敬、内、辦する能はず、外、大言を爲すのみ。孤、亦、之を恕し、苟くも責めざるなり。然れども其の軍を作すや、屯營、〔一〇二〕失はず、令すれば行はれ禁すれば止み、〔一〇三〕部界に廢負無く、路に遺ちたるを拾ふ無し。其の法亦美なり」と。孫權、于禁と與に、馬に乗りて併び行く。虞翻、

【九五】 張言。大言する也。
 【九六】 秦文表。秦松、字は文表。
 【九七】 異議を立てて以て衆議の非なるを糾駁する也。六十五卷建安十三年に見ゆ。
 【九八】 吾云云。六十六卷建安十三年に見ゆ。
 【九九】 鄧禹。光武の中興の功臣なり。
 【一〇〇】 子明。呂蒙の字。
 【一〇一】 劇易。艱難と平易と。
 【一〇二】 羽云云。關羽の強きは、適と吳の驅除を爲すに足る、恐るるに足らず。
 【一〇三】 部界云云。部界の内廢職罪負有る無し。

禁を呵して曰はく、『汝降虜、何ぞ敢て吾が君と馬首を齊しくするや』と。鞭を抗げ、禁を撃たんと欲す。權、呵して之を止む。

孫權が藩と稱するや、魏王操、張遼等の諸軍を召し、悉く還りて樊を救はしむ。未だ至らざるに圍解く。徐晃振旅し、摩陂に還る。操、晃を迎ふること七里。酒を置きて大に會す。王、酒を舉げて晃に謂つて曰はく、『樊・襄陽を全くせるは、將軍の功なり』と。亦、厚く桓階に賜ひ、以て尙

書と爲す。操、荊州の殘民及び其の屯田して漢川に在る者を嫌ひ、皆之を徙さんと欲す。司馬懿曰はく、『荆・楚は輕脆にして動き易し。關羽新に破れ、諸の惡を爲す者、藏竄して觀望す。』(今)其の善なる者を徙し、既に其の意を傷はば、將に去る者をして敢て復た還らざらしめんとす』

と。操曰はく、『是なり』と。是の後、諸の亡ぐる者、悉く還り出づ。魏王操、孫權を表して票騎將軍と爲し、節を假し、荊州の牧を領せしめ、(二〇)南昌侯に封す。權、校尉梁寓を遣はして入貢せしめ、又、(二〇)朱光等を遣りて歸らしめ、上書して、臣と操に稱し、天命を稱説す。操、權の書を以て外に示して曰はく、『是の兒、(二〇)吾を踞せしめて爐火の上に著かんと欲するか』と。侍中陳羣

等皆曰はく、『漢祚已に終ること、適に今日のみに非ず。殿下、功德巍巍として、羣生、望を注ぐ。故に孫權、遠きに在りて臣と稱す。此れ天人の應、氣を異にすれども聲を齊しくするなり。殿下、宜しく大位を正すべし。復た何ぞ疑はんや』と。操曰はく、『若し天命、吾に在らば、吾は(二〇)周の文王と爲らん』と。

臣光曰はく、教化は國家の急務なり、而るに俗吏は之を慢る。風俗は天下の大事なり、而るに庸君は之を忽せにす。夫れ唯だ明智の君子のみ、深く識り長く慮り、然る後、其の益たることの大にして功を收むることの遠きを知るなり。光武、漢の中ごろ衰へ、羣雄糜沸するに遭ひ、布衣に奮起し、前緒を紹恢し、四方を征伐し、日、給するに暇あらざるに、乃ち能く經術を敦尙し、儒雅を賓延し、學校を開廣し、禮樂を修明す。武功既に成り、文徳も亦洽し。繼ぐに孝明・孝章を以てし、先志を(二二)通追し、(二三)雍に臨みて老を拜し、經を横たへて道を問ひ、公卿大夫より、郡縣の吏に至るまで、咸、經明かに行修まるの人を選り用し、虎賁の衛士も、皆孝經を習ひ、匈奴の子弟も、亦太學に遊ぶ。是を以て、教、上に立ち、俗、下に成る。其の忠厚清修の士は、豈に惟だ重きを(二四)摺紳に取るのみならんや、亦、衆庶に慕はる。愚鄙汚穢の人は、豈に惟だ朝廷に容れられざるのみならんや。亦、郷里に棄てらる。三

- 【一〇】王。魏王操。
- 【一五】漢川。襄陽・樊城の上下、漢水の左右の地をいふ。前にある漢川とは意異なり。
- 【一六】輕脆。晉書宣帝紀には輕脫に作る。
- 【一七】還り出づ。晉書宣帝紀には、「業に復す」に作る。
- 【一八】南昌。縣の名、豫章郡に屬す。今の江西省豫章道南昌縣の地。
- 【一九】朱光が權の獲る所と爲りし事、前卷十九年に見ゆ。
- 【二〇】吾云。爐火は漢をいふ。漢は火徳を以て王たり、故に云ふ。權が操を漢の上に加へんと欲するを言ふ。操が權の書を外に示せるは、以て衆心を觀んと欲する也。
- 【二一】周の文王。天下を三分して其二を有ち、なほ以て殷に服事せり。勢力ありともなほ漢に臣事すべしとの意。
- 【二二】通。述べ違ふ也。
- 【二三】雍。辟雍なり。
- 【二四】摺紳。笏を摺み紳を垂るる在朝の公卿大夫を謂ふ。

代既に亡びしより、風化の美なること、未だ東漢の盛なるが若き者有らざるなり。孝和以降に及びて、貴戚、權を擅にし、嬖倖、事を用ひ、賞罰、章無く、賄賂公行し、賢愚渾殺し、是非顛倒す。亂れたりと謂ふ可し。然れども猶ほ縣縣として亡ぶるに至らざるは、上には則ち公卿大夫・袁安・楊震・李固・杜喬・陳蕃・李膺の徒有り、面引廷争し、公義を用て以て其の危きを扶け、下には則ち布衣の士・符融・郭泰・范滂・許劭の流有り、(二五)私論を立てて以て其の敗れを救ふ。是を以て、政治、濁ると雖も、而も風俗衰へず。斧鉞を觸冒し、前に僵仆し、而して忠義奮發し、繼ぎて後に起り、踵に隨つて戮に就き、死を視ること歸るが如きもの有るに至る。夫れ豈に特に數子の賢なるのみならんや。亦、光武・明・章の遺化なり。是の時に當りて、苟くも明君有り、作りて之を振はば、則ち漢氏の祚、猶ほ未だ量る可からざりしならん。不幸にして、陵夷頽敝の餘を承け、重ぬるに桓。

【二五】私論。朝議に預るを得ずして、私に論を下に立つるをいふ。

【二六】姦回。姦惡邪曲。

靈の昏虐なるを以てし、(二六)姦回を保養すること、骨肉よりも過ぎ、忠良を殄滅すること、寇讐よりも甚だしく、多士の憤を積み、四海の怒を蓄ふ。是に於て、何進、戎を召し、董卓、覺に乗じ、袁紹の徒、從つて難を構へ、遂に、乘輿は播遷し、宗廟は丘墟となり。王室は蕩覆し、烝民は塗炭し。大命は隕絶し、復た救ふ可からざらしむ。然れども、州郡の兵を擁し地を専らにする者、互に相呑噬すと雖も、猶ほ未だ嘗て漢を尊ぶを以て辭と爲さずんばあらず。魏武の暴戾彊伉にして、加ふるに

天下に大功有り。其の君を無みするの心を蓄ふること久しきを以てすら、乃ち身を没するに至るまで、敢て漢を廢して自立せず。豈に其の志の欲せざるならんや、猶ほ名義を畏れて自ら抑へたればなり。是に由りて之を觀れば、教化は安んぞ慢る可けんや、風俗は安んぞ忽せにす可けんや。

卷の第六十九

魏紀一

世祖文皇帝上

黄初元年、春正月、武王、洛陽に至り、庚子、薨す。王、人を知りて善く察し、眩はずに偽を以てし難し。奇才を識拔し、微賤に拘はらず、能に随つて任使し、皆、其の用を獲たり。敵と對陳するや、意思安閑として、戦はんと欲せざるが如し。然れども機を決し勝に乗するに至るに及びては、氣執盈溢す。勳勞の宜しく賞すべきには、千金を吝まず、功無くして施を望むには、分豪をも與へず。法を用ふること峻急にして、犯す有れば必ず戮す。或は之に對して涕を流せども、然も終に赦す所無し。雅性節儉にして、

魏世祖文皇帝黄初元年

【一】世祖文皇帝。魏の第一代の天子。曹操の子、曹丕なり。丕、獻帝に迫りて位を譲らしむ。實は奪へるなり、(黄初元年、西紀二二〇年、漢の獻帝の延康元年。茲に建安廿五年又は延康元年とせざるは、此の年十月、丕の即位と共に、黄初と改元せるにより、) 汧りて黄初を用ひしなり。(これによ

りて翌年には劉備、帝と稱し、(蜀漢の臨烈帝)、更に後れて孫權また帝と稱し、(吳の大皇帝)、所謂三國分争の形勢は若明となれり。ここに魏を以て漢に接せしめしは、其の禪讓の形式より漢祚は魏に傳はりしものと認めたるによる。 【二】武王。魏王曹操の諡。 【三】分豪。分毫に同じ。

華麗を好まず。故に能く羣雄を芟刈し、幾ど海内を平ぐ。是の時、太子、鄴に在り、軍中騒動す。羣僚、祕して喪を發せざらんと欲す。諫議大夫賈逵以爲は、『事、祕す可からず』と。乃ち喪を發す。或るひと言はく、『宜しく諸城守を易へ、悉く譙沛の人を用ふべし』と。魏郡の太守廣陵の徐宣、聲を厲まして曰はく、『今者遠近一統し、人、節を效さんことを懷ふ。何ぞ必ずしも専ら譙沛のみに任じ、以て宿衛者の心を沮まん』と。乃ち止む。青州の兵、擅に鼓を撃ちて相引き去る。衆人以爲はく、『宜しく之を禁止すべし。從はざる者をば之を討たん』と。賈逵曰はく、『不可なり』と。爲めに長檄を作り、所在に令して、其の稟食を給せしむ。鄴侯彰、長安より來り赴き、逵に先王の璽綬の在る所を問ふ。逵、色を正しくして曰はく、『國に儲副有り。先王の璽綬は、君侯の宜しく問ふべき所に非ざるなり』と。凶問、鄴に至る。太子、號哭して已まず。中庶子司馬孚諫めて曰はく、『君王晏駕し、天下、殿下を恃みて命と爲す。當に上は宗廟の爲めにし、下は萬國の爲めにすべし。奈何ぞ匹夫の孝に效はんや』と。太子良久しうして乃ち止めて曰はく、『卿の言、是なり』と。時に羣臣初めて王の薨せるを聞き、相聚まりて哭し、復た行列無し。孚、聲を朝に厲まして曰はく、『今、君王、世

- 【四】譙沛。曹氏の故郷なる沛國の譙をいふ。譙は今の安徽省淮泗道毫縣に在り。小見の人は、郷人を以て信す可しと爲す也。
- 【五】青州の兵。獻帝の初平三年、操が黃巾を破りて降す所の者。
- 【六】操、漢中より師を遣して東し、彰、代を定めて西して操を迎ふ。因つて彰を長安に留む。
- 【七】凶問。凶報なり。
- 【八】太子の中庶子は、秩六百石、職、侍中の如し。

を違り、天下震動す。當に早く嗣君を拜し、以て萬國を鎮むべし。而るに但だ哭するや』と。乃ち罷む。羣臣、禁衛を備へ、喪事を治む。孚は懿の弟なり。羣臣以爲はく、『太子、位に即くは、當に詔命を須つべし』と。尙書陳矯曰はく、『王、外に薨じ、天下、惶懼す。太子、宜しく哀を割きて位に即き、以て遠近の望を繋ぐべし。且つ又愛子、側に在り。彼此、變を生せば、則ち社稷危からん』と。即ち官を具へ禮を備へ、一日に皆辨す。明旦、王后の令を以て、太子を策して王位に即かしめ、大赦す。漢帝、尋いで御史大夫華歆を遣はし、策詔を奉じて、太子に丞相の印綬、魏王の璽綬を授け、冀州の牧を領せしむ。是に於て、王后を尊びて王太后と曰ふ。延康と改元す。

- 【九】詔命。漢帝の詔命。
- 【一〇】愛子。鄴侯侯彰をいふ。
- 【一一】辨。辨と通ず。
- 【一二】延康云云。此れ漢の改元にして、魏の志なり。
- 【一三】高陵。鄴城(今の河南省河北道臨漳縣)の西に在り。
- 【一四】監國謁者。藩侯の國を監する謁者。
- 【一五】右刺姦掾。姦猾を督する官。

二月丁未朔、日、之を食する有り。壬戌、太中大夫賈詡を以て太尉と爲し、御史大夫華歆を相國と爲し、大理王朗を御史大夫と爲す。丁卯、武王を高陵に葬る。王の弟鄴侯彰等、皆、國に就く。臨菑の監國謁者灌均、指を希ひ、『臨菑侯植、酒に酔ひ悖慢にして、使者を劫脅せり』と奏す。王、植を貶して安郷侯と爲し、右刺姦掾沛國の丁儀及び弟

黃門侍郎虞を誅し、(二六)其の男口を并す。皆、植の黨なり。

魚豢・論じて曰はく、諺に言はく、「貧しきは學ばずして儉に、卑しきは學ばずして恭なり」と。人性の分殊なるに非ざるなり。勢、然らしむるのみ。假し太祖をして、植等を防遏すること、疇昔に在らしめば、(二七)此れ賢の心、何に縁りてか窺望する有らんや。彰が恨を挾むも、尙ほ至る所無からん。植に至りては、豈に能く難を興さんや。(太祖、疇昔、植等を乃ち楊修をして倚注するを以て害に遇ひ、丁儀をして意を希ふを以て族滅せられしむ。哀しいかな。

初めて散騎常侍・侍郎各、四人を置き、其の宦人の・官と爲る者は、(二八)諸署の令に過ぐるを得ず。(二九)金策を爲り、之を石室に藏む。時に當に侍中・常侍を選ぶべし。王の左右の舊人、主者に諷し、便ち、就きて用ひ・餘人を調せざらんことを欲す。司馬孚曰はく、「今、嗣王新に立つ。當に海内の英賢を進用すべし。如何ぞ際會に因りて自ら相薦舉せんと欲するや。官、其の任を失ふときは、得る者も亦貴ぶに足らざるなり」と。遂に他に選ぶ。尙書陳羣以へらく、(三〇)天朝の選用、人才を盡さずと。乃ち(三一)九品・人を官にするの法を立て、州郡、

- 【二六】 其の男口を并す。其の家の男子を并せてこれを誅する也。
- 【二七】 此れ賢の心。疑ふらくは上下に脱諷あらん。
- 【二八】 諸署。左右中尙方、中黃、左右藏、左校頭官、奚官、黃門、掖庭、永巷、御府、鉗盾、中藏府、内者等の署。
- 【二九】 金策。金屬にて作れる策に其令を書したるなり。
- 【三〇】 天朝。漢朝を謂ふ。
- 【三一】 九品。上の上、上の中、上の下、中の上、中の中、中の下、下の上、下の中、下の下。

皆、中正を置き、以て其の選を定め、州郡の賢にして識鑒有る者を選びて之と爲し、人物を區別し、其の高下を(三二)第せしむ。

夏五月戊寅、漢帝、(三三)王の祖太尉を追尊して太王と曰ひ、夫人丁氏を太王后と曰ふ。王、安定の太守鄒岐を以て涼州の刺史と爲す。西平の麴演、旁郡に結びて亂を作し、以て岐を拒ぐ。張掖の張進、太守杜通を執へ、酒泉の黃華、太守辛機を受けず、皆、自ら太守と稱し、(三四)以て演に應ず。武威の三種の胡復た叛す。武威の太守、母丘興、急を金城の太守護羌校尉扶風の蘇則に告ぐ。則將に之を救はんとす。郡人、皆、以爲へらく、「賊の執方に盛なり。宜しく大軍を須つべし」と。時に將軍郝昭・魏平、先に(三五)金城に屯し、詔を受け、西に度るを得ず。則乃ち郡中の大吏及び昭等を見、謀りて曰はく、「今、賊、盛なりと雖も、然れども皆新に合し、或は脅されて従ふもの有り、未だ必ずしも心を同じうせざらん。釁に因りて之を撃たば、善惡必ず離れん。離れて我に歸せば、我増して彼損せん。既に衆を益すの實を獲、且つ氣を倍するの勢有り、率ゐて以て進みて討たば、之を破らんこと必せり。若し大軍を待ち、日を曠しくし久しきに彌らば、善人も歸する無く、必ず惡に合せん。善惡既に合せば、執、卒に離し難からん。詔命有りと雖も、違うて(三六)權に合はば、之

- 【三二】 第。等級を定むる也。
- 【三三】 王の祖。漢の太尉曹嵩。
- 【三四】 韓遂を誅せし者は麴演なり、蓋し威、涼部に行はるること久し、故に進等皆これに應ず。
- 【三五】 母丘興。母丘は姓、興は名。
- 【三六】 金城。武威・張掖・酒泉と河を隔つ。
- 【三七】 權。權宜。臨機の處置。

を専らにして可なり』と、昭等、之に従ひ、乃ち兵を發して武威を救ひ、其の三種の胡を降し、母丘興と、張進を張掖に撃つ。麴演、之を聞き、步騎三千を將ゐて則を迎へ、『來りて軍を助く』と二六辭す。實は變を爲さんと欲するなり。則、誘うて之を斬り、出でて以て軍を狗ふ。其の黨皆散じ走る。則遂に諸軍と與に張掖を圍み、之を破り、進を斬る。二五黃華懼れ、降らんと乞ふ。河西平ぐ。初め燧煌の太守馬艾、官に卒す。郡人、功曹張恭を推して、長史の事を行はしむ。恭、其の子就を遣はし、朝廷に詣り、太守を請はしむ。會、黃華・張進・叛し、燧煌と執を并はせんと欲し、就を執へ、劫すに白刃を以てす。就終に回らず。私に恭に疏を與へて曰はく、『大人、燧煌を率厲し、忠義顯然たり。豈に就が困厄の中に在るを以てして之を替てんや。今、大軍、至るに垂なんとす。但だ當に兵を促して以て之を倚すべきのみ。願はくは、下流の愛を以て就をして、二七黃壤に恨有らしめざらんことを』と。恭即ち兵を引きて酒泉を攻め、別に鐵騎二百及び官屬を遣はし、酒泉の北塞に緣り、東して太守尹奉を迎へしむ。黃華、張進を救はんと欲すれども、西のかた恭の兵を顧み、其の後を襲はんことを恐れ、故に往くを得ず、而して降る。就、卒に平安に、奉、郡に之くを得たり。詔して、恭に爵關内侯を賜ふ。

- 【二五】 辭。陳述する也。
- 【二六】 華は即ち後に兗州の刺史と爲り、王凌を奏せし者なり。事は七十五卷邵陵厲公嘉平三年に見ゆ。
- 【二七】 下流の愛は下等なる愛。父子の愛に牽かれて、君臣の義を廢するをいふ。
- 【二八】 黃壤。黃泉と言ふが如きなり。

六月庚午、王、軍を引きて南に巡る。

秋七月、孫權、使を遣はして奉獻す。

蜀の將軍孟達、上庸に屯す。副軍中郎將劉曄と協はす。封、之を侵陵す。て來り降る。達、容止才觀有り。王、甚だ之を器愛し、引きて與に輦を同じうし、達を以て散騎常侍・建武將軍と爲し、平陽亭侯に封じ、房陵・上庸・西城の三郡を合して、三一新城と爲し、達を以て新城の太守を領せしめ、委ぬるに西南の任を以てす。三二行軍長史劉曄曰はく、『達は、苟くも得るの心有り、而して才を恃み術を好む。必ず、恩に感じ義を懷ふ能はじ。新城は孫・劉と接連す。若し變態有らば、國の爲めに患を生せん』と。王聽かず。征南將軍夏侯尚、右將軍徐晃を遣はし、達と共に劉封を襲はしむ。上庸の太守申耽、封に叛きて來り降る。封破れ走り、成都に還る。初め封は本羅侯寇氏の子。漢中王、初めて荊州に至るや、未だ繼嗣有らざるを以て、之を養うて子と爲す。諸葛亮、封が剛猛にして、三三易世の後、終に制御し難からんことを慮り、漢中王に勸め、此の際に因りて之を除かしむ。遂に封に死を賜ふ。

武都の氏王楊僕、種人を率ゐて内附す。

- 【三一】 蜀、三郡を分つこと、前卷漢の獻帝建安二十四年に見ゆ。新城郡治は今の湖北省襄陽道房縣。
- 【三二】 行軍長史。時に魏王、軍を引きて南に巡り、曄を以て長史と爲す。
- 【三三】 蜀の漢中・吳の宜都は、皆、新城と連接す。
- 【三四】 易世。世代のかはることなり。

甲午、王、譙に次り、大に六軍及び譙の父老を邑東に饗し、伎樂百戲を設く。吏民、壽を上る。日夕にして罷む。

孫盛曰はく、三年の喪は、天子より庶人に達す。故に三季の末、七雄の敵と雖も、猶ほ未だ衰斬を旬朔の間に廢し、麻杖を反哭の日に釋つる者有らざりしなり。漢文に逮びて、古制を變易し、人道の紀、一旦にして廢す。固に已に道、當年に薄く、風、百代に頽る。魏王既に漢の制を追ひ、其の大禮を替て、莫重の哀に處り、而も饗宴の樂みを設け、貽厥の始に處り、而も王化の基を墮ち、禪を受くるに至るに及びて、顯かに二女を納る。是を以て、王の齡の遐からず、世をトするの期促るを知るなり。

王、丞相の祭酒賈逵を以て豫州の刺史と爲す。是の時、天下初めて定まり、刺史多くは郡を攝する能はず。逵曰はく、一州は、本、六條の詔書を以て、二千石以下を察す。故に其の狀、皆、嚴能鷹揚にして督察の才有るを言ひ、安靜寬仁にして愷悌の徳有るを言はざるなり。今、長吏、法を慢り、盜賊公行し、州知りて而も糾さず。天下復た何ぞ正を取らんや。

と。其の二千石以下の阿縱して法の如くならざる者は、皆、擧奏して之を免じ、外は軍旅を脩め、内は民事を治め、陂田を興し、運渠を通ず。吏民、之を稱す。王曰はく、「逵は眞の刺史なり。天下に布告し、當に豫州を以て法と爲すべし」と。逵に爵關内侯を賜ふ。

左中郎將李伏、太史丞許芝、表して言はく、「魏當に漢に代るべし。圖緯に見はる。其の事衆きこと甚だし」と。羣臣因つて上表し、王に勸めて天人の望に順はしむ。王許さず。冬十月乙卯、漢帝、高廟に告祠し、行御史大夫張音を使とし、節を持し、璽綬詔冊を奉じて、位を魏に禪る。王三たび上書して辭讓す。乃ち壇を繁陽に爲り、辛未、壇に升りて璽綬を受け、皇帝の位に即く。天地、嶽瀆を燎祭し、改元し、大赦す。十一月癸酉、漢帝を奉じて山陽公と爲し、漢の正朔を行ひ、天子の禮樂を用ひしめ、公の四子を封じて列侯と爲す。太王を追尊して太皇帝と曰ひ、武王を武皇帝と曰ひ、廟を太祖と號し、王太后を尊びて皇太后と曰ふ。漢の諸侯王を以て崇徳侯と爲し、列侯を關中侯と爲し、羣臣の封爵増位、各、差有り。相國を改めて司徒と爲し、御史大夫を司空と爲す。山陽公、二女を奉

【三六】三季の末云云。三季は、夏・殷・周三代、七雄は戰國の七雄即ち秦・趙・韓・魏・齊・楚・燕をいふ。三代の末、戰國の時、禮樂破れたる時代なり。その時にも喪の制は變ぜざりしといふ也。

【三七】麻杖。麻紐、苴杖。

【三八】漢文云云。十五卷文帝後七年に見ゆ。

【三九】莫重の哀。これよりも重き莫きの哀。親の喪をいふ。

【四〇】貽厥。夏書に曰はく、典有り則有り、厥の子孫に貽す。

【四一】禪云云。獻帝の禪讓するや、魏王に冊詔して曰はく、漢、堯の運を承けて、聖に傳ふるの義有り、二女を蓋降して、以て魏に續たらしむと。堯が舜に二女を降嫁したる故事に倣ふ也。

【四二】豫州。潁川・汝陰・汝南・梁國・沛郡・譙郡・魯郡・戈陽・安豐等の郡を統ぶ。

【四三】攝。總録する也。

【四四】漢の制を擧ぐる也。

【四五】時に勸進する者は、辛毗・劉曄・傅嬰・衛臻・桓階・陳矯・陳羣・蘇林・董巴。これに繼ぐ者は、司馬懿・鄭渾・羊祜・鮑勛なり。

【四六】繁陽。潁川郡潁陰縣に在り。故城は今の河南省開封道臨潁縣の西北に在り。

【四七】嶽瀆。五嶽四瀆。山川をいふ。

【四八】山陽。縣の名、河内郡に屬す。山陽公は濁鹿城に居る。今の河南省河北道修武縣の西北に在り。

じ、以て魏に嬪たらしむ。帝、正朔を改めんと欲す。侍中辛毗曰はく、「魏氏は、舜・禹の統に遵ひ、天に應じ民に順ふ。湯・武に至りて、戦伐を以て天下を定め、乃ち正朔を改む。孔子曰はく、『夏の時を行ふ』と。左氏傳に曰はく、『夏の數、天の正を得たりと爲す』と。何ぞ必ずしも相反するを期せん』と。帝、善しとして之に従ふ。時に羣臣、竝に魏の徳を頌し、多く前朝を抑損す。散騎常侍衛臻、獨り、禪授の義を明かにし、漢の美を稱揚す。帝數、臻を目して曰はく、『天下の珍、當に山陽と之を共にすべし』と。帝、太后の父母を追封せんと欲す。尙書陳羣、奏して曰はく、『陛下、聖徳を以て、運に應じ命を受け、業を創め制を革む。當に永く後式と爲すべし。典籍の文を案するに、婦人の・土を分ち爵を命せらるるの制無し。禮典に在りては、婦は夫の爵に因る。秦、古法に違ひ、漢氏、之に因りしは、先王の令典に非ざるなり』と。帝曰はく、『此の議、是なり。其れ施行する勿かれ』と。仍つて定制を著はし、之を臺閣に藏む。

十二月、初めて洛陽宮を營む。戊午、帝、洛陽に如く。帝、侍中蘇則に謂つて曰はく、『前に酒泉・張掖を破り、西域、使を通じ、燉煌、徑寸の大珠を獻せり。復た求め市うて益得可からんや不や』と。則對へて曰はく、『若し陛下、化、中國に洽く、徳、沙

- 【五二】夏云云。論語衛靈公篇に見ゆ。夏の時の曆法を用ふるをいふ。
- 【五三】是れより後、遂に皆、建寅を以て正と爲す。
- 【五四】後式。後世の法式。
- 【五五】禮記に、婦人は爵無し、夫の爵に従ふと。
- 【五六】臺閣。尙書の中の、故事を藏する處。
- 【五七】沙幕。沙漠。ここにては外夷を指していふ。

幕に流れなば、即ち求めずして自ら至らん。求めて之を得るは、貴ぶに足らざるなり』と。帝、嘿然たり。

帝、東中郎將蔣濟を召して散騎常侍と爲す。時に詔有り征南將軍夏侯尚に賜はりて曰はく、『卿は腹心の重將なり。特に當に任使すべし。威を作し福を作し、人を殺し人を活かせ』と。尙、詔以て濟に示す。濟至る。帝問ふに聞見する所を以てす。濟對へて曰はく、『未だ他の善有らず。但だ亡國の語を見るのみ』と。帝、忿然として色を作し、而して其の故を問ふ。濟、具に以て答へ、因つて曰はく、『夫れ威を作し福を作すは、書の明誠なり。天子には戲言無し。古人の慎む所なり。唯だ陛下、之を察せよ』と。帝即ち遣はし追うて前の詔を取らしむ。

帝、冀州の士卒の家十萬戸を徙して河南に實さんと欲す。時に、天旱し蝗あり、民饑う。羣司、以て不可と爲す。而して帝の意甚だ盛なり。侍中辛毗、朝臣と俱に、見えんことを求む。帝、其の諫めんと欲するを知り、色を作して以て之を待つ。皆、敢て言ふもの莫し。毗曰はく、『陛下、士の家を徙さんと欲す。其の計安にか出づる』と。帝曰はく、『卿は我が徙すの非なるを謂ふや』と。毗曰はく、『誠に以て非と爲すなり』と。帝曰はく、『吾、卿と議せざるなり』と。

- 【五八】威云云。尙書洪範に曰はく、臣は、威を作し福を作す有る無かれ。臣にして、威を作し福を作す有らば、其れ而の家に害あり、而の國に凶ならんと。
- 【五九】冀州云云。時に洛陽に營む。故に冀州の士卒の家を徙して以てこれに實さんと欲する也。

毗曰はく、『陛下、臣が不肖を以てせず、之を左右に置き、之を謀議の官に廁ふ。安んぞ能く臣と議せざらんや。臣が言ふ所は、私に非ざるなり。乃ち社稷の慮なり。安んぞ臣を怒るを得んや』と。帝答へず、起ちて内に入る。毗随つて其の裾を引く。帝遂に衣を奮ひ、還らず。良久しうして乃ち出でて曰はく、『佐治、卿、我を持すること何ぞ太だ急なるや』と。毗曰はく、『今、徒さば、既に民心を失ひ、又、以て食はしむる無からん。故に臣、敢て力争せずんばあらず』と。帝乃ち其の半を徒す。帝嘗て出でて雉を射、羣臣を顧みて曰はく、『雉を射るは樂しきかな』と。毗對へて曰はく、『陛下に於ては甚だ樂しきも、羣下に於ては甚だ苦し』と。帝默然たり。後遂に之が爲めに、出づること稀なり。

【五】侍中は周に於ては常伯の任たり、天子の左右に在り、切問近對拾遺補闕に備ふ。
 【六〇】佐治。辛毗の字。
 【一】公孫恭。公孫度の次子。康の後なり。
 【二】漢の獻帝初平元年、董卓、五銖錢を壞る。今、これを復す。

二年、春正月、議郎孔羨を以て宗聖侯と爲し、孔子の祀を奉せしむ。

三月、遼東の太守、公孫恭に車騎將軍を加ふ。

初めて五銖錢を復す。

蜀中傳へ言ふ、『漢帝已に害に遇へり』と。是に於て、漢中王、喪を發し服を制し、諡して孝愍皇帝と曰ふ。羣下競うて符瑞を言ひ、漢中王に尊號を稱せんことを勸む。前部司馬費詩・上疏して曰は

く、『殿下、曹操父子が主に偪り位を篡ふを以て、故に乃ち萬里に羈旅し、士衆を糾合し、將に以て賊を討たんとす。今、大敵に未だ克たざるに、先づ自ら立たば、恐らくは人心疑惑せん。昔、高祖、楚と約すらく、『先づ秦を破る者は、之に王たらん』と。咸陽を屠り子嬰を獲るに及びて、猶ほ推讓を懷く。況んや今、殿下、未だ門庭を出でざるに、便ち自立せんと欲せんや。愚臣、誠に殿下の爲めに取らざるなり』と。王、悦ばず、詩を左遷して部永昌從事と爲す。夏四月丙午、漢中王、皇帝の位に、武擔の南に即く。大赦し、章武と改元す。諸葛亮を以て丞相と爲し、許靖を司徒と爲す。

臣光曰はく、天、蒸民を生ずるや、其の勢、自ら治むる能はず、必ず相與に君を戴きて以て之を治む。苟くも能く暴を禁じ害を除き、以て其の生を保全し、善を賞し惡を罰し、亂に至らざらしめば、斯に之を君と謂ふ可し。是を以て、三代の前、海内の諸侯、何ぞ管に萬國のみならん。民人社稷有る者は、通じて

【三】部永昌從事。益州の刺史の部從事と爲し、永昌郡を部す。
 【四】武擔。山の名、今の四川省西川道成都縣城内の西北隅に在り。
 【五】五德云云。漢儒の説に曰はく、庖犧は天に繼いで王たり、百王の首たり、德、木に始まる。共工氏、九域に霸たり、水徳有りとも雖も、木火の間に在り、其の序に非ざるなり、故に霸にして、王たらず。神農氏は火を以て木に承く、

故に炎帝と爲す。神農氏没し、黃帝氏作る、火、土を生ず。故に土徳と爲す。少昊は黃帝の子、土、金を生ず。故に金徳と爲す。少昊の衰ふるや、顓頊、これを受く、金、木を生ず、故に水徳と爲す。顓頊の後、帝嚳、これを受く、水、木を生ず、故に木徳と爲す。高辛氏衰ふるや、天下、堯に歸す、木、火を生ず、故に火徳と爲す。堯、舜に禪る、火、土を生ず、故に土徳と爲す。舜、禹に禪る、土、金を生ず、

之を君と謂ふ。萬國を合はせて之に君たり。法度を立て、號令を班ちて、天下、敢て違ふ莫き者は、乃ち之を王と謂ふ。王の徳既に衰へ、疆大の國、能く諸侯を帥る、以て天子を尊ぶ者は、則ち之を覇と謂ふ。故に古より、天下、道無く、諸侯力争し、或は曠世、王無き者、固より亦多し。秦、書を焚き儒を坑にす。漢興りて、學者、始めて五徳生勝を推し、秦を以て閏位と爲し、『木火の間に在り、

故に金徳と爲す。湯、桀を伐ち、禹に繼ぐ、金、水を生ず、故に水徳と爲す。周、商を伐つ、水、木を生ず、故に木徳と爲す。漢、秦を伐ち周に繼ぐ、木、火を生ず、故に火徳と爲す。共工及び秦は水徳にして、五徳相生するの正運に非ず、故に閏位と曰ふと。

【八】朱氏云云。朱全忠が唐に代りて五代の初めの梁を立てしを云ふ。
【九】朱邪云云。五代の唐の莊宗。朱邪は其の舊姓。自ら以て唐に繼ぐと爲し、朱氏の梁室を有窮が夏を篡ひ、新室が漢を篡ひたるに比し、其の正統にあらざるをいふとの意なり。

覇にして王たらず』といふ。是に於て、正閏の論興る。漢室顛覆するに及びて、三國鼎峙し、晉氏、馭を失ひ、五胡雲擾す。宋魏以降、南北、治を分ち、各、國史有り、互に相排黜し、南は北を謂つて、索虜と爲し、北は南を謂つて、島夷と爲す。朱氏、唐に代り、四方幅裂し、朱邪、汴に入れば、之を窮・新に比し、運歴年紀を、皆、棄てて、數へず。此れ皆私己の偏辭にして、大公の通論に非ざるなり。臣愚、誠に以て前代の正閏を識るに足らざれども、竊に以爲へらく、苟くも九州をして合して一統と爲らしむる能はざるは、皆、天子の名有れども、其の實無き者なり。華夏仁暴、

大小強弱、時として同じからざる或りと雖も、要するに皆古の列國と異なる無し。豈に獨り一國を尊獎して之を正統と謂ひ、而して其餘をば皆僭僞と爲すを得んや。若し上より相授受する者を以て正と爲さんか。則ち、陳氏は何の受くる所かある。拓拔氏は何の受くる所かある。若し中夏に居る者を以て正と爲さんか、則ち、劉石・慕容・苻・姚・赫連の得る所の土は、皆、五帝三王の舊都なり。若し道徳有る者を以て正と爲さんか、則ち、叢爾の國にも、必ず令主有り、三代の季にも、豈に僻王無からんや。是を以て、正閏の論、古より今に及ぶまで、未だ能く其の義に通じ、確然として人をして移奪す可からざらしむる者有らざるなり。臣が今述ぶる所は、止だ、國家の興衰を敘し、生民の休戚を著し、觀る者をして自ら其の善惡得失を擇び、以て勸戒と爲さしめんと欲するのみ。春秋の褒貶の法を立て、亂世を撥ひ、諸を正に反さんとするが若きに非ざるなり。正閏の際は、敢て知る所に非ず。但だ其の功業の實に據りて之を言へば、周・秦・漢・晉・隋・唐は、皆、嘗て九州を混壹して、祚を後に傳へ、子孫、微弱にして播遷すと雖も、猶ほ祖宗の業を承け、紹復の望有り、四方の之と衡を争ふ者は、皆、其の故の臣なり。故に全く天子の制を用ひて以て之に臨む。其餘、地

- 【一】陳氏。南朝の陳。始祖は陳寔。
- 【二】拓拔氏。北朝の魏(後魏)の姓。始祖は道武帝拓拔珪。(鮮卑族)
- 【三】劉石。劉石云云。五胡十六國の中の王朝の姓。劉は前趙の姓。始祖は匈奴の劉淵。石は後趙の石勒。慕容は前燕の慕容皝。苻は前秦の苻健。姚は後秦の姚萇。赫連は夏の赫連勃勃。
- 【四】叢爾。小なる貌。
- 【五】地醜。醜は類なり。地の廣狹相似たるを言ふ。

醜し徳齊しく、能く相壹にする莫く、名號異ならず、本君臣に非ざる者は、皆、列國の制を以て之を處し、彼此均敵し、抑揚する所無し。庶幾はくは事實を誣ひず、至公に近からん。然れども天下離析の際も、歲時月日、以て事の先後を識す無かる可からず。漢、魏に傳へ、而して晉、之を受け、晉、宋に傳へ、以て陳に至り、而して隋、之を取り、唐、梁に傳へ、以て周に至り、而して大宋、之を承くるに據る。故に魏・宋・齊・梁・陳・後梁・後唐・後晉・後漢・後周の年號を取り、以て諸國の事を紀せざるを得ず。此を尊びて彼を卑しむ。正閏の辨有るに非ざるなり。照烈の漢に於けるは、中山の靖王の後と云ふと雖も、而も族屬疎遠にして、其の世數名位を紀する能はず。亦猶ほ 宋の高祖が楚の元王の後と稱し、(二五)南唐の烈祖が吳王恪の後と稱するがごとく、是非、辨じ難し。故に敢て光武及び晉の元帝を以て比と爲し、漢氏の遺統を紹ぐを得しめざるなり。孫權、公安より徙りて鄂に都し、鄂を更め名づけて武昌と曰ふ。五月辛巳、漢主、夫人吳氏を立てて皇后と爲す。后は偏將軍懿の妹、故の劉璋の兄瑁の妻なり。子禪を立てて皇太子と爲し、車騎將軍張飛の女を娶りて皇太子の妃と爲す。太祖の 鄴に入るや、帝、五官中郎將と爲り、袁熙の妻中山の甄氏を見、美として之を悦ぶ。

- 【二五】 宋の高祖。彭城の人、自ら謂ふ、漢の楚の元王交の二十一世の孫なりと。
- 【二六】 南唐の烈祖。初め吳王恪を祖とせんと欲す。或るひと鄭王元懿を祖とせんと謂ふ。唐主、命じて二王の苗裔を考せしむ。吳王の孫禪、功有り、禪の子胤、丞相と爲るを以て、遂に吳王を祖とす。
- 【二七】 鄴に入る。六十四卷漢の建安十年に見ゆ。

太祖、之が爲めに焉を聘す。子叡を生む。皇帝の位に即くに及びて、安平の郭貴嬪、寵有り。甄夫人、鄴に留まり、見ゆるを得ず、意を失ひ怨言有り。郭貴嬪、之を譖す。帝大に怒り、六月丁卯、使を遣はして夫人に死を賜ふ。

帝、(二八)宗廟の 鄴に在るを以て、太祖を洛陽の 建始殿に祀る。(二九)家人の禮の如し。

戊辰晦、日、之を食する有り。有司、「太尉を免せよ」と奏す。詔して曰はく、「災異の作るは、以て元首を譖むるなり。而るに 過を股肱に歸するは、豈に 禹・湯の 己を罪するの義ならんや。其れ百官に令し、各 厥の職を虔ましめよ。後、天地の 嘗有りと、復た三公を劾する勿かれ」と。

漢主、其の子永を立てて魯王と爲し、理を梁王と爲す。

漢主、關羽の没せるを恥ち、將に孫權を撃たんとす。翊軍將軍趙雲曰はく、「(三〇)國賊は曹操にして、孫權に非ざるなり。若し先づ魏を滅ばさば、則ち權は自ら服せん。今、操は、身、斃ると雖も、子丕・篡盜す。當に衆心に因りて、早く關中を圖り、河渭の上流に居り、以て凶逆を討つべし。關東の義士、必ず糧を裹み馬に策うち、以て王師を迎へん。應に魏を置きて先づ吳と戰ふべからず。兵執一たび交はらば、

- 【二八】 宗廟。武帝が魏王に封ぜらるるや、宗廟を鄴に建つ。
- 【二九】 建始殿。帝の起す所にして、建國の始なるを以て命名す。
- 【三〇】 家人の禮の如し。胡三省曰はく、父、士たり、子、天子たれば、祭るに天子を以てす、安んぞ家人の禮を用ふる者有らんやと。
- 【三一】 禹湯云云。左傳に、臧文仲曰はく、禹湯、己を罪し、其の興るや勃焉たりと。
- 【三二】 趙雲の言は、先後する所を知ると謂ふ可し。

卒に解くを得ざらん。策の上に非ざるなり」と。羣臣の諫むる者甚だ衆し。漢主、皆、聽かず。廣漢の處士秦宓、「天時必ず利無からん」と陳ぶ。坐して獄に下し幽閉せられ、然る後、貸されて出づ。初め車騎將軍張飛、雄壯威猛なること、關羽に亞ぐ。羽は善く卒伍を待ち、而して士大夫に驕り、飛は君子を愛禮し、而して軍人を恤まず。漢主常に飛を戒めて曰はく、「卿、刑殺すること既に差に過ぎ、又、日に健兒を鞭撻し、而して左右に在らしむ。此れ禍を取との道なり」と。飛猶ほ悛めず。漢主將に孫權を伐たんとするや、飛、當に兵萬人を率ゐて、閬中より江州に會すべし。發するに臨みて、其の帳下の將張達・范疆、飛を殺し、其の首を以て、流に順つて孫權に犇る。漢主、飛の營の都督・表有りと聞き、曰はく、「噫、飛、死せり」と。陳壽・評して曰はく、關羽・張飛は、皆、萬人の敵と稱し、世の虎臣たり。羽は曹公に報効し、飛は義として嚴顏を釋せるは、竝に國士の風有り。然れども羽は剛にして自ら矜り、飛は暴にして恩無し。短を以て敗を取る。理數の常なり。

秋七月、漢主自ら諸軍を率ゐて孫權を撃つ。權、使を遣はして和を漢に求む。南郡の太守諸葛瑾、

- 【一】 貸。救す也。
- 【二】 差に過ぐ。當に過ぐるなり。
- 【三】 鞭撻。むちうつ。
- 【四】 閬中。縣の名、巴西郡に屬す。今の四川省嘉陵道閬中縣なり。
- 【五】 江州。縣の名、同省東川道巴縣の西に在り。
- 【六】 飛云云。表は當に飛より上るべし。而るに都督、次を越えてこれを上る。故に其の必ず死したらんことを知れるなり。
- 【七】 羽云云。六十三卷獻帝建安五年に見ゆ。
- 【八】 飛云云。六十七卷建安十年に見ゆ。

漢主に賤を遣りて曰はく、**【一】**陛下、以ふに關羽の親は、先帝に何如。荆州の大小は、海内に孰與ぞ。俱に應に仇とし疾むべきも、誰をか當に先後とすべき。若し此の數を審かにせんことは、**【二】**掌を反すよりも易からん」と。漢主聽かず。時に、或は「瑾・別に親人を遣はして漢主と相聞す」と言ふ者あり。權曰はく、「孤と子瑜とは、死生易らざるの誓有り。子瑜が孤に負かざるは、猶ほ孤が子瑜に負かざるがごときなり」と。然れども誘言、外に流聞す。陸遜・表して、瑾が必ず此れ無きことを明かにし、「宜しく以て其の意を散する有るべし」といふ。權・報じて曰はく、「子瑜と孤とは、事に從ふこと年を積み、恩、骨肉の如く、深く相明究す。其の人と爲り、道に非ざれば行はず、義に非ざれば言はず、**【三】**玄徳が昔孔明を遣はして吳に至りしとき、孤嘗て子瑜に語りて曰へらく、「卿は孔明と同産にして、且つ弟、兄に順ふは、義に於て順と爲す。何を以てか孔明を留めざる。孔明若し留まりて卿に從はば、孤、當に書を以て玄徳に解すべし。**【四】**意ふに自ら人に隨はんのみ」と。子瑜、孤に答へて言へらく、「弟亮、已に身を人に失ひ、質を委ね分を定む。義、二心無し。弟が留まらざるは、猶ほ瑾が往かざるごときなり」と。其の言、神明を貫くに足れり。今豈に當に此れ有るべけんや。前に妄語の文疏を得、即ち封じて子瑜

- 【一】 胡氏曰はく、諸葛瑾の言は、天下の公なり。漢主劉備をして此に因りて吳と仇を解き好を繼がしめば、魏氏其れ肝食せんか。惜むらくは漢主の器識此に至らざるをと。
- 【二】 先帝。當時、蜀人は獻帝すでに害に逢へりと思へるによりて、先帝と云へるなり。
- 【三】 蓋し亮が吳に至りて救を求めし時を謂ふ也。
- 【四】 意云云。孫權、自ら、備の意を料度するに、必ず當に相從ふべしと言ふ也。

に示し、手筆を并せて之に與へたり。孤と子瑜とは、神交と謂ふ可し。外言の間する所に非ず。卿の意の至れるを知る。輒ち(卿)來表を封じ、以て子瑜に示し、卿の意を知らしむ」と。漢主、將軍吳班・馮習を遣はし、攻めて權の將李異・劉阿等を巫に破り、兵を秭歸に進む。兵四萬餘人。武陵の蠻夷、皆、使を遣はし、往きて兵を請ふ。權、鎮西將軍陸遜を以て大都督と爲し、節を假し、將軍朱然・潘璋・宋謙・韓當・徐盛・鮮于丹・孫桓等五萬人を督し、之を拒がしむ。

【三五】孫權の君臣の間を觀るに、誠を推して相與し、譏問、其の間に行はれず。能く江東を保有せし所以なり。

【三六】巫。縣の名、今の四川省東川道巫山縣。

【三七】大都督の號、蓋し此に始まる。

【三八】植。忌まるるを以て侯を貶せられ、今、改めて縣侯に封ぜらる。

【三九】頸。當に郢に作るべし。

【四〇】陵雲臺。洛陽城中金市の東に在り。

【四一】陜。狹と同じ。

【四二】劉。陜。狹と同じ。

初め帝、羣臣に詔して、劉備が當に關羽の爲めに出でて孫權に報ゆべきや否やを料らしむ。衆議咸云はく、「蜀は小國なるのみ。名將は唯だ羽のみ。羽死し軍破れ、國內憂懼す。復た出づるに縁無からん」と。侍中劉曄獨り曰はく、「蜀は陜弱なりと雖も、而も備の謀、威武を以て自ら強くせんと欲し、勢必ず衆を用ひ、以て餘有るを示さん。且つ關羽と備とは、義は君臣たれども、恩は猶ほ父子のごとし。羽死せ

るに、爲めに軍を興し敵に報ゆる能はずんば、終始の分に於て足らじ」と。八月、孫權、使を遣はして臣と稱し、辭を卑くして章を報じ、并せて于禁等を送りて還す。朝臣皆賀す。劉曄獨り曰はく、「權、故無くして降を求むるは、必ず内に急有らん。權、前に襲うて關羽を殺したれば、劉備必ず大に師を興して之を伐ち、外に強寇有り、衆心、安からず、又、中國の往きて其の釁に乗せんことを恐る、故に地を委ね降を求め、一には以て中國の兵を却け、二には中國の援を假り、以て其の衆を強くし、而して敵人を疑はせんとするのみ。天下三分し、中國は十にして其の八を有ち、吳・蜀は各一州を保つ。山を阻み水に依り、急有れば相救ふは、此れ小國の利なり。今還つて自ら相攻むるは、天、之を亡ぼすなり。宜しく大に師を興し、徑に江を渡りて之を襲ふべし。蜀、其の外を攻め、我、其の内を襲はば、吳の亡びんこと、旬月を出でざらん。吳亡びば則ち蜀孤ならん。若し吳の半を割きて以て蜀に與ふとも、蜀は固より久しく存する能はじ。況んや蜀は其の外を得、我は其の内を得んをや」と。帝曰はく、「人、臣と稱して降る。而るに之を伐たば、天下の來らんと欲する者の心を疑はせん。若かず、且く吳の降を受け、而して蜀の後を襲はんには」と。(曄)對へて曰はく、「蜀は遠く吳は近し。又中國之を伐つと聞かば、便ち軍を還し、止むる能はざらん。今、備已に怒り、兵を興して吳を撃つ。

【四二】于禁。權が南郡を破りて于禁を得しこと、前卷獻帝建安二十四年に見ゆ。

【四三】劉曄の言、曲に權の情偽を盡す。

【四四】中國。魏を指す。

【四五】吳は揚州を保ち、蜀は益州を保つ。

我が・吳を伐つを聞かば、吳必ず亡びんことを知り、將に喜びて進み、我と與に争うて吳の地を割かんとす。必ず計を改め怒を抑へて吳を救はざらん」と。帝聽かず、遂に吳の降を受く。于禁、須髮皓白にして、形容憔悴し、帝に見え、泣涕して頓首す。帝、慰諭するに、荀林父、孟明視の故事を以てし、安遠將軍に拜し、(禁)北して鄴に詣りて高陵に謁せしむ。帝、豫め陵屋に於て、關羽戦ひ克ち、龐德憤怒し、禁降服するの状を畫かしむ。禁見て、慙恚し、病を發して死す。

臣光曰はく、于禁、數萬の衆を將る、敗れて死する能はず、生きて敵に降り、既にして復歸す。文帝、之を廢するも可なり、之を殺すも可なり。乃ち陵屋に畫きて以て之を辱む。斯れ君たらずと爲す。

丁巳、太常邢貞を遣はし、策を奉じ、即きて孫權を拜して吳王と爲し、九錫を加へしむ。劉曄曰はく、「不可なり。先帝、天下を征伐し、十に其の八を兼ね、威、海内に震ふ。陛下、禪を受け眞に即き、徳、天地に合し、聲、四遠に暨ぶ。權、雄才有りと雖も、故の漢の、票騎將軍・南昌侯なるのみ。官軽く執卑し。況んや士民、中國を畏るるの心有り、(權)強迫して與に(權)謀る所を成す可からざるなり。已むを得ずして其の降を受けば、其の將軍の號を進め十萬戶侯に封す可し。即ち以て王と爲す可からざるなり。」

【四六】 須。鬚と通す。

【四七】 荀林父。春秋の時、晉の大夫荀林父、楚と戦ひ、鄴に敗る。晉の景公、復たこれを用ひ、以て赤狄を取る。

【四八】 孟明視。秦の大夫孟明視、晉の爲めに殺に禽にせらる。秦の穆公、復たこれを用ひ、以て西戎に霸たり。

【四九】 安遠將軍の號、蓋し此に始まる。

【五〇】 票騎將軍南昌侯。操、漢を挾みてこれに命ぜし也。前卷漢の建安二十四年に見ゆ。

夫れ王位は、天子を去ること一階なるのみ、其の禮秩服御相亂るるなり。彼直に侯たるのみにして、江南の士民、未だ君臣の分有らず。我、其の僞り降るを信じ、就きて之を封殖し、其の位號を崇くし、其の君臣を定めば、是れ虎に翼を傅くると爲すなり。權既に王位を受け、蜀の兵を却くるの後、外は禮を盡して以て中國に事へ、其の國內をして皆聞かしめ、内は無禮を爲して以て陛下を怒らせん。陛下、赫然として怒を發し、兵を興して之を討たば、(權)乃ち徐ろに其の民に告げて曰はん、「我、身を委ねて中國に事へ、珍貨重寶を愛まず、時に隨つて貢獻し、敢て臣の禮を失はず。而るに故無くして我を伐ち、必ず我が國家を殘ひ、我が人民を俘にし、以て僕妾と爲さんと欲す」と。吳の民、其の言を信せざるに縁無からん。其の言を信じて感怒し、上下、心を同じうし、戰ふこと十倍を加へん」と。又、聽かず。諸將、吳の内附せるを以て、意皆縱緩す。獨り征南大將軍夏侯尚、益、攻守の備を修む。山陽の曹偉、素より才名有り、吳の・藩と稱するを聞き、白衣を以て吳王と書を交へ、略を求め、以て京師に交結せんと欲す。帝聞きて之を誅す。

【五一】 漢、景武より以後、藩王を裁削し、京師と制を同じうせしめず。曹操が魏王と爲り九錫を加へしより、禮秩服御、天子と相亂る。

【五二】 封殖。封は土を増して以てこれに培ふ也。殖はこれを養つて繁茂せしむる也。

【五三】 武昌。縣の名、今の湖北省江漢道鄂城縣治。既に石頭に城き、又、武昌に城く、此れ吳人が江を保つ根本なり。

吳、又、武昌に城く。

初め帝、楊彪を以て太尉と爲さんと欲す。彪、辭して曰はく、「嘗て漢朝の三公と爲り、世の衰亂に

値ひ、尺寸の益を立つる能はざりき。若し復た魏の臣と爲らば、國の選に於て、亦、榮と爲さざるなり」と。帝乃ち止む。冬十月己亥、公卿、朔旦に朝す。并に彪を引き、待つに客禮を以てし、〔四〕延年榻杖・憑几を賜ひ、布單衣を著・皮弁以て見えしむ。光祿大夫に拜し、秩中二千石、朝見には、位、三公に次ぎ、又、門に〔五〕行馬を施さしめ、吏卒を置き、以て之を優崇す。年八十四にして卒す。〔六〕穀貴きを以て、五銖錢を罷む。

涼州の盧水胡治元多等反し、河西大に擾る。帝、鄒岐を召して還らしめ、京兆の尹張既を以て涼州の刺史と爲し、護軍夏侯儒・將軍費曜等を遣はし、其の後に繼がしむ。胡七千餘騎、逆へて既を〔七〕鷓陰口に拒ぐ。既、〔八〕揚聲す、「軍、鷓陰よりす」と。乃ち潛に〔九〕且次より武威に出づ。胡、以て神と爲し、引きて〔十〕顯美に還る。既、已に武威に據り、曜乃ち至る。儒等猶ほ未だ達せず。既、將士に勞賜し、軍を進めて胡を撃たんと欲す。諸將皆曰はく、「士卒疲倦せり。虜衆・氣銳し。與に鋒を争ひ難し」と。既曰はく、「今、軍に見糧無し。當に敵に因りて資と爲すべし。若し虜、〔十一〕兵合ふを見ば、退きて深山に依らん。之を追はば、則ち道險にして〔十二〕兵窮餓せ

【五】 延年榻杖。榻は木の名、これを以て杖を作る。人をして年を延べ壽を益さしむといふ。

【六】 行馬。こまつなぎ。こまよせ。

【七】 さきに五銖錢を復せしが幾何も無くして罷む。

【八】 鷓陰口。鷓陰の河口。鷓陰は縣の名、武威郡に屬す。故城は今の甘肅省蘭山道靖遠縣の西北に在り。

【九】 揚聲。揚言する也。

【十】 且次。縣の名、武威郡に屬す。今の甘肅省甘涼道古浪縣の北に在り。

【十一】 顯美。縣の名、武威郡に屬す。今の甘肅省甘涼道永昌縣の東に在り。

【十二】 兵窮餓せ

ん。〔十三〕兵還らば、則ち〔十四〕虜出で候うて寇鈔せん。此の如くんば、兵、解くを得ざらん。謂はゆる〔十五〕一日、敵を縱せば、患、數世に在るなり」と。遂に前みて顯美に軍す。十一月、胡騎數千、大風に因り、火を放ちて營を燒かんと欲す。將士皆恐る。既、夜、精卒三千人を藏して伏と爲し、參軍〔十六〕成公英をして千餘騎を督して戰を挑ましめ、救して陽りて退かしむ。胡果して争うて之に犇る。因つて伏を發して其の後を截ち、首尾より進撃し、大に之を破る。斬首獲生、萬を以て數ふ。河西悉く平ぐ。後、西平の麴光・反し、其の郡守を殺す。諸將、之を撃たんと欲す。既曰はく、「唯だ光等のみ反を造す。郡人は未だ必ずしも悉く同じからじ。若し便ち軍を以て之に臨まば、吏民・羌胡、必ず「國家、是非を別たす」と謂ひ、更に皆相持著せしめん。此れ虎に翼を傳くると爲すなり。光等、羌胡を以て援と爲さんと欲す。今先づ羌胡をして鈔撃せしめ、其の賞募を重くし、虜獲する所の者をば、皆以て之に昇へ、外は其の教を沮み、内は其の交を離さば、必ず戰はずして定まらん」と。乃ち檄を移して諸羌に告諭す、「光等に誑誤せらるる者をば之を原さん。能く賊帥を斬り首を送る者には、當に封賞を加ふべし」と。是に於て、光の部黨、斬りて光の首を送る。其餘は、皆、安堵すること故の如し。

刑貞、吳に至る。吳の人以爲へらく、「宜しく上將軍・九州伯と稱すべし。當に魏の封を受く

べからず」と。吳王曰はく、「九州伯は、古に於て未だ聞かざるなり。昔、沛公も亦項羽の封を受け、漢王と爲れり。蓋し時の宜しきのみ。復た何ぞ損せんや」と。遂に之を受く。吳王、都亭に出で、貞を候つ。貞、門に入り、車より下らず。張昭、貞に謂つて曰はく、「夫れ禮は敬せざる無く、法は行はれざる無し。而るに君敢て自ら尊大にす。豈に江南は寡弱にして方寸の刃無きを以ての故ならんか」と。貞即ち遽に車より下る。中郎將琅邪の徐盛、怒り憤り、顧みて同列に謂つて曰はく、「盛等、身を奪ひ命を出し、國家の爲めに許・洛を并せ巴蜀を呑む能はず、而して吾が君をして貞と盟はしむ。亦辱ならずや」と。因つて涕泣横さまに流る。貞、之を聞き、其の徒に謂つて曰はく、「江東は、將相此の如し。久しく人に下る者に非ざるなり」と。吳王、中大夫南陽の趙咨を遣はして入りて謝せしむ。帝問うて曰はく、「吳王は何等の主ぞや」と。(咨)對へて曰はく、「聰明仁智雄略の主なり」と。帝、其の狀を問ふ。(咨)對へて曰はく、「魯肅を凡品より納る。是れ其の聰なり。呂蒙を行陳より抜く。是れ其の明なり。于禁を獲て而も害せず。是れ其の仁なり。荊州を取るに、兵、刃に血ぬらず。是れ其の智なり。(五)三州に據りて天下に虎視す。是れ其の雄なり。身を陛下に屈す。是れ其の略なり」と。帝曰はく、「吳王は頗る學を知るや」と。咨曰はく、「吳王、江に浮ぶること萬艘、帶甲百萬、賢に任じ能を使ひ、志、經略に存す。餘閑有り・博く書傳を覽・史籍に歴り・奇異を采ると雖も、書生が章を尋ね句を摘むに效はざるの

【六三】沛公云。九卷漢の高帝元年に見ゆ。
【六四】三州。荆、揚、交。

み」と。帝曰はく、「吳をば征す可きや否や」と。對へて曰はく、「大國には征伐の兵有り、小國には備禦の固有り」と。帝曰はく、「吳は魏を難るか」と。對へて曰はく、「帶甲百萬あり、江漢を池と爲す。何の難ることか之れ有らん」と。帝曰はく、「吳には大夫の如き者幾人かある」と。對へて曰はく、「聰明特達なる者、八九十人。臣の比の如きは、車に載せ斗をもて量る、勝げて數ふ可からず」と。帝、使を遣はし、(六)雀頭香・大貝・明珠・象牙・犀角・玳瑁・孔雀・翡翠・鬪鴨・長鳴雞を吳に求めしむ。吳の羣臣曰はく、「荆・揚の二州は、貢に常典有り。魏の求むる所の珍玩の物は、禮に非ざるなり。宜しく與ふる勿かるべし」と。吳王曰はく、「方に(六)西北に事有り。江表の元元、主を恃みて命と爲す。彼が求むる所の者は、我に於ては瓦石なるのみ。孤何ぞこれを惜まん。且つ彼は諒闇の中に在り。而るに求むる所此の若し。寧んぞ與に禮を言ふ可けんや」と。皆具へて以て之に與ふ。

【六六】車云。極めて數多きをいふ。
【六七】雀頭香。本草に、香附子を以て雀頭香と爲す。
【六八】長鳴雞。鳴聲長き雞。
【六九】西北に事有り。蜀と相距ぐをいふ。

吳王、其の子登を以て太子と爲す。妙しく師友を選び、南郡の太守諸葛瑾の子恪・綏遠將軍張昭の子休・大理吳郡の顧雍の子譚・偏將軍廬江の陳武の子表を以て、皆、中庶子と爲し、入りては詩書を講じ、出でては騎射に従はしめ、之を四友と謂ふ。登、僚屬を接待するに、略ぼ布衣の禮を用ふ。

十二月、帝行きて東に巡る。

帝、吳王の子登を封じて萬戸侯と爲さんと欲す。吳王、登の年幼なるを以て、上書して辭して受けず。復た西曹掾吳興の沈珩を遣はして入りて謝せしめ、并せて方物を獻す。帝問うて曰はく、『吳は魏が東に向はんことを嫌ふか』と。珩曰はく、『嫌はず』と。(帝)曰はく、『何を以てぞや』と。(珩)曰はく、『信に舊盟を恃み、言に好に歸す。是を以て嫌はず。若し魏、盟を渝ふとも、自ら豫備有り』と。又問ふ、『聞く、太子、當に來るべしと。寧ろ然るや』と。珩曰はく、『臣は、東朝に在り、朝には坐せず、宴には與らず。此の若きの議は、聞く所無きなり』と。帝、之を善しとす。

【七〇】東朝。吳は江東に在り、故に東朝と曰ふ。
 【七一】水を以て云云。酔ひたる者に水を灑ぎ、これを醒まし、また會飲せしめしなり。
 【七二】紂云云。殷の紂王、酒を以て池を爲り、糟丘、以て七里を望むに足り、晝夜つづけ宴飲を爲したりと云ふ。
 【七三】手劍。手づから劍を授る也。

吳王、武昌の臨釣臺に於て、酒を飲みて大に酔ひ、人をして水を以て羣臣に灑がしめて曰はく、『今日、酣飲し、惟だ酔うて臺中より墮ち、乃ち當に止むべきのみ』と。張昭、色を正しくして言はず、外に出で、車中に坐す。王、人を遣はして昭を呼びて還り入らしめ、謂つて曰はく、『共に樂を作さんが爲めなるのみ。公何爲れぞ怒るや』と。昭對へて曰はく、『昔、紂、糟丘、酒池、長夜の飲を爲す。當時、亦以て樂と爲し、以て惡と爲さざりしなり』と。王、默然として慙づ。遂に酒を罷む。吳王、羣臣と飲み、自ら起ちて酒を行ふ。虞翻、地に伏し、陽り酔うて持せず。王去る。翻起きて坐す。王大に怒り、手劍、之を撃たんと欲す。侍坐する者、惶遽せざるは莫し。惟だ大司農

劉基、起ちて王を抱き、諫めて曰はく、『大王、三爵の後を以て、手づから善士を殺さば、翻罪有り』と。雖も、天下、孰か之を知らん。且つ大王は、能く賢を容れ衆を畜ふを以て、故に海内、風を望む。今、一朝にして之を棄つるは、可ならんや』と。王曰はく、『曹孟德すら、尙ほ孔文學を殺せり。

孤、虞翻に於て、何か有らんや』と。基曰はく、『孟德は輕しく士人を害し、天下、之を非とす。大王、躬づから徳義を行ひ、堯舜と隆を比せんと欲す。何ぞ自ら彼に喩ふるを得んや』と。翻、是に由りて免るるを得たり。王因つて左右に敕す、『今より、酒後、殺せと言ふとも、皆、殺すを得ざれ』と。基は、繇の子なり。

初め太祖、既に、蹋頓に克ち、而して烏桓浸く衰ふ。鮮卑の大人歩根、軻比能、素利彌加、厥機等、閭柔に因りて貢獻を上り、通市を求む。太祖、皆、表寵して以て王と爲す。軻比能は、本、小種の鮮卑なりしが、勇健廉平なるを以て、衆の服する所と爲り、是に由りて、能く諸部を威制し、最も疆盛と爲す。雲中、五原より以東、遼水に抵るまで、皆、鮮卑の庭と爲る。軻比能と素利彌加とは、地を割きて統御し、各、分界有り。軻比能は、部落、塞に近く、中國の人多く亡叛して之に歸す。素利等は、遼西、右北平、漁陽の塞外に在り、道遠し、故に邊患を爲さず。帝、平虜校尉牽招を以て護

【七四】三爵。古は、臣、君の宴に侍するときは、三爵に過ぎず。其の節を失ふを懼るる也。
 【七五】曹孟德云云。六十五卷漢の獻帝建安十三年に見ゆ。
 【七六】劉繇は孫策の襲ふ所となり、走りて死す。
 【七七】蹋頓に克つ。六十五卷漢の獻帝建安十二年に見ゆ。
 【七八】通市。關市を通じて、其の土物を以て、中國と互市する也。

鮮卑校尉と爲し、南陽の太守田豫を護烏桓校尉と爲し、之を鎮撫せしむ。

三年、春正月丙寅朔、日、之を食する有り。

庚午、帝行きて許昌に如く。

詔して曰はく、『今の計孝は、古の貢士なり。若し年を限りて然る後士を取りしならば、是れ呂尙。周晉は前世に顯れざりしならん。其れ郡國に令して、選ぶ所、老幼に拘る勿からしめよ。儒、經術に通じ、吏、文法に達するは、到らば皆試み用ひよ。有司、故らに實を以てせざる者を糾せ』と。

二月、鄧善・龜茲・于闐王、各使を遣はして奉獻す。是の後、西域復た通ず。戊己校尉を置く。漢主、秬歸より、將に進みて吳を撃たんとす。治中從事黃權諫めて曰はく、『吳の人は戰に悍く、而して水軍は流に沿ひ、進むことは易く、退くことは難し。臣請ふ先驅と爲りて以て寇に當らん。陛下、宜しく後鎮と爲るべし』と。漢主從はず、權を以て鎮北將軍と爲し、江北の諸軍を督せしめ、自

- 【一】許昌。漢の獻帝、許に都し、魏、禪を受け、徙りて洛陽に都す。許には宮室武庫存せり。改めて許昌と爲す。
- 【二】計孝。上計吏及び孝廉。
- 【三】呂尙。年八十餘にして文王以て師と爲す。
- 【四】周晉。周の太子晉、少くして令名有り。
- 【五】漢、安帝より以後、未だ嘗て西域に通ずるを欲せずんばあらず。今、戊己校尉を置くも、亦、漢の、車師に屯田せしが如くなる能はざるなり。

ら諸將を率ゐ、江南より、山に緣り領を截ち、夷道の獠亭に軍す。吳の將、皆、迎へて之を撃たんと欲す。陸遜曰はく、『備、軍を擧げて東に下り、銳氣始めて盛に、且つ高きに乗り險しきを守る。卒に攻む可きこと難し。之を攻めて縦ひ下すとも、猶ほ、盡く克ち難からん。若し不利有らば、我が大執を損せん。小故に非ざるなり。今但だ且く將士を獎厲し、廣く方略を施し、以て其の變を觀ん。若し此の間是れ平原曠野ならば、當に顛沛して交逐ふの憂有るを恐るべし。今、山に緣りて軍を行る。勢、展ぶるを得ず。自ら當に木石の間に罷るべし。徐ろに其の敝を制せんのみ』と。諸將、解せず、以爲へらく、遜、之を畏ると。各憤恨を懷く。漢人、恨山より、武陵に通じ、侍中襄陽の馬良をして、金錦を以て五谿の諸蠻夷に賜ひ、授くるに官爵を以てせしむ。

- 【六】領。嶺に通ず。
- 【七】夷道。縣の名、宜都郡に屬す。故城は今の湖北省荊南道宜都縣の西北に在り。獠亭は宜都縣の西に在り、今、虎腦背市と名づく。
- 【八】恨山。縣の名、宜都郡に屬す。今の湖北省荊南道長陽縣なり。縣の西北に恨山有り。
- 【九】防輔は其の非を爲すを防ぎ、これを輔くるに正を以てするの意。監國は監國謁者なり。

甲午、帝行きて襄邑に如く。

夏四月戊申、鄧城侯植を立てて鄧城王と爲す。是の時、諸侯王は、皆、寄地・空名にして、其の實無し。王國には、各、老兵百餘人有り、以て守衛を爲し、千里の外を隔絶して、朝聘を聽さず、爲めに防

輔監國の官を設け、以て之を伺察す。王侯の號有りて雖も、而も匹夫に儕し。皆、布衣と爲らんことを思へども、而も得る能はず。法既に峻切にして、諸侯王の過惡日に聞ゆ。獨り北海王衰、謹慎にして學を好み、未だ嘗て失有らず。文學・防輔、相與に言つて曰はく、「詔を受けて王の舉措を察す。過有れば當に奏すべく、善有れば亦宜しく以て聞すべし」と。遂に共に表して衰の美を稱陳す。衰、之を聞き、大に驚き懼れ、文學を責讓して曰はく、「身を修めて自ら守るは、常人の行なるのみ。而るに諸君乃ち以て上聞す。是れ適に其の負累を増す所以なり。且つ如し善有らば、何ぞ聞えざるを患へん。而るに遽に共に是の如きは、是れ益を爲す所以に非ざるなり」と。

癸亥、帝、許昌に還る。

五月、江南の八郡を以て荊州と爲し、江北の諸郡を郢州と爲す。

漢人、巫峽・建平より、營を連ねて夷陵の界に至り、數十屯を立て、馮習を以て大督と爲し、張南を前部督と爲し、正月より、吳と相拒ぎ、六月に至り、決せず。漢主、吳班を遣はし、數千人を將ゐて、平地に於て營を立てしむ。吳の將帥、皆、之を撃たんと欲す。陸遜曰はく、「此れ必ず、譎有らん。且く之を觀ん」と。漢主、其の計の行はれざるを知り、乃ち伏兵八千を引き、谷中より出づ。遜曰はく、「諸君に班を撃つを聽さざりし所以は、之に必ず巧有らんことを揣りしが故なり」と。遜、吳王

【一〇】文學。官名、王國には師友・文學各一人を置く。

【二】江南云云。既に孫權を以て荊州の牧と爲し、江南の八郡を統ぶ、故に江北の諸郡を以て郢州を置く。吳、自立して郢州廢す。

に上疏して曰はく、「夷陵の要害は、國の關限なり。得易しと爲すと雖も、亦復た失ひ易し。之を失はば、徒に一郡の地を損するのみに非ず、荊州、憂ふ可し。今日、之を争はば、當に必ず、諧はしむべし。備、天常を干し、窟穴を守らずして、敢て自ら送る。臣、不材なりと雖も、威靈を憑奉し、順を以て逆を討つ。破壊せんこと近きに在り。憂ふ可き者無し。臣、初め之を嫌ふ。水陸俱に進まんと。今反つて船を捨てて歩に就き、處處に營を結ぶ。其の布置を察するに、必ず他の變無からん。伏して願はくは至尊、枕を高くし、以て念と爲さざれ」と。閏月、遜將に進みて漢の軍を攻めんとす。諸將竝に曰はく、「備を攻むるは當に初に在るべし。今乃ち入らしむること五六百里、相守ること七八月を経、其諸の要害、皆已に固く守る。之を撃つとも必ず利無からん」と。遜曰はく、「備は是れ猾虜にして、事を更嘗すること多し。其の軍始めて集まるるときは、思慮精專にして、未だ干す可からざるなり。今住まること已に久しく、我が便を得ず、兵疲れ意沮み、計、復た生ぜじ。此の寇を犄角するは、正に今日に在り」と。乃ち先づ一營を攻む。利あらず。諸將皆曰はく、「空しく兵を殺せるのみ」と。遜曰はく、「吾已に之を破るの術を曉れり」と。乃ち敕して各一把の茅を持たしめ、火を以て攻めて之を抜き、一たび爾くして執成り、通じて諸軍を率ゐ、同時に俱に攻め、張南・馮習及び胡王沙摩柯等の首を斬り、其の四

【三】諧。事の成就するをいふなり。

【四】閏月。閏六月なり。

【五】更嘗。經歷する也。

【六】一たび云云。一たび此の如くにして營を抜くの頃、兵の勝勢成る也。

十餘營を破る。漢の將杜路、劉寧等、窮逼して、降を請ふ。漢主、(一七)馬鞍山に升り、兵を陳ねて自ら繞らす。遜、諸軍を督促し、四面より之に蹙る。土崩瓦解し、死する者萬數。漢主、夜遁る。(一八)驛人、自ら擔うて鏡鎧を燒き、後を斷ち、(主)僅に白帝城に入るを得たり。其の舟船器械、水歩の軍資、一時に略げ盡き、尸骸江に塞がりて下る。漢主大に慙ち悲りて曰はく、(一九)「吾乃ち陸遜の折辱する所と爲れるは、豈に天に非ずや」と。將軍義陽の傅彤、後殿を爲す。兵衆盡く死す。彤、氣益々烈し。吳人、之に諭し、降らしめんとす。彤罵りて曰はく、「吳狗、安んぞ漢の將軍にして降る者有らんや」と。遂に之に死す。(二〇)從事祭酒程畿、江に沂りて退く。衆曰はく、「後追將に至らんとす。宜しく、(二一)舫を解き輕行すべし」と。畿曰はく、「吾、軍に在り、未だ敵の爲めの走ることを習はざるなり」と。亦、之に死す。初め吳の安東中郎將孫桓、別に漢の前鋒を夷道に撃つ。漢の圍む所と爲り、救を陸遜に求む。遜曰はく、「未だ可ならず」と。諸將曰はく、「孫安東は公族なり。圍まれて已に困しむ。奈何ぞ救はざる」と。遜曰はく、「安東は士衆の心を得、城牢く糧足り、憂ふ可き無きなり。吾が計

【一七】馬鞍山。夷陵縣に在り。
 【一八】驛人云。漢主、初め兵を連れて夷陵の界に入るや、路に沿うて驛を置き、以て白帝に達す。兵敗れ諸軍潰散するに及びて、惟だ驛人、自ら棄てられたる所の鏡鎧を擔うて、これを陸に燒き、以て後を斷つ。主よつて僅に脱るるを得たり。鏡は鈴の如くにして舌無く兼有り。どら。軍中に用ふる所なり。
 【一九】胡氏曰はく、險に依りて兵を行り、敵、其の衝を扼し、情見ばれ勢屈し、敵、其の懈に乗じ、師を失ふに至る、此れ天に非ざる也と。
 【二〇】從事祭酒。諸從事の長。
 【二一】後追。後より追ひ來る敵兵。
 【二二】舫。兩舟を並べたるを舫と曰ふ。もやびふれ。

の展ぶるを待て。安東を救はざらんと欲すとも、安東は自ら解けん」と。方略大に施すに及びて、漢果して犇り潰ゆ。桓、後、遜を見て曰はく、「前に實に救はれざるを怨めり。定まりて今日に至り、乃ち調度自ら方有るを知るのみ」と。初め遜、大都督と爲るや、諸將は或は公室の貴戚にして、各自ら矜持し、相聽從せず。遜、劍を按じて曰はく、「劉備は、天下、名を知り、曹操が憚りし所なり。今、疆界に在り。此れ(二二)彊對なり。諸君、竝に國恩を荷ふ。當に相輯睦し、共に此の虜を翦り、上、受くる所に報ゆべし。而るに相順はざるは何ぞや。僕、書生と雖も、命を主上に受く。國家の、諸君を屈して、相承望せしむる所以は、僕が尺寸の稱す可く、能く(二三)辱を忍び重きを負ふを以ての故なり。各、其の事に任ず。豈に復た辭するを得んや。軍令は常有り、犯す可からざるなり」と。備を破るに至るに及びて、計多く遜に出づ。諸將乃ち服す。吳王、之を聞いて曰はく、「公、何を以て初めに諸將の節度に違へる者を啓せざりしか」と。(二四)對へて曰はく、「(臣)恩を受くること深重なり。此の諸將は、或は腹心に任じ、或は爪牙に堪へ、或は是れ功臣にして、皆、國家の當に與に共に大事を克定すべき所の者なり。臣竊に(二五)相如。寇恂の相下るの義を慕ひ、以て國事を濟さんとす」と。王大に笑ひ、善しと稱す。遜に

【二二】討逆。孫策をいふ。
 【二三】矜持。吳志陸遜傳には矜持に作る。
 【二四】彊對。彊敵なり。
 【二五】辱を忍ぶ。能く諸將を容るるをいふ。
 【二六】將に軍法を行はんとするを言ふ也。
 【二七】相如。四卷周の赧王三十二年に見ゆ。
 【二八】寇恂。四十卷漢の光武建武二年に見ゆ。

輔國將軍を加へ、荊州の牧を領せしめ、改めて江陵侯に封す。初め諸葛亮、
 尚書令法正と、好尚同じからず。而れども公義を以て相取る。亮毎に正の智術を奇とす。漢主が吳
 を伐ちて敗るるに及びて、時に正已に卒す。亮歎じて曰はく、『孝直
 若し在らば、必ず能く主上の東に行くを制せしならん。就使東に行くとも、
 必ず傾危せざりしならん』と。漢主、白帝に在り。徐盛・潘璋・宋謙等、各
 競うて表して言はく、『備をば必ず禽にす可けん。乞ふ復た之を攻めん』
 と。吳主、以て陸遜に問ふ。遜、朱然・駱統と與に、上言して曰はく、『曹
 丕、大に士衆を合し、外は國を助けて備を討つに託し、内は實に姦心有り。
 謹んで計を決して輒ち還らん』と。初め帝、漢の兵が柵を樹て營を運ぬ
 ること七百餘里なるを聞き、羣臣に謂つて曰はく、『備は兵を曉らす。豈に
 七百里の營の以て敵を拒ぐ可き者有らんや。原隰險阻を苞ねて軍を爲す者
 は、敵に禽にせらる。此れ兵忌なり。孫權の『上事今至らん』と。後
 七日、吳の漢を破る書到る。

秋七月、冀州、大に蝗あり、饑う。

漢主既に敗走し、黃權、江北に在り、道絶え、還るを得ず。八月、其の衆を率ゐて來り降る。漢の

【三〇】孝直は法正の字。孔明の此の言を觀れば、漢主が吳を伐つを以て可と爲さざりしなり。然れども諫めざりしは、漢主の怒ること盛にして、阻む可からざるを以てにして、且つ上流を得たれば以て勝つ可しと思ひしなり。兵勢は常無く、變を觀て奇を出すに在り、故に法正を追思せるなり。
 【三一】曹公が關羽を追はざりしと、陸遜が再び劉備を攻めざりしと、其の見る所固に同じきなり。
 【三二】兵忌。兵家を忌む所。
 【三三】上事。上奏して兵事を言ふを謂ふ也。

有司、權の妻子を收めんと請ふ。漢主曰はく、『孤、黃權に負く。權、孤に負かざるなり』と。之
 を待つこと初の如し。帝、權に謂つて曰はく、『君、逆を捨てて順に效ふ。蹤を陳・韓に追はんと
 欲するか』と。(權)對へて曰はく、『臣、過つて劉主の殊遇を受く。吳に降るは不可なり。蜀に還るに
 は路無し。是を以て命を歸す。且つ敗軍の將は、死を免るるを幸と爲す。
 何ぞ古人を之れ慕ふ可けんや』と。帝、之を善しとし、拜して鎮南將軍と
 爲し。育陽侯に封じ、侍中を加へ、陪乘せしむ。蜀の降人、或は云
 はく、『漢、權の妻子を誅せり』と。帝、權に詔して喪を發せしむ。權曰
 はく、『臣、劉・葛と、誠を推して相信じ、臣の本志を明かにす。竊に疑
 ふに未だ實ならじ。請ふ(後聞)須たん』と。後、審問するを得るに、果し
 て言ふ所の如し。馬良も亦五谿に死せり。

九月甲午、詔して曰はく、『夫れ婦人の・政に與るは、亂の本なり。今

より以後、羣臣、事を太后に奏するを得ず。后族の家は、輔政の任に當るを得ず、又、横しまに茅土
 の爵を受くるを得ず。此の詔を以て、之を後世に傳へよ。若し背違する有らば、天下、共に之を誅
 せよ』と。卞太后、外親を見る毎に、假すに顔色を以てせず、常に言はく、『居處は當に節儉なるべ
 し。當に賞を望み、自ら佚せんことを念ふべからざるなり。外舍、當に吾が之を遇すること太た薄

【三四】權の言を用ふる能はざりしを以てなり。
 【三五】陳韓。陳平、韓信。楚を去りて漢に歸す。
 【三六】此より以後は、皆、名號侯にして、封邑無し。
 【三七】陪乘。驂乘なり。
 【三八】劉・葛。劉備、諸葛孔明。
 【三九】外舍。后妃は、其の外家を謂つて外舍と爲す。

きを怪しむべし。吾自ら常度有るが故なり。吾、武帝に事ふること四五十年、儉を行ふこと日久し。自ら變じて奢を爲す能はず。科禁を犯す者有らば、吾且つ能く罪一等を加へんのみ。錢米の恩貸を望む莫かれ」と。帝將に郭貴嬪を立てて后と爲さんとす。中將棧潛・上疏して曰はく、「夫れ后妃の徳は、盛衰治亂の由りて生ずる所なり。是を以て聖哲は、慎みて元妃を立て、必ず先代世族の家に取、其の令淑を擇び、以て六宮を統べしめ、虔みて宗廟に奉す。易に曰はく、「家道正しくして天下定まる」と。内より外に及ぼすは、先王の令典なり。春秋に書す、宗人覺夏云はく、「妾を以て夫人と爲すの禮無し」と。齊桓、葵丘に誓命し、亦曰はく、「妾を以て妻と爲す無かれ」と。今、後宮の嬖寵、常に乘輿に亞ぐ。若し愛に囚りて后に登し、賤人をして暴に貴からしめば、臣、恐る、後世、下陵ぎ上替れ、非度を開張し、亂、上より起らんことを」と。帝從はず。庚子、皇后郭氏を立つ。

初め吳王、于禁の護軍。浩周・軍司馬東里袞を遣はし、帝に詣りて自ら誠款を陳べしむ。辭甚だ恭愍なり。帝、周等に問ふ、「權をば信ず可きか」と。周は以爲はく、「權必ず臣服せん」と。而して袞は其の必ずしも服す可

【四〇】 罪一等を加ふ。罪、常人の法を犯す者よりも一重かるべきをいふ。
 【四一】 易云云。家人の卦の語。
 【四二】 宗人云云。春秋襄公二十四年、公子荆の母、嬖せられ、將に以て夫人と爲さんとす。宗人覺夏をして其の夫人を立つるの禮を獻ぜしむ。對へて曰はく、これ無しと。公怒りて曰はく、汝、宗司たり、夫人を立つるは、國の大禮なり、何が故にこれ無きと。對へて曰はく、周公・武公は薛より娶り、孝公、惠公は商より娶り、桓より以下は齊より娶る、此の禮は則ち有り、妾を以て夫人と爲すが若きは、則ち固に

からざるを謂ふ。帝、周の言を悦び、以爲へらく、以て之を知る有りと。故に立てて吳王と爲し、復た周をして吳に至らしむ。周、吳王に謂つて曰はく、「陛下、未だ信せず。王、子を遣はして入りて侍せしめよ。周、闔門の百口を以て之を明さん」と。吳王、(因ツテ字ヲモテ周ニ謂ツテ曰ハク、「浩孔異、ナカ言フベ」)之が爲めに涕を流して襟を霑し、天を指して誓を爲す。周(魏)還る。而して侍子至らず。但だ多く虚辭を設くるのみ。帝、侍中辛毗・尙書桓階を遣はし、往きて與に盟誓し、并せて任子を責めしめんと欲す。吳王、辭讓して受けず。帝怒り、之を伐たんと欲す。劉曄曰はく、「彼、新に志を得、上下、心を齊しくし、而して江湖を阻帶す。倉卒に制す可からざるなり」と。帝從はず。九月、征東大將軍曹休・前將軍張遼・鎮東將軍臧霸に命じて、洞口に出でしめ、大將軍曹仁をして濡須に出でしめ、上軍大將軍曹真・征南大將軍夏侯尚・左將軍張郃・右將軍徐晃をして南郡を圍ましむ。吳の建威將軍呂範、五軍を督し、舟軍を以て休等を拒ぎ、左將軍諸葛瑾・平北將軍潘璋・將軍楊榮、南郡を救ひ、裨將軍朱桓、濡須の督を以て曹仁を拒ぐ。冬十月甲子、首陽山の東を表して壽陵と爲す。終制を作り、務めて儉薄に従ひ、金玉を藏せず。

其の禮無きなりと。公卒にこれを立つ。
 【四三】 齊桓云云。孟子告子篇に見ゆ。
 【四四】 浩周・東里袞。浩周は于禁の軍を領護し、東里袞は軍司馬たり。于禁の軍没し、關羽に得らる。權、羽を襲うて、禁并に周・袞を得、甚だこれを禮す。文帝、王位に即くに及びて、權乃ち周・袞を遣はしし也。
 【四五】 闔門。一族。
 【四六】 洞口。安徽省安慶道和縣に在り。
 【四七】 首陽山。洛陽の東北に在り。
 【四八】 藏。藏に通ず。

す、一に瓦器を用ひしむ。此の詔を以て之を宗廟に藏せしめ、副は尙書・祕書・三府に在り。
 吳王、楊・越の蠻夷が多く未だ平集せざるを以て、乃ち辭を卑くして上書し、自ら改厲せんことを
 求む、『若し罪、除き難きに在り、必ず置かれずんば、當に土地民人を奉還し、命を交州に寄せ、以
 て餘年を終ふべし』と。又、浩周に書を與へて云はく、『子登の爲めに昏を宗室に求めんと欲す』と。
 又云はく、『登が年弱きを以て、孫長緒・張子布を遣はして登に隨つて俱
 に來らしめんと欲す』と。帝、報じて曰はく、『朕と君とは、大義已に定ま
 れり。豈に師を勞して遠く江漢に臨むを樂しまんや。若し登の身朝に到ら
 ば、夕に兵を召して還さんのみ』と。是に於て、吳王、黃武と改元し、
 一月辛丑、帝、宛に如く。曹休、洞口に在り、自ら陳ぶ、『願はくは銳卒を
 將ゐて、江南に虎歩し、敵に因りて資を取らば、事必ず克捷せん。若し其
 れ臣無くとも、念と爲すを須ひざれ』と。帝、休が便ち江を渡らんことを恐れ、驛馬をもて之を止む。
 侍中董昭、側に侍して曰はく、『竊に見るに、陛下、憂色有り。獨り休が江を濟るを以ての故ならん
 か。今者江を渡るは、人情の難しとする所なり。就ひ休、此の志有りと雖も、執、獨り行かず、當に
 諸將を須つべし。臧霸等は、既に富み且つ貴く、復た他の望無く、但だ其の天年を終へ祿祚を保守せ
 る』と。

【四九】 三府。三公の府。
 【五〇】 孫長緒。孫邵、字は長緒。
 【五一】 江云云。魏志文帝紀に曰はく、孫權、復た叛き、郢州を復して荆州と爲す。帝、許昌より南征し、諸軍の兵並に進む。權、江に臨みて拒き守ると。

んと欲するのみ。何ぞ肯て危きに乗じ、自ら死地に投じ、以て徵律するを求めんや。苟くも霸等、進
 ますんば、休の意自ら沮まん。臣恐らくは、陛下、渡るを救するの詔有りと雖も、猶ほ必ず沈吟し、
 未だ便ち命に従はざらん』と。之を頃くして、會、暴風、吳の呂範等の船を吹き、
 直に休等の營下に詣る。斬首獲生、千を以て數ふ。吳の兵、迸散す。帝、之を聞き、諸軍に敕して、
 渡るを促す。軍未だ時に進まず。吳の救船遂に至り、軍を收めて江南に還る。曹休、臧霸をして之を
 追はしむ。利あらず。將軍尹盧・戰死す。

【五二】 綆纜。舟を維ぐ繩。
 【五三】 江漢。吳志陸遜傳注には江陵に作る。
 【五四】 通親。使を通じて交はり親しむ也。
 【五五】 漢嘉。郡の名、故城は今の四川省建昌道雅安縣の北に在り。

漢主、魏の師大に出づと聞き、陸遜に書を遣りて曰はく、『賊、今、已に江漢に在り。吾將に復
 た東せんとす。將軍謂ふに其れ能く然らんや否や』と。遜答へて曰はく、『但だ、(漢)軍新に破れ、創夷
 未だ復せず。始めて通親を求め、且く當に自ら補ふべく。未だ兵を窮むるに暇あらざらんことを恐る
 るのみ。若し推算せずして、復た傾覆の餘を以て、遠く送りて以て來らんと欲せば、命を逃るる所無か
 らん』と。

漢の漢嘉の太守黃元・叛す。

吳の將孫盛、萬人を督して、江陵の中洲に據り、以て南郡の外援を爲す。

【一】 江陵は縣の名、今の湖北省荆南道江陵縣。中洲は即ち百里洲なり。

卷の第七十

魏紀二

世祖文皇帝下

黄初四年、春正月、曹眞、張郃をして撃ちて吳の兵を破らしめ、遂に奪うて江陵の中洲に據る。

二月、諸葛亮、永安に至る。

曹仁、歩騎數萬を以て濡須に向ひ、先づ揚聲して、「東して美溪を攻めんと欲す」といふ。朱桓、兵を分ちて之に赴かしむ。既に行く。仁、大軍を以て徑に進む。桓、之を聞き、(使チ遣)追うて美溪の兵を還らしむ。兵未だ到らず。而して仁、奄至す。時に桓の手下及び所部の兵、在る者纔に五千人、諸將、業業として、各懼るる心有り。桓、之に諭して曰はく、「凡そ兩軍交、對するや、勝負は將に在り、衆寡に在らず。諸君、曹仁が兵を用ひ師を行るを聞くに、

【一】 黄初四年。西紀二二三年なり。

【二】 永安。故城は今の四川省東川道奉節縣の東に在り。漢主、吳に敗られ、退きて白帝に屯し、白帝を改めて永安と爲す。巴東郡の治所なり。

【三】 美溪。濡須の東に在り、安徽省安慶道和縣内。

【四】 朱桓。濡須の督たり。

【五】 業業。危み懼るる貌。

桓に孰與ぞや。兵法に「客は倍して主人は半す」と稱する所以は、俱に平原に在りて城隍の守無きを謂ひ、又、士卒の勇怯齊等なるを謂ふ故なるのみ。今、仁は既に智勇に非ず、加ふるに其の士卒甚だ怯に、又、千里歩涉し、人馬罷困す。桓、諸君と共に高城に據り、南は大江に臨み、北は山陵を背にし、逸を以て勞を待ち、主と爲りて客を制す。此れ百戰百勝の勢なり。曹丕自ら來ると雖も、尙ほ憂ふるに足らず。況んや仁等をや」と。桓乃ち旗鼓を偃せ、外は虛弱を示し、以て仁を誘致す。仁、其の子泰を遣はして濡須城を攻めしめ、將軍常雕、王雙等を分遣して、油船に乗り、別に中洲を襲はしむ。中洲は、桓の部曲の妻子の在る所なり。蔣濟曰はく、「賊、西岸に據り、船を上流に列ぬ。而るに兵、洲中に入るは、是れ自ら地獄に内ると爲す。危亡の道なり」と。仁從はず、自ら萬人を將る、橐臯に留まり、泰等の後援を爲す。桓、別將を遣はして雕等を撃たしめ、而して身自ら泰を拒ぐ。泰、營を燒きて退く。桓遂に常雕を斬り、王雙を生虜す。陳に臨みて殺し溺れて死する者千餘人。初め呂蒙、病篤きや、吳王問うて曰はく、「卿如し起たすんば、誰か代る可き者ぞ」と。蒙對へて曰はく、「朱然は膽守餘り有り。愚以爲ふに任す可し」と。朱然とは、九眞の太守朱治の姉の子なり。本姓は施氏、治養うて以て子と爲す。時に昭武將軍たり。蒙卒するや、吳王、然に節を假し、江陵に鎮せしむ。曹真等

- 【六】油船。牛皮を以て作り、外部に油を施して、以て水を扞ぎたる船。
- 【七】中洲。安徽省安慶道廬江縣に在り。
- 【八】橐臯。地名、濡須の北に在り。安徽省安慶道巢縣の拓阜鎮なり。
- 【九】昭武將軍は吳の置く所なり。

が江陵を圍み孫盛を破るに及びて、吳王、諸葛瑾等を遣はし、兵を將るて往きて圍を解かしむ。夏侯尚撃ちて之を却く。江陵、中外斷絶し、城中の兵多く腫病し、戰に堪ふる者、裁に五千人。眞等、土山を起し、地道を鑿ち、樓櫓を立てて城に臨み、弓矢雨のごとく注ぐ。將士、皆、色を失ふ。然、晏如として恐るる意無く、方に吏士を厲まし、間隙を伺ひ、攻めて魏の兩屯を破る。魏の兵、然を圍むこと、凡そ六月。江陵の令姚泰、兵を領して城の北門に備はり、外兵盛に城中人少く、穀食且に盡きんとするを見、濟らざらんことを懼れ、内應を爲さんと謀る。然覺りて之を殺す。時に江水淺隘なり。夏侯尚、船に乗り、歩騎を將る。渚中に入りて屯を安んじ、浮橋を作り、南北往來せんと欲す。議者多く以爲へらく、「城をば必ず拔く可からん」と。董昭・上疏して曰はく、「武皇帝は、智勇人に過ぐ。而るに兵を用ふるに敵を畏れ、敢て之を輕んずること此の若くならざりしなり。夫れ兵、進むを好み退くを惡むは、常然の數なり。平地にして險無きすら、猶尙ほ艱難なり。就ひ當に深く入るべくとも、還る道は宜しく利にすべし。兵は進退有り、意の如くなる可からず。今、渚中に屯するは、至つて深きなり。浮橋にして濟るは、至つて危きなり。一道にして行くは、至つて陋きなり。三つの者は兵家の忌む所なり。而るに今之を行ふ。賊頻に橋を攻め、誤つて漏失有らば、渚中の精銳は、魏の有に非ず、將に轉化して吳と爲らんとす。臣私に之を感へ、寢と食とを忘る。而る

- 【一】渚。洲なり。即ち湖北省荆南道江陵縣の中洲なり。
- 【二】兵を行るに、敢て危道を履ます。
- 【三】漏失。橋或は敵に斷たるるをいふ。

に議者・怡然として、以て憂と爲さず。豈に惑はずや。加ふるに江水、長すに向はんとす。一旦暴に増さば、何を以てか防禦せん。就ひ賊を破らすとも、尙ほ當に自ら完くすべし。奈何ぞ危きに乘じて、以て懼と爲さざらん。惟だ陛下、之を察せよ」と。帝即ち尙等に詔し、出づるを促す。吳人、兩頭より並び前む。魏の兵、一道より引き去り、時に泄るを得ず、僅にして濟るを獲たり。吳の將潘璋、已に荻筏を作り、以て浮橋を燒かんと欲す。尙が退くに會して止む。後旬日、江水大に漲る。帝、董昭に謂つて曰はく、「君が此の事を論ずること、何ぞ其れ審かなるや」と。會天大に疫す。帝悉く諸軍を召して還らしむ。三月丙申、車駕、洛陽に還る。初め帝、賈詡に問うて曰はく、「吾、命に従はざるを伐ち、以て天下を一にせんと欲す。吳・蜀、何をか先にせん」と。對へて曰はく、「攻めて取る者は兵權を先にし、本を建つる者は徳化を尙ぶ。陛下、期に應じ禪を受け、率土を撫臨す。若し之を殺んずるに文徳を以てし、而して其の變を俟たば、則ち之を平げんこと難からじ。吳・蜀は、叢爾たる小國なりと雖も、山に依り水を阻み、劉備は雄才有り、諸葛亮は善く國を治め、孫權は虚實を識り、陸議は兵教を見、險に據り要を守り、舟を江湖に汎ぶ。皆、卒に謀り難きなり。兵を用ふるの道は、勝を先にし、戰を後にし、敵を量り將を論ず、故に舉に遺策無し。臣竊に羣臣を料るに、備・權の對無し。天威を以て之に臨むと雖も、未だ萬全の執

- 【三】泄。去る也。
- 【四】陸議。即ち陸遜なり。遜の傳に云はく、遜の本の名は議と。
- 【五】險云云。蜀をいふ。
- 【六】舟云云。吳をいふ。

を見ざるなり。昔、舜、干戚を舞はし、而して有苗服せり。臣以爲ふに、當今、宜しく文を先にし武を後にすべし」と。帝納れず。軍竟に功無し。

丁未、陳忠侯曹仁、卒す。

初め黃元、諸葛亮の善しとせざる所と爲り、漢主疾病なりと聞き、後患有らんことを懼る、故に郡を擧げて反き、臨邛城を燒く。時に亮、東に行きて疾を省し、成都單虚なり。元、益、憚る所無し。益州の治中從事楊洪、太子に啓し、將軍陳留・鄭綽を遣はして元を討たしむ。衆議以爲へらく、「元、若し成都を圍む能はずんば、當に越嶲に由りて南中に據るべし」と。洪曰はく、「元は素性凶暴にして、他の恩信無し。何ぞ能く此を辦せん。水に乗じて東に下り、主上平安ならば面縛して死に歸するを冀ふに過ぎじ。如し其れ異有らば、吳に奔りて活を求めんのみ。但だ督綽に勅して、南安の峽口に於て邀へ遮らしめば、即便得ん」と。元、軍敗れ、果して江に順つて東に下る。督・綽・生獲し、之を斬る。

- 【七】舜云云。舜、誕に文徳を敷き、干羽を兩階に舞はす。七旬にして有苗格る。武を用ふることの無用をいふなり。
- 【八】臨邛。縣の名、漢嘉郡に屬す。今の四川省建昌道邛崃縣の地。
- 【九】南中。漢の益州・永昌二郡の地。
- 【一〇】異有り。漢主の殂するをいふ。
- 【一一】南安。四川省建昌道夾江縣。
- 【一二】古より孤を託するの主、昭烈帝の如く明白洞達せる者無し。

漢主、病篤し。丞相亮に命じて太子を輔けしめ、尙書令李嚴を以て副と爲す。漢主、亮に謂つて曰はく、「君の才は、曹丕に十倍す。必ず能く國を安んじ、終に大事を定めん。若し嗣子、輔く可

くんば、之を輔けよ。若し其れ不才ならば、君、自ら取る可し」と。亮、涕泣して曰はく、「臣、敢て股肱の力を竭し、忠貞の節を効し、之に繼ぐに死を以てせざらんや」と。漢主、又、詔を爲り、太子に勅して曰はく、「人五十なるは、天と稱せず。吾、年已に六十有餘なり。何ぞ復た恨むる所あらん。但だ卿兄弟を以て念と爲すのみ。之を勉めよ之を勉めよ。惡小なるを以てして之を爲す勿かれ。善小なるを以てして之を爲さざる勿かれ。惟れ賢惟れ徳、以て人を服す可し。汝が父は徳薄し、効ふに足らざるなり。汝、丞相と與に事に従ひ、之に事ふること父の如くせよ」と。夏四月癸巳、漢主、永安に殂す。諡して昭烈と曰ふ。丞相亮、喪を奉じて成都に還り、李嚴を以て中都護と爲し、留まりて永安に鎮せしむ。五月、太子禪、位に即く。時に年十七。皇后を尊びて皇太后と曰ふ。太赦し、建興と改元す。丞相亮を封じて武郷侯と爲し、益州の牧を領せしむ。政事、巨細と無く、咸、亮に決す。亮乃ち官職を約へ、法制を修め、教を發して羣下に與へて曰はく、「夫れ參署は、衆思を集め、忠益を廣むるなり。若し小嫌に遠ざかり、相違覆するを難れば、(事)曠闕して損す。違覆して中を得るは、猶ほ敝蹠を棄てて珠玉を獲るがごとし。然れども、人心は、盡す能はざるを苦しむ。

【一三】 天。短命なり。

【一四】 漢より以來、以て嗣君に詔敕する所の者、此の言の如き者無し。

【一五】 漢主、年六十三。

【一六】 蜀の後主、諱は禪、字は公嗣。

【一七】 參署。行ふ所の事、其の同異を參酌し、署名してこれを行ふを謂ふ。

【一八】 違覆。違は異議を唱ふる也。覆は覆審なり、反覆して取調ぶる也。

【一九】 敝蹠。破れたる草履。

惟だ 徐元直は、茲に處りて惑はず。又、董幼宰は、參署すること七年、事、至らざる有れば、十反に至るまで、來りて相啓告せり。苟に能く元直の十一幼宰の勤深にして國に忠有るを慕はば、則ち亮、以て過少かる可からん」と。又曰はく、「昔、初め州平に交はり、屢得失を聞く。後に元直に交はり、勤めて啓誨せらる。前に事を幼宰に參するに、言ふ毎に則ち盡す。後に事に偉度に従ふに、數、諫止する有り。資性鄙暗にして、悉く納るる能はずと雖も、然れども此の四子と、終始好く合へり。亦、以て其の直言するを疑はざりしを明かにするに足るなり」と。偉度とは、亮の主簿義陽の胡濟なり。亮嘗て自ら簿書を校す。主簿楊顛直に入り、諫めて曰はく、「治を爲すに體有り、上下、相侵す可からず。請ふ明公の爲めに家を作るを以て之を譬へん。今、人有り、奴をして耕稼を執り、婢をして炊爨を典り、雞をして司晨を主り、犬をして盜に吠ゆるを主り、牛をして重載を負ひ、馬をして遠路を渉らしめば、私業、曠しき無く、求むる所皆足り、雍容として枕を高くし、飲食して已まん。忽ち一旦、盡く身を以て其の役を親らせんと欲し、復た付任せず、其の體力を勞し、此の碎務を爲さば、形疲れ神困しみ、終に一も成る無からん。豈に其智の奴婢雞狗に如かざるならんや。家主たるの法を失へばなり。是の故に、古人稱す、(事)坐

【二〇】 徐元直。徐庶、字は元直。

【二一】 董幼宰。董和、字は幼宰。

【二二】 此れ所謂相違覆する也。

【二三】 勤業。慇懃なり。

【二四】 州平。崔州平。崔烈の子、均の弟。

【二五】 坐して云云。周官の考工記の言。太師太保太傅の如き三公は、陰陽を調理するもの、自ら手を下して吏務を執るものにあらず、故に坐して道を論ずといふ。而して法規を作り政務に當るものは士大夫なりといふなり。

して道を論ずる、之を三公と謂ひ、作して之を行ふ、之を士大夫と謂ふ」と。故に 丙吉は、道に横たはる死人を問はずして、牛の喘ぐを憂へ、陳平は、肯て錢穀の數を知らずして、「自ら主者有り」と云へり。彼は誠に位分の體に達せるなり。今、明公の治を爲すは、乃ち躬自ら簿書を校し、汗を流すこと終日。亦勞せずや」と。亮、之を謝す。顛が卒するに及びて、亮、泣を垂るること三日。

六月甲戌、任城の威王彰・卒す。

甲申、魏の壽肅侯賈詡・卒す。

大水あり。

吳の賀齊、蕲春を襲ひ、太守晉宗を虜にし、以て歸る。

初め益州郡の 耆帥雍闓、太守正昂を殺し、士燮に因りて、以て吳に附かんことを求め、又、太守成都の張裔を執へ、以て吳に與ふ。吳、闓を以て永昌の太守と爲す。永昌の功曹呂凱・府丞王伉、吏士を率ゐ、境を閉ちて拒ぎ守る。闓、進む能はず。郡人孟獲をして諸夷を誘扇せしむ。諸夷、皆、之に従ふ。牂柯の太守朱褒・越嶲の夷王高定、皆叛きて闓に應ず。諸

【三六】丙吉。漢の宣帝に相たり。嘗て出でて、民羣がり闘ひ、死傷、道に横たはるに逢ふ。吉、これを過ぎて問はず。人の牛を逐ふに逢ふ。牛喘きて舌を吐く。吉、騎吏をして、牛を送うて行くこと幾里ぞ、と問はしむ。掾史謂はく、丞相、前後、問を失せりと。吉曰はく、民闘つて相殺傷するは、長安の令・京兆の尹の職なり。方に春にして、少陽、事を用ふ、未だ太だ熱かる可からず。恐らくは牛行くこと近くして暑を用ての故に喘ぐならんことを。此れ時氣、節を失ひ、傷害する所有るなり。

三公は、陰陽を調和す。職として當に憂ふべし。是を以て之を問ふと。掾史乃ち服す。【三七】陳平云云。十三卷漢の文帝元年に見ゆ。

葛亮、新に大喪に遭へるを以て、皆、撫して討たず、農を務め穀を殖し、

關を閉ぢ民を息む。民安んじ食足り、而る後之を用ふ。

秋八月丁卯、廷尉鍾繇を以て太尉と爲し、治書執法高柔を、代りて廷尉と爲す。是の時、三公は事無く、又、朝政に與ること希なり。柔・上疏

して曰はく、『公輔の臣は、皆、國の棟梁にして、民の具に瞻る所なり。而るに之を 三事に置き、政を知らしめず、遂に各々 偃息して、高

きを養ひ、進納する有ること鮮し。誠に、朝廷の大臣を崇用するの義・大臣の可を獻し否を替つるの謂に非ざるなり。古は、刑政に疑はしき有れば、輒ち 槐棘の下に議せり。今よりの後、朝に疑議及び刑獄の大事有るときは、宜しく數 以て三公に咨訪すべし。三公、朔望の日に朝すると

きは、又、特に延き入れて、得失を講論し、博く事情を盡すべし。庶はくは天聽を補起し、大化を光益する有らん』と。帝・嘉納す。

辛未、帝、滎陽に校獵す。遂に東に巡る。九月甲辰、許昌に如く。

漢の尙書義陽の鄧芝、諸葛亮に言つて曰はく、『今、主上幼弱にして、初めて尊位に即く。宜しく大使を遣はし、吳の好を 重申すべし』と。亮曰はく、『吾、之を思ふこと久し。未だ其の人を得ざ

【三六】丙吉。漢の宣帝に相たり。嘗て出でて、民羣がり闘ひ、死傷、道に横たはるに逢ふ。吉、これを過ぎて問はず。人の牛を逐ふに逢ふ。牛喘きて舌を吐く。吉、騎吏をして、牛を送うて行くこと幾里ぞ、と問はしむ。掾史謂はく、丞相、前後、問を失せりと。吉曰はく、民闘つて相殺傷するは、長安の令・京兆の尹の職なり。方に春にして、少陽、事を用ふ、未だ太だ熱かる可からず。恐らくは牛行くこと近くして暑を用ての故に喘ぐならんことを。此れ時氣、節を失ひ、傷害する所有るなり。

三公は、陰陽を調和す。職として當に憂ふべし。是を以て之を問ふと。掾史乃ち服す。【三七】陳平云云。十三卷漢の文帝元年に見ゆ。

【三六】丙吉。漢の宣帝に相たり。嘗て出でて、民羣がり闘ひ、死傷、道に横たはるに逢ふ。吉、これを過ぎて問はず。人の牛を逐ふに逢ふ。牛喘きて舌を吐く。吉、騎吏をして、牛を送うて行くこと幾里ぞ、と問はしむ。掾史謂はく、丞相、前後、問を失せりと。吉曰はく、民闘つて相殺傷するは、長安の令・京兆の尹の職なり。方に春にして、少陽、事を用ふ、未だ太だ熱かる可からず。恐らくは牛行くこと近くして暑を用ての故に喘ぐならんことを。此れ時氣、節を失ひ、傷害する所有るなり。

三公は、陰陽を調和す。職として當に憂ふべし。是を以て之を問ふと。掾史乃ち服す。【三七】陳平云云。十三卷漢の文帝元年に見ゆ。

三公は、陰陽を調和す。職として當に憂ふべし。是を以て之を問ふと。掾史乃ち服す。【三七】陳平云云。十三卷漢の文帝元年に見ゆ。

三公は、陰陽を調和す。職として當に憂ふべし。是を以て之を問ふと。掾史乃ち服す。【三七】陳平云云。十三卷漢の文帝元年に見ゆ。

三公は、陰陽を調和す。職として當に憂ふべし。是を以て之を問ふと。掾史乃ち服す。【三七】陳平云云。十三卷漢の文帝元年に見ゆ。

三公は、陰陽を調和す。職として當に憂ふべし。是を以て之を問ふと。掾史乃ち服す。【三七】陳平云云。十三卷漢の文帝元年に見ゆ。

るのみ。今日始めて之を得たり」と。芝問ふ、「其の人は誰と爲す」と。亮曰はく、「即ち使君なり」と。乃ち芝を遣はし、中郎將を以て、好を吳に修めしむ。冬十月、芝、吳に至る。時に吳王、猶は未だ魏と絶たず。狐疑し、時に芝を見ず。芝乃ち自ら表して、見えんことを請うて曰はく、「臣が今來るは、亦、吳の爲めにせんと欲す、但だ蜀の爲めに非ざるなり」と。吳王、之を見て曰はく、「孤、誠に、蜀と和親せんことを願ふ。然れども、蜀主幼弱にして、國小に執、偪り、魏に乗せられ、自ら保全せざらんことを恐るるのみ」と。芝對へて曰はく、「吳・蜀の二國は、【四六】四州の地にして、大王は命世の英、諸葛亮も亦一時の傑なり。蜀には【四七】重險の固有り、吳には【四八】三江の阻有り。此の二長を合はせ、共に唇齒と爲らば、進みては天下を并兼す可く、退きては鼎足にして立つ可し。此れ理の自然なり。大王、今若し質を魏に委ねば、魏、必ず上は大王の入朝せんとことを望み、下は太子の内侍せんことを求めん。若し命に従はずんば、則ち辭を奉じて叛を伐たん。蜀も亦流に順ひ、可を見て進まん。此の如くならば、江南の地は、復た大王の有に非ざらん」と。吳王、默然たり。良久しうして曰はく、「君の言、是なり」と。遂に魏を絶ち、専ら漢と連和す。是の歲、漢主、【四九】妃張氏を立てて皇后と爲す。

- 【四六】 四州。荆、揚、梁、益。
- 【四七】 重險。外には斜路子午の險有り、内には劍閣の險あるをいふ。
- 【四八】 三江。吳淞江、錢塘江、浦陽江。
- 【四九】 妃張氏。張飛の女。

五年、春三月、帝、許昌より洛陽に還る。

初平以來、學道廢墜す。夏四月、初めて太學を立て、博士を置き、漢の制に依りて【一】五經課試の法を設く。

吳王、輔義中郎將吳郡の張溫をして漢に聘せしむ。是より、吳・蜀、信使絶えず。時事の宜しき所をば、吳主常に陸遜をして諸葛亮に語らしむ。又、印を刻して遜の所に置き、王、漢主及び諸葛亮に書を與ふる毎に、常に過りて遜に示し、輕重可否、安んせざる所有るときは、毎に改定せしめ、印を以て之を封す。漢復た鄧芝を遣はして吳に聘す。吳主、芝に謂つて曰はく、「若し天下太平にして、二主分治せば、亦樂しからずや」と。芝對へて曰はく、「天に二日無く、土に二王無し。魏を并するの後の如きは、大王未だ深く天命を識らず。君各、其の徳を茂にし、臣各、其の忠を盡し、將、枹鼓を提げ、則ち戰爭方に始まらんのみ」と。吳王大に笑つて曰はく、「君の【二】誠款、乃ち當に爾るべきか」と。

- 【一】 博士課試の法は、漢の武帝に始まる、事は十九卷元朔五年に見ゆ。平帝の時、歲ごとに甲科四十人、乙科二十人、丙科四十人を課す。後漢には五經に十四博士を立つ。順帝、甲乙の科員各十人を増す。
- 【二】 誠款。誠心なり。
- 【三】 之を修む。吳と怨を修むるを謂ふ。

秋七月、帝、東に巡りて許昌に如く。帝、大に軍を興して吳を伐たんと欲す。侍中辛毗諫めて曰はく、「方今、天下新に定まり、土廣く民稀なり。而るに之を用ひんと欲するは、臣誠に、未だ其の利を見ざるなり。先帝屢、銳師を起し、江に臨みて旋れり。今、六軍、故よりも増さざるに、復た之を修

むるは、此れ未だ易からざるなり。今日の計は、民を養ひ屯田するに若くは莫し。十年にして然る後之を用ひば、則ち役、再び擧げざらん」と。帝曰はく、「卿の意の如きは、更に當に虜を以て子孫に遺すべきか」と。對て曰はく、「昔、周の文王は、紂を以て武王に遺せり。惟だ時を知るなり」と。帝從はず、尙書僕射司馬懿を留めて許昌に鎮せしめ、八月、水軍を爲り、親ら龍舟に御し、蔡・穎に循ひ、淮に浮び、壽春に如き。九月、廣陵に至る。吳の安東將軍徐盛、計を建て、木を植る葦を衣せて、疑城假樓を爲る。石頭より江乘に至るまで、聯縣として相接すること數百里。一夕にして成る。又、大に舟艦を江に浮ぶ。時に江水盛に長す。帝、臨望して歎じて曰はく、「魏、武騎千羣有りと雖も、之を用ふる所無し。未だ圖る可からざるなり」と。帝、龍舟に御す。會、暴風漂蕩し、幾ど覆没するに至らんとす。帝、羣臣に問ふ、「權、當に自ら來るべきや否や」と。咸曰はく、「陛下親征す。權、恐怖し、必ず國を擧げて應せん。又、敢て大衆を以て之を臣下に委ねず、必ず當に自ら來るべし」と。劉曄曰はく、「彼謂はん、陛下、萬乗の重きを以て己を牽かんと欲す。而して江湖を超越する者は、別將に在らんと。必ず兵を勦して事を待ち、未だ進退する有らざらん」と。大駕停住すること積日、吳王(果シ)至らず。帝乃ち師を旋す。是の時、曹休・表す、「降賊を得たるに、孫權、已に濡須口に在り」と辭せり」と。中領軍

- 【四】 蔡・穎。二水の名。
- 【五】 木云云。木を内に植ふ、葦葦を以て其の外を遮り、疑城假樓を爲る。
- 【六】 江乘。縣の名、丹陽郡に屬す。故城は今の江蘇省金陵道句容縣の北に在り。

衛臻曰はく、「權、長江を恃み、未だ敢て亢衡せず。此れ必ず畏怖の僞辭ならんのみ」と。降者を(一)考核するに、果して守將の(二)詐(テ)作る所なり。吳の張溫、少くして俊才を以て盛名有り。顧雍以爲へらく、「當今、(三)輩無し」と。諸葛亮も亦之を重んず。溫、同郡の暨豔を薦引して、(四)選部尙書と爲す。豔、好みて清議を爲し、百僚を彈射し、(五)三署を覆奏す。率ね皆高きを貶して下きに就き、數等を降損す。其の故(六)地(ノ)位を守る者は、十に未だ一なる能はず。其の位に居りて貪鄙に、志節汗卑なる者をば、皆、以て軍吏と爲し、營府を置き、以て之を處く。多く人の闇昧の失を揚げ、以て其の(七)謫を顯す。同郡の陸遜・遜の弟瑁及び侍御史朱據、皆、之を諫止す。瑁、豔に書を與へて曰はく、「夫れ聖人は、善を嘉して愚を矜み、過を忘れて功を記し、以て美化を成す。加ふるに今や王業始めて建ち、將に大統を一にせんとす。此れ乃ち漢高の(八)瑕を棄て用を録するの時なり。若し善惡をして流を異にせしめ、(九)汝穎月旦の評を貴ばば、誠に以て俗を厲まし教を明かにす可けん。然れども恐らくは未だ行ひ易からざらん。宜しく遠くは仲尼の(一〇)汎愛に模り、近くは(一一)郭泰の容濟に則るべし。庶はくは大道に益有らん」

- 【七】 亢。抗と通ず。
- 【八】 考核。吟味する也。
- 【九】 輩無し。これに匹敵すべき者無し。
- 【一〇】 選部尙書。選舉祠祀を主る。
- 【一一】 三署。五官・左右の三署郎をいふ。
- 【一二】 謫。罰なり。
- 【一三】 用は材能ありて用ふ可き者。其の瑕疵を棄てて其の材用を録する也。
- 【一四】 汝穎月旦の評。漢の末、汝南の許劭、從兄靖と俱に高名有り、好みて共に郷黨の人物を覈論し、毎月輒ち其の品題を更ふ。故に汝南の俗、月

と。據、黠に謂つて曰はく、「天下未だ定まらず。清を擧げて濁を厲まさば、以て沮勸するに足らん。若し一時に貶黜せば、懼らくは後咎有らん」と。黠、皆、聽かず。是に於て、怨憤、路に盈ち、争うて「黠及び選曹郎徐彪、専ら私情の憎愛を用ひ、公理に由らず」と言ふ。黠、彪、皆、坐して自殺す。温、素より黠、彪と意を同じうす。亦、坐して斥けて本郡に還し、以て「厮吏に給せらる。家に卒す。始め温方に盛に事を用ふるや、餘姚の虞俊、歎じて曰はく、「張惠恕は、才多く智少く、華にして實ならず。怨の聚まる所、家を覆すの禍有らん。吾、其の兆を見る」と。幾何も無くして敗る。

冬十月、帝、許昌に還る。

十一月戊申晦、日、之を食する有り。

鮮卑の軻比能、(三) 步度根の兄扶羅韓を誘ひ、之を殺す。步度根、是に由りて軻比能を怨み、更に相攻撃す。步度根、部衆稍く弱く、其の衆萬餘落を將る、太原・鴈門に保す。是の歲、闕に詣りて貢獻す。而して軻比能の衆遂に疆盛なり。出でて東部の大人素利を撃つ。護烏丸校尉田豫、虚に乗じて其の後を拏す。軻比能、別帥瑣奴をして豫を拒がしむ。豫撃ちて之を破る。軻

- 【一】 且の評有り。
- 【二】 沮勸。論語學而篇に孔子曰はく、汎く衆を愛して仁を親むと。
- 【三】 郭泰。人倫を善くすれども、危言巖論を爲さず、士人を獎拔す。名を成す者甚だ多し。而して左原・賈淑の險惡をも絶たす。
- 【四】 沮勸。惡を沮み善を勸むる也。
- 【五】 坐して自殺す。死を賜ふをいふ。
- 【六】 厮吏。賤吏なり。
- 【七】 張惠恕。張温、字は惠恕。
- 【八】 步度根は、檀石槐の孫なり。

比能、是に因りて (三) 搆貳し、數邊寇を爲す。幽・并、之に苦しむ。

六年、春二月、詔して陳羣を以て鎮軍大將軍と爲し、車駕に隨ひ、衆軍を董督し、(一) 行尙書の事を録せしめ、司馬懿を撫軍大將軍と爲し、許昌に留まり、(二) 後臺の文書を督せしむ。三月、帝、行きて (三) 召陵に如き、討虜渠を通す。乙巳、許昌に還る。

并州の刺史梁習、軻比能を討ち、大に之を破る。

漢の諸葛亮、衆を率ゐて雍閬を討つ。參軍馬謖、之を送ること數十里。

亮曰はく、「共に之を謀りて年を歴たりと雖も、今、更に良規を惠まる可し」と。謖曰はく、「南中、其の險遠なるを待み、服せざること久し。今日之を破ると雖も、明日復た反かんのみ。今、公、方に國を傾けて北伐し、以て疆賊を事とす。彼、官執内虚しきを知らば、其の叛くこと亦速かならん。若し遺類を殄盡し、以て後患を除くは、既に仁者の情に非ず、且つ又、倉卒にす可からざるなり。夫れ兵を用ふるの道は、心を攻むるを上と爲し、城を攻むるを下と爲し、心戦を上と爲し、兵戦を下と爲す。願はくは公、其の心を服せんのみ」と。亮、其の言を納る。謖は良の弟なり。

【一】 行尙書。尙書の、駕に隨ふ者。

【二】 後臺。尙書臺の、許昌に留まる者。

【三】 召陵。縣の名、汝南郡に屬す。今の河南省開封道郟城縣。

【四】 官執。國勢といふが如きなり。

辛未、帝、舟師を以て復た吳を征せんとす。羣臣大に議す。宮正鮑勛諫めて曰はく、『王師屢征し、而も未だ克つ所有らざるは、蓋し、吳・蜀・唇齒相依り・山水に憑阻し・拔き難きの勢有るを以ての故なり。往年、龍舟飄蕩し、隔たりて南岸に在り、聖躬、危きを蹈み、臣下、膽を破る。此の時、宗廟幾ど傾覆に至らんとせり。百世の戒たり。今、又、兵を勞して遠きを襲はば、日に千金を費し、中國虚耗し、黠虜をして、威を玩ばしめん。臣竊に以爲ふに不可なり』と。帝怒り、勛を左遷して治書執法と爲す。勛は、信の子なり。夏五月戊申、帝、譙に如く。

吳の丞相北海の孫劭卒す。初め吳、當に丞相を置くべきとき、衆議、張昭に歸す。吳王曰はく、『方今、多事にして、職大なる者は責重し。之を優する所以に非ざるなり』と。劭が卒するに及びて、百僚復た昭を擧ぐ。吳王曰はく、『孤、豈に子布の爲めに愛む有らんや。願ふに丞相は事煩はしく、而して此の公は性剛なり。言ふ所従はずんば、怨咎將に與らんとす。之を益する所以に非ざるなり』と。六月、太常顧雍を以て丞相と爲し、尙書の事を平かにせしむ。雍、人と爲り、言寡く、舉動時に當る。吳王嘗て歎じて曰はく、『顧君言はず、言へば必ず中る有り』と。飲食歡樂の際に至りて、左右、酒失有らば雍必ず之を見んことを恐れ、是を以て、敢て情を肆にせず。吳王も亦曰はく、『顧公、坐に在れば、人をして樂しまざらしむ』と。其の憚らるるこ

- 【五】宮正。即ち御史中丞なり。
- 【六】龍舟。飄蕩云云の事は前に見ゆ。
- 【七】威を玩ぶ。國威を輕んずる也。
- 【八】信。鮑信、武帝に從つて戰死す。
- 【九】優。優遇する也。

と此の如し。初め尙書令を領し、陽遂郷侯に封せらる。侯に拜せられて、寺に遷る。而して家人知らず。後聞きて乃ち驚く。相と爲るに及びて、其の選用する所の、文武の將吏は、各能く任ふる所に隨ひ、心に適莫無し。時に民間に訪逮し、及び政職の宜しき所をば、輒ち密に以て聞す。若し納れ用ひらるれば、則ち之を上に歸し、用ひられざれば、終に宣べ泄らさず。吳王、此を以て之を重んず。然れども、公朝に於て、陳及する所有れば、辭色は順なりと雖も、而も執る所の者は正し。軍國の得失をば、面見するに非ざるよりは、口に未だ嘗て言はず。王常に中書郎をして雍に詣りて咨訪する所有らしむ。若し雍の意に合ひ、事、施行す可ければ、即ち相與に反覆し、究めて之を論じ、爲めに酒食を設く。如し意に合はざれば、雍即ち色を正しくし容を改め、默然として言はず。施設する所無し。郎退きて王に告ぐ。王曰はく、『顧公が歡悦するは、是れ事、宜しきに合ふなり。其の言はざる者は、是れ事未だ平かならざるなり。孤當に重ねて之を思ふべし』と。江邊の諸將、各功を立てて自ら效さんと欲し、多く便宜を陳べ、掩襲する所有らんとす。王、以て雍に訪ふ。雍曰はく、『臣聞く、兵法には小利を戒むと。此れ等の陳ぶる所は、功名を邀めて其の身の爲めにせんと欲す。國の爲めにするに非ざるなり。陛下、宜しく禁制すべし。苟くも以て威を曜かし敵を損するに非ずんば、宜しく聽すべからざる所なり』と。王、之に從ふ。

- 【一〇】寺。官舎なり。
- 【一一】適莫。心にすぎ、きらふこと。心の主とする所を適と爲し、心の否とする所を莫と爲す。

利成の郡兵蔡方等反し、太守徐質を殺し、郡人唐咨を推して主と爲す。屯騎校尉任福等に詔し、討ちて之を平ぐ。咨、海道より亡げて吳に入る。吳人、以て將軍と爲す。

秋七月、皇子璽を立てて東武陽王と爲す。

漢の諸葛亮、南中に至り、所在戰捷す。亮、越嶲より入り、雍闓及び高定を斬る。〔三〕利成、郡の名、漢、東海郡に屬す、魏武始めて利成郡を分置す。今の山東省濟寧道臨沂縣の東百里に在り。〔四〕滇池、縣の名、益州郡に屬す。今の滇中道昆明縣。〔五〕渠率、大帥。首領株。

の李恢をして益州より入らしめ、門下督巴西の馬忠をして牂牁より入らしむ。撃ちて諸縣を破り、復た亮と合す。孟獲、圍の餘衆を收め、以て亮を拒ぐ。獲は素より夷漢の服する所と爲る。亮募りて之を生致す。既に得るや、營陳の間を觀しめ、問うて曰はく、「此の軍は何如」と。獲曰はく、「向者には虚實を知らず、故に敗れぬ。今、營陳を觀るを賜ふを蒙る。若し祇だ此の如くならば、即ち定めて勝ち易からんのみ」と。亮笑ひ、縦して更に戰はしむ。七たび縦し七たび禽にす。而して亮猶ほ獲を遣らんとす。

獲止まりて去らず、曰はく、「公は天威なり。南人、復た反せじ」と。亮遂に滇池に至る。益州永昌・牂牁・越嶲の四郡皆平ぐ。亮、其の渠率に即きて之を用ふ。或るひと以て亮を諫む。亮曰はく、「若し外人を留めば、則ち當に兵を留むべし。兵留まらば則ち食ふ所無からん。一の易からざるなり。加ふるに夷新に傷破し、父兄死喪す。外人を留めて而も兵無くんば、必ず禍患を成さん。二の

易からざるなり。又、夷累に廢殺の罪有り、自ら釁の重きを嫌ふ。若し外人を留めば、終に相信せざらん。三の易からざるなり。今、吾、兵を留めず、糧を運ばずして、綱紀粗ぼ定まり、夷漢粗ぼ安からしめんと欲するが故なるのみ」と。亮是に於て悉く其の俊傑孟獲等を收め、以て官屬と爲し、其の金銀丹漆耕牛戰馬を出し、以て軍國の用に給す。是より、亮の世を終るまで、夷、復た反せず。

八月、帝、舟師を以て、譙より渦に循つて淮に入る。尙書蔣濟・表して言はく、「水道、通じ難し」と。帝從はず。冬十月、廣陵の故城に如く。江に臨みて兵を觀す。戎卒十餘萬、旌旗數百里。江を渡らんと志有り。吳人、兵を嚴にして固く守る。時に天寒くして氷り、舟、江に入るを得ず。帝、波濤の洶涌たるを見、歎じて曰はく、「嗟乎、固に天の以て南北を限る所なり」と。遂に歸る。孫韶、將高壽等を遣はし、敢死の士五百人を率ゐ、逕路に於て、夜、帝を要せしむ。帝、大に驚く。壽等、副車の羽蓋を獲て以て還る。是に於て、戰船數千、皆、滯りて、行くを得ず。議者、就きて兵を留めて屯田せんと欲す。蔣濟以爲はく、「東は湖に近く、北は淮に臨む。若し水盛なる時は、賊、寇を爲し易し。屯を安んず可からず」と。帝、之に従ふ。車駕即ち發す。還りて精湖に到る。水稍く盡く。盡く船を留めて濟に付す。船、連延して、數百里の中に在り。濟、更に地を鑿り、四五道を作り、

- 【二六】廢殺。殺は弑に通ず。其の郡將を殺せるをいふ。
- 【二七】渦。水の名。
- 【二八】廣陵の故城は、これを蕪城と謂ふ、今其の處は考ふ可からず。
- 【二九】精湖。江蘇省淮揚道淮安縣にある湖。

船を蹴して・聚まらしめ、豫め 土豚を作り、湖水を遏斷し、皆、後船を引き、一時に遏を開きて淮中に入る。乃ち還るを得たり。

十一月、東武陽王・鑿薨す。

十二月、吳の番陽の賊彭綺、攻めて郡縣を没す。衆數萬人。

七年、春正月壬子、帝、洛陽に還る。蔣濟に謂つて曰はく、「事は曉かならざる可からず。吾前に決して謂へらく、半を分ちて、船を山陽の湖中に焼かんと。卿、後に於て之を致し、略ぼ吾と與に譙に至れり。又、(卿)陳ぶる所を得る毎に、實に吾が意に入れり。今より、賊を討つ計畫、善く思うて之を論せよ」と。

漢の丞相亮、軍を漢中に出さんと欲す。前將軍李嚴、當に後事を知るべく、移りて江州に屯し、護軍陳到を留めて永安に駐らしめ、而して嚴に統屬す。

吳の陸遜、所在に穀少きを以て、表して、諸將をして農畝を増廣せしむ。吳王・報じて曰はく、「甚だ善し。孤父子をして親ら田を受けしめよ。」

車中八牛、以て 四耦と爲さん。未だ古人に及ばずと雖も、亦、衆と其の勞を均等ならしめんと欲するなり」と。

帝の太子たるや、郭夫人の弟、罪有り、魏郡の西部都尉鮑勛、之を治す。太子請へども、得る能はず。是に由りて勛を恨む。位に即くに及びて、勛數直諫す。帝益之を忿る。帝、吳を伐ちて還り、陳留の界に屯す。勛、治書執法たり。太守孫翬見え、出でて勛に過る。時に營壘未だ成らず、但だ 標埒を立つ。邕、邪行し、正道よりせず。軍營の令史劉曜、之を推せんと欲す。勛、壘未だ成らざるを以て、解止して擧げず。帝、之を聞き、詔して曰はく、「勛、鹿を指して馬と爲す」と。收へて廷尉に付す。廷尉・法議す、「正刑 五歳」と。三官・駁す、「律に依れば、罰金二斤」と。帝大に怒りて曰はく、「勛は活分無し。而るに汝等、之を縦さんと欲す。三官已下を收へて刺姦に付し、當に 十鼠をして同穴ならしむべし」と。鍾繇・華歆・陳羣・辛毗・高柔・衛臻等、竝に表す、「勛の父 信、太祖に功有り」と。勛の罪(チ免セ)を求請す。帝許さず。高柔固く執り、詔命に従はず。帝怒ること甚だしく、柔を召して臺に詣らしめ、使者を遣はして指を承けて廷尉に至り、勛を誅せしむ。勛死し、乃ち柔を遣りて

【一】 船を蹴す。前の船の體と後の船の軸と相密接するをいふ。

【二】 土豚。土俵なり。

【三】 半を分つ。精湖の水盡くるに到り、船、過ぐるを得ず、其の船の半數を分たんと欲せしをいふ。山陽の湖とは精湖をいふ。

【四】 四耦。耦とは兩耜を並べて耕す也。一耦に二頭の牛を要す。

【五】 漢の獻帝建安十八年、魏武、魏郡を分ち、東西部都尉を置く。後、東部都尉を以て陽平郡を立て、西部都尉を以て廣平郡を立て、これを三魏と謂ふ、皆、司州に屬す。

【四】 標埒。木標と低き垣。

【五】 推。推究する也。

【六】 鹿云云。趙高の故事を用ふ。

【七】 法議。法を引きて議する也。

【八】 五歳。五歳の刑は髡鉗して城旦春と爲す。

【九】 三官。廷尉の正・監・平なり。

【一〇】 駁。異議を唱ふる也。

【一一】 十鼠云云。同罪に處すべきをいふ。

【一二】 信云云。五十九卷漢の獻帝初平元年・六十卷二年・三年に見ゆ。

【一三】 臺。尙書臺をいふ。

寺に還らしむ。票騎將軍都陽侯曹洪、家富み、而して性吝嗇なり。帝、東宮に在るとき、嘗て洪に從つて絹百匹を貸る。意に稱はず。之を恨む。遂に、舍客が法を犯せるを以て、(洪)獄に下され死に當す。羣臣竝に救へども、能く得るもの莫し。卞太后、帝を責怒して曰はく、「梁・沛の間、(四)子廉に非ざりせば、今日有ること無かりしならん」と。又、郭后に謂つて曰はく、「曹洪をして今日死せしめば、吾、明日、帝に勅して后を廢せん」と。是に於て、郭后・泣涕して屢請ふ。乃ち官を免じ爵土を削らるるを得たり。

初め郭后、子無し。帝、母として平原王叡を養はしむ。叡の母、甄夫人

人が誅せられたるを以て、故に未だ建てて嗣と爲さず。叡、后に事ふるこ

と甚だ謹み、后も亦之を愛す。帝、叡と獵し、子母の鹿を見、帝親ら射て

其の母を殺し、叡に命じて其の子を射しむ。叡泣きて曰はく、「陛下、已に

其の母を殺せり。臣、復た其の子を殺すに忍びず」と。帝、即ち弓矢を放

ち、之が爲めに惻然たり。夏五月、帝、疾篤し。乃ち叡を立てて皇太子と爲す。丙辰、中軍大將軍曹

真、鎮軍大將軍陳羣、撫軍大將軍司馬懿を召し、竝に遺詔を受けて政を輔けしむ。丁巳、帝歿す。

陳壽・評して曰はく、文帝は、天資文藻あり、筆を下せば章を成し、博聞彊識にして、才藝兼ね

該はる。若し之に曠大の度を加へ、勵むに公平の誠を以てし、邁志、道を存し、克く徳心を廣め

ば、則ち古の賢主、何の遠きことか之れ有らんや。

太子、皇帝の位に即く。皇太后を尊びて太皇太后と曰ひ、皇后を皇太后と曰ふ。初め明帝、東宮に

在るとき、朝臣に交はらず、政事を問はず、惟だ思を書籍に潜む。即位の後、羣下、風采を想聞す。

居ること數日にして、獨り侍中劉曄を見、語ること。盡日、衆人側に聽く。曄既に出づ。問ふ、「何

如」と。(曄)曰はく、「秦の始皇・漢の孝武の儔なり。才具はりて、微しく及ばざるのみ」と。帝初め

て政に蒞むや、陳羣・上疏して曰はく、「夫れ臣下雷同し、是非相蔽ふは、

國の大患なり。若し和睦せざれば、則ち讎黨有り。讎黨有れば、則ち毀譽、

端無し。毀譽、端無ければ、則ち眞僞、實を失ふ。此れ皆、深く察せざる

可からざるなり」と。

癸未、甄夫人に追諡して文昭皇后と曰ふ。

壬辰、皇弟薤を立てて陽平王と爲す。

六月戊寅、文帝を首陽陵に葬る。

吳王、魏に大喪有りと聞き、秋八月、自ら將として江夏郡を攻む。(三)太守文聘堅く守る。朝議、兵

を發して之を救はんと欲す。帝曰はく、「權、水戰に習ふ。敢て船を下りて陸攻する所以は、不備を

掩はんことを冀へばなり。今已に聘と相拒ぐ。夫れ攻守は勢倍す。終に敢て久しからざらん」と。

【一八】 盡日。終日なり。
 【一九】 洛陽の東北首陽山に葬る、因つて以て陵に名づく。
 【二〇】 文聘、時に石陽に屯す。石陽は今の湖北省江漢道黃陂縣の西に在り。

是より先、朝廷、治書侍御史荀禹を遣はして邊方を慰勞せしむ。禹、江夏に到り、經る所の縣の兵及び從ふ所の步騎千人を發し、山に乘りて火を擧ぐ。吳王遁走す。

辛巳、皇子罔を立てて清河王と爲す。

吳の左將軍諸葛瑾等、襄陽に寇す。司馬懿、擊ちて之を破り、其の部將張霸を斬る。曹真、又、其の別將を尋陽に破る。

吳の丹陽、吳會の山民、復た寇を爲し、攻めて屬縣を沒す。吳王、

三郡の險地を分ちて、東安郡と爲し、綏南將軍全琮を以て太守を領せしむ。琮至りて、賞罰を明かにし、降附を招誘す。數年にして萬餘人を得たり。吳王、琮を召し、牛渚に還らしめ、東安郡を罷む。

冬十月、清河王罔卒す。

吳の陸遜、便宜を陳べ、吳王に勸むるに、徳を施し刑を緩くし、賦を寛かにし調を息むるを以てし、又云はく、『忠讜の言、極陳する能はず。

容れられんことを求むる小臣、數利を以て聞す』と。王報じて曰はく、

『書に載す、予違はば汝弼けよ』と。而るに『極陳するを敢てせず』と

云ふは、何ぞ忠讜と爲すを得んや』と。是に於て、有司をして盡く科條を寫さしめ、郎中褚逢をして

【二】 乘。登る。

【三】 尋陽。此れ江北の尋陽なり、漢の故の縣の地なり。故城は今の湖北省江漢道黄梅縣の界に在り。

【四】 吳會。吳郡、會稽。

【五】 三郡。豫章・丹陽・新都。或は曰はく、丹陽・吳・會稽郡なりと。

【六】 東安。郡治は今の浙江省會稽道富春縣。

【七】 綏南將軍は吳の創置する所。

【八】 忠讜。讜は善言なり。

【九】 書云。舜曰はく、予違はば汝弼けよ。汝、面從して退きて後言有る無かれと。

齎して以て遜及び諸葛瑾に就かしめ、意の安んせざる所は、之を損益せしむ。

十二月、鍾繇を以て太傅と爲し、曹休を大司馬と爲し、揚州に都督たること故の如く、曹真を大將軍と爲し、華歆を太尉と爲し、王朗を司徒と爲し、陳羣を司空と爲し、司馬懿を票騎大將軍と爲す。歆、位を管寧に譲らんとす。帝許さず。寧を徵して光祿大夫と爲し、青州に勅して、安車吏從を給し、禮を以て發遣せしむ。寧、復た至らず。

是の歲、吳の交趾の太守士燮卒す。吳王、燮の子徽を以て安遠將軍と爲し、九眞の太守を領せしめ、校尉陳時を以て燮に代らしむ。交州の刺史呂岱、交趾の絶遠なるを以て、表して、海南の三郡を分ちて交州と爲し、將軍戴良を以て刺史と爲し、海東の四郡を廣州と爲し、岱自ら刺史と爲り、良と時とを遣はして南に入らしむ。而して徽、自ら交趾の太守を署し、宗兵を發して良を拒ぐ。良、合浦に留まる。交趾の桓鄰は、燮の舉吏なり、叩頭して徽を諫め、良を迎へしめんとす。徽怒り、鄰を笞殺す。

鄰の兄治、宗兵を合はせて撃つ。克たず。呂岱上疏して、徽を討たんと請ひ、兵三千人を督し、晨夜、海に浮んで往く。或るひと岱に謂つて曰はく、『徽は累世の恩に藉り、一州の附く所と爲る。未だ輕んじ易からざるなり』と。岱曰はく、『今、徽は逆計を懷くと雖も、未だ吾の卒に至るを知らず。若

し我、軍を潜めて輕舉し、其の備無きを掩はば、之を破らんこと必せり。稽留して、速かならず、(彼チ)心を生ずるを得しめ、城に嬰りて固く守らば、七郡百蠻、雲合響應せん。智者有りと雖も、誰か能く之を圖らん」と。遂に行きて合浦に過り、良と俱に進む。岱、變の弟の子輔を以て、師友從事と爲し、往きて徽に説かしむ。徽、其の兄弟六人を率ゐて出で降る。岱、皆、之を斬る。

孫盛・論じて曰はく、夫れ遠きを柔んじ邇きを能くするは、信よりも善きは莫し。呂岱、士輔を師友とし、信誓を通せしむ。徽兄弟・肉袒し、心を推し命を委ぬ。岱因つて之を滅ぼし、以て功利を要む。君子、是を以て、(三)呂氏の祚の延からざる者を知るなり。

徽の大將甘醴及び桓治、吏民を率ゐて、共に岱を攻む。岱、奮撃して之を破る。是に於て、廣州を除き、復た交州と爲すこと故の如し。岱進みて九眞を討つ。斬獲すること萬を以て數ふ。又、從事を遣はし、南して威命を宣べ、徼外に暨ばしむ。(三)扶南・林邑・堂明の諸王、各、使を遣はして吳に入貢す。

烈祖明皇帝上の上

太和元年、春、(正月)吳の解頰督胡綜・番陽の太守周魴、彭綺を撃ち、之を生獲す。初め綺自ら言はく、「義兵を擧げ、魏の爲めに吳を討つ」と。議者以爲へらく、「此に因りて吳を伐たば、必ず克つ所有らん」と。帝、以て、中書令太原の孫資に問ふ。資曰はく、「番陽の宗人、前後數、義を擧ぐる者有り。衆弱く謀淺く、旋ち輒ち乖散せり。昔、文皇帝、嘗て密に賊の形勢を論じて言へらく、洞浦に萬人を殺し、船千數を得たれども、數日の間に、船人復た會せり。江陵、圍まれて月を歴、權裁に千數百の兵を以て、東門に住まり、而も其の土地、崩解する者無かりき。是れ其の法禁・上下相維ぐの明驗なり」と。此を以て綺を推すに、懼らくは未だ權が腹心の大疾を爲す能はざらん」と。是に至りて、綺果して敗亡す。

二月、文昭皇后の寢園を鄴に立つ。王朗往きて園陵を視、百姓の多く貧困なるを見る。而して帝方に宮室を營修す。朗・上疏して諫めて曰はく、「昔、大禹は、天下の大患を拯はんと欲す、故に先づ其の宮室を卑くし、其の衣食を儉にせり。句踐は、其の禦兒の疆を廣めんと欲し、亦、其の身を約にして以て家に及ばし、其の家を儉にして以て國に施せり。漢の文・景は、祖業を恢弘せんと欲す、故に、意を百金の臺

- 【一】 魏第二代之帝。諱は叡、字は元仲。文帝の長子なり。
- 【二】 太和元年。西紀二二七年。
- 【三】 中書令。魏の武帝、王と爲り、祕書令を置き、尙書の奏事を典らしむ。文帝の黃初の初、改めて中書令と爲し、監を置く。
- 【四】 洞浦云云。前卷文帝黃初三年に見ゆ。
- 【五】 文昭皇后。甄后、死を鄴に賜はり、因つて、ここに葬る。
- 【六】 禦兒。地名、吳越の分界の所。今の浙江省錢塘道崇徳縣の東南に語兒郷有り、即ち古の禦兒なり。
- 【七】 意云云。十五卷漢の文帝後七年に見ゆ。

に割き、儉を弋綈の服に昭かにせり。霍去病は、中才の將なり。猶ほ匈奴未だ滅びざるを以て、第宅を治めざりき。遠きを郵ふる者は近きを略し、外を事とする者は内を簡にするを明かにするなり。今、建始の前は、用て朝會を列するに足り、崇華の後は、用て内官を序するに足り、華林、(三)天淵は、用て遊宴を展ふるに足る。若し且に先づ象魏を成さんとせば、城池を修めよ。其の餘は一切、豐年を須て。専ら耕農を勤むるを以て務と爲し、戎備を習ふを事と爲さば、則ち民充ち兵彊くして、寇戎賓服せん』

三月、蜀の丞相亮、諸軍を率ゐ、北して漢中に駐まり、長史張裔・參軍蔣琬をして留府の事を統べしむ。發するに臨みて、上疏して曰はく、(四)『先帝、創業未だ半ならずして、中道にして崩殂せり。今、天下三分し、益州疲敝せり。此れ誠に危急存亡の秋なり。然れども侍衛の臣、内に懈らず、忠志の士、身を外に忘るるは、蓋し先帝の殊遇を追うて、之を陛下に報いんと欲すればなり。誠に宜しく聖聽を開張し、以て先帝の遺徳を光かし、志士の氣を恢弘にすべし。宜しく妄に自ら菲薄とし、諭を引きて義を失ひ、以て忠諫の道を塞ぐべからざるなり。宮中、(五)府中は、俱に一體と爲り、臧否を陟罰すること、宜しく異同あるべからず。』

- 【八】 霍去病云云。十九卷漢の武帝元狩四年に見ゆ。
- 【九】 建始。殿の名、洛陽の北宮に在り。
- 【一〇】 崇華。殿の名、洛陽の北宮に在り。
- 【一一】 華林。園の名。
- 【一二】 天淵。池の名。
- 【一三】 象魏。門闕なり。
- 【一四】 此の上疏は有名なる出師表なり。
- 【一五】 府中。丞相の府の中。

若し姦を作し(一)科を犯し。及び忠善を爲す者有らば、宜しく有司に付して、其の刑賞を論じ、以て陛下の平明の(二)理を昭かにすべし。宜しく偏私して内外をして法を異にせしむべからざるなり。(三)侍中侍郎郭攸之・費禕・董允等は、此れ皆良實にして、志慮忠純なり。是を以て、先帝・簡拔して、以て陛下に遣せり。愚以爲ふに、宮中の事は、事、大小と無く、悉く以て之に咨り、然る後施行せば、必ず能く闕漏を裨補し、廣益する所有らん。將軍向寵は、性行淑均にして、軍事に曉暢し、昔日に試用せらる。先帝、之を稱して能と曰ふ。是を以て、衆議、寵を擧げて督と爲せり。愚以爲ふに、營中の事は、悉く以て之に咨らば、必ず能く行陳をして和睦し、優劣をして所を得しめん。賢臣を親しみ小人を遠ざくるは、此れ先漢の興隆せし所以なり。小人を親しみ賢臣を遠ざくるは、此れ後漢の傾頽せし所以なり。先帝在しし時、毎に臣と此の事を論じ、未だ嘗て(四)桓・靈に歎息痛恨せずんばあざりしなり。(五)侍中尙書・長史參軍は、此れ悉く端良にして節に死するの臣なり。願はくは陛下、之を親しみ之を信せよ。則ち漢室の隆ならんこと、日を計りて待つ可きなり。臣は本布衣にして、躬づから南陽に耕し、苟くも性命を亂世に全くせんとし、聞達を諸侯に求めざりき。先帝、臣が卑鄙なるを以てせず、猥に自ら枉屈し、(六)三たび臣を草廬の中に顧み、臣に諮るに當世の事を以て

- 【一】 科。法律の個條。
- 【二】 理。政治なり。
- 【三】 侍中侍郎。攸之と禕は侍中たり。允は黃門侍郎たり。
- 【四】 桓・靈。後漢の桓帝・靈帝。
- 【五】 侍中尙書。陳震なり。
- 【六】 長史參軍。長史は張裔、參軍は蔣琬なり。
- 【七】 三たび云云。六十五卷漢の獻帝建安十二年に見ゆ。

せり。是に由りて感激して、遂に先帝に許すに驅馳を以てせり。後、傾覆に値ひ、任を敗軍の際に受け、命を危難の間に奉せり。爾來二十有一年なり。先帝、臣が謹慎なるを知る、故に崩するに臨みて、臣に寄するに大事を以てせり。命を受け、て以來、夙夜憂歎し、恐らくは託付、效あらず、以て先帝の明を傷つけんことを。故に五月、瀘を渡り、深く不毛に入れり。今、南方已に定まり、甲兵已に足る。當に三軍を獎率し、北して中原を定むべし。庶はくは驚鈍を竭し、姦凶を攘除し、漢室を興復し、舊都に還さんことを。此れ臣が以て先帝に報いて陛下に忠なる所の職分なり。斟酌損益し、進みて忠言を盡すに至りては、則ち攸之・禱・允の任なり。願はくは陛下、臣に託するに賊を討ち興復するの效を以てせよ。效あらずんば、則ち臣の罪を治め、以て先帝の靈に告げよ。(若シ徳ヲ興スノ)攸之・禱・允等の慢を責め、以て其の咎を章はせ。陛下も亦、宜しく自ら謀り、以て善道を諮詢し、雅言を察納し、深く先帝の遺詔を追ふべし。臣、恩を受けて感激するに勝へず。今、當に遠く離るべし。表に臨みて涕零ち、言ふ所を知らず」と。遂に行きて河北の陽平の石馬に屯す。亮、廣漢の太守姚伉を辟して、掾と爲す。伉、竝に文武の士を進

- 【一】 傾覆。劉備の曹操に敗れたることを指す。謂はゆる敗軍とは乃ち當陽長陽の敗なり。命を奉ずとは、救を江東に求めしをいふ。
- 【二】 二十有一年。建安十二年より此年に至るまで、凡そ二十一年なり。
- 【三】 瀘。水の名、今の四川省永寧道宜賓縣の西南に在り。瘴氣多く人を害すと傳へらるるなり。
- 【四】 不毛。草木を生ぜざる地。
- 【五】 諮詢。とひ、はかる。
- 【六】 雅言。雅正の言。
- 【七】 陽平の石馬。石馬は城の名。今の陝西省漢中道沔縣の東に在り。
- 【八】 掾。丞相の掾。

む。亮、之を稱して曰はく、「忠益は、人を進むるよりも大なるは莫し。人を進むる者は、各、其の尙ぶ所を務む。今、姚掾は、竝に剛柔を存し、以て文武の用を廣む。博雅と謂ふ可し。願はくは諸掾、各、此の事を希ひ、以て其の望を屬せよ」と。帝、諸葛亮が漢中に在るを聞き、大に兵を發して就きて之を攻めんと欲し、以て散騎常侍孫資に問ふ。資曰はく、「昔、武皇帝、南鄭を征し、張魯を取り、陽平の役、危くして後濟る。又、自ら往き、夏侯淵の軍を抜き出せり。數言へらく、南鄭は直に天の獄中たり、斜谷の道は五百里の石穴たるのみ」と。其の深險なるを言ひ、淵の軍を出せるを喜ぶの辭なり。又、武皇帝は、兵を用ふるに聖にして、蜀賊の山麓に棲むを察し、吳虜の江湖に竄るるを視、皆、燒りて之を避け、將士の力を責めず、一朝の忿を争はず。誠に謂はゆる「勝を見て戦ひ、難を知りて退く」なり。今、若し軍を進め、南鄭に就きて亮を討たば、道既に險阻にして、計るに精兵を用ひ、及び轉運し、南方の四州を鎮守し、水賊を遏禦するに、凡そ十五六萬人を用ひん。必ず當に復た更に發興する所有るべく、天下騷動し、力を費すこと廣大ならん。此れ誠に陛下の宜しく深く慮るべき所なり。夫れ守戰の力は、力役參倍す。但だ今日の見兵を以て、分ちて大將に命じ、諸の要險に據らしめば、威、以て疆寇を震懾し、疆場を

- 【一】 屬。合する也。
- 【二】 南鄭。今の陝西省漢中道南鄭縣。
- 【三】 陽平の役。六十七卷建安二十二年に見ゆ。
- 【四】 夏侯淵云云。六十八卷建安二十四年に見ゆ。
- 【五】 燒。屈曲する也。
- 【六】 南方の四州。荆、徐、揚、豫。

鎮靜するに足り、將士虎睡し、百姓無事ならん。數年の間に、中國日に盛に、吳・蜀の二虜、必ず自ら罷敵せん』と。帝乃ち止む。

初め文帝、五銖錢を罷め、穀帛を以て用と爲さしむ。人間、巧僞漸く多く、競うて穀を濕して以て利を要め、絹を薄くして以て市を爲す。處するに嚴刑を以てすと雖も、禁する能はざるなり。司馬芝等、朝を擧げて大に議し、以爲へらく、『錢を用ふるは、徒に國を豊にするのみに非ず、亦、刑を省く所以なり。今、更めて五銖錢を鑄るの便たるに若かず』と。夏四月乙亥、復た五銖錢を行ふ。

甲申、初めて宗廟を洛陽に營む。

六月、司馬懿を以て荆・豫州の諸軍事を都督し、領する所を率ゐて宛に鎮せしむ。

冬十二月、貴嬪河内の毛氏を立てて皇后と爲す。初め帝、平原王たりしとき、河内の虞氏を納れて妃と爲す。位に即くに及びて、虞氏、立ちて后と爲るを得ず。太皇太后これを慰勉す。虞氏曰はく、『曹氏は自ら好みて、賤しきを立つ。未だ能く義を以て擧ぐる者有らざるなり。然れども后は内事を職とし、君は外政を聽き、其の道相由りて成る。苟くも善を以て始むる能はざれば、未だ能く終を令くする者有らざるなり。殆ど必ず此に由りて國を亡ぼし祀を喪はん』

【三七】五銖錢云云。六十九卷黃初元年に見ゆ。
【三八】毛氏。典虞工卒毛嘉の女なり。
【三九】賤しきを立つ。武帝、太后を立て、文帝、郭后を立てるは、皆、正室に非ざるをいふ。

と。虞氏、遂に緦けられ、鄴宮に還る。

初め太祖・世祖、皆、肉刑を復せんことを議せしが、軍事を以て果さず。帝位に即くに及びて、太傅鍾繇・上言す、『宜しく孝景の令の如く、其の乘市に當し、右趾を斬らんと欲する者は、之を許すべし。其の黥劓左趾宮刑の者は自如たり。孝文は易ふるに髡笞を以てせり。以て歳ごとに三千人を生かす可し』と。公卿已下に詔して議せしむ。司徒朗以爲はく、『肉刑用ひられざりし以來、年を歴ること數百。今復た之を行はば、恐らくは滅する所の文は、未だ萬民の目に彰はれずして、肉刑の問、已に寇讐の耳に宣びん。遠人を來す所以に非ざるなり。今、繇が輕くせんと欲する所の死罪を按じ、死を減ずるの髡刑ならしむ可し。其の輕きに嫌はしき者は、其の居作の歳數を倍す可し。』(然ルト)内は、生を以て死に易ふる。昔は、其の恩有り、外は、刑を以て、鈇に易ふる。耳を駭かすの聲無からん』と。議者百餘人、朗と同じき者多し。帝、吳・蜀未だ平がざるを以て、且く寢む。

是の歳、吳の昭武將軍韓當・卒す。其の子綜、淫亂不軌にして、罪を得ん

【四〇】其の云云。罪人の黥刑、劓刑・左趾を斬るの刑に處せらるべき者は、昔の如く此等の肉刑に處すべし。孝文帝はこれ等の肉刑を除きて、これに易ふるに髡笞の刑を以てせられ、一見すれば輕きが如くなれども、實は然らず、笞たれて死する者歳ごとに萬を以て計ふるに至りしなり。若し今此れ等の肉刑を復するときは、少く積るとも歳ごとに三千人を生かすを得可しとの意。本文、餘りに省略に過ぎたるが如し。詳細は魏志鍾繇傳を參看せよ。
【四一】文。法文。
【四二】問。問と通ず。風聞。
【四三】居作。懲役。魏の制に、髡刑は居作すること五歳なり。
【四四】鈇。足かせ。孝文帝は、左右の趾を鈇するを以て刑に代へられたり。

ことを懼れ、閏月、其の家屬部曲を將ゐて來韓す。

初め孟達、既に文帝に寵せられ、又、桓階・夏侯尚と親善なり。文帝殂し、階・尚皆卒するに及びて、達、心、自ら安んぜず。諸葛亮、聞きて之を誘ふ。達數、與に書を通じ、陰に蜀に歸するを許す。達、魏興の太守申儀と隙有り。儀、密に表して之を告ぐ。達、之を聞きて惶懼し、兵を擧げて叛せんと欲す。司馬懿、書を以て之を慰解す。達、猶豫して未だ決せず。懿乃ち軍を潛めて進み討つ。諸將言はく、「達は吳・漢と交通す。宜しく觀望して後動くべし」と。懿曰はく、「達は信義無し。此れ其の相疑ふの時なり。當に其の未だ定まらざるに及びて促かに之を決すべし」と。乃ち道を倍して兼行し、八日にして其の城下に到る。吳・漢、各、偏將を遣はして、西城の安橋・木蘭塞に向ひ、以て達を救ふ。懿、諸將を分ちて以て之を距ぐ。初め達、亮に書を與へて曰はく、「宛は洛を去ること八百里、吾を去ること一千二百里。吾が事を擧ぐるを聞かば、當に天子に表上すべし。相反覆するに比ぶまで、一月の間ならん。則ち吾が城已に固く、諸軍、辨するに足らん。吾が在る所は深險なり。司馬公、必ず自ら來らじ。諸將來らば、吾、患無からん」と。兵到るに及びて、達、又、亮に告げて曰はく、「吾が事を擧ぐることを八日にして、(司馬)兵、城下に至る。何ぞ其の神速なるや」と。

卷の第七十一

魏紀三

烈祖明皇帝上の下

太和二年、春正月、司馬懿、新城を攻め、旬有六日にして之を拔き、孟達を斬る。申儀、久しく魏興に在り、擅に制を承けて印を刻し、假授する所多し。懿召して之を執へ、洛陽に歸る。

初め征西將軍夏侯淵の子楙、太祖の女清河公主に尙す。文帝、少くして之と親善なり。位に即くに及びて、以て安西將軍と爲し、關中を都督し、長安に鎮し、淵の處を承けしむ。諸葛亮、將に入りて寇せんとするや、羣下と之を謀る。

- 【一】 太和二年。西紀二二八年なり。
- 【二】 新城。湖北省襄陽道房縣なり。
- 【三】 此の女は、以て丁儀に妻はせんと欲せしが、文帝これを止め、以て楙に妻はせしなり。
- 【四】 淵云云。淵の後任と爲す

- 也。淵、長安に鎮すること、六十六卷漢の獻帝建安十六年に見ゆ。
- 【五】 丞相の司馬。漢制には丞相の下に司馬無かりしが、この時兵を用ふ、故にこれを置きたるなり。
- 【六】 主。公主なり。

丞相の司馬魏延曰はく、「聞く夏侯楙は、主の

婿なり、怯にして謀無しと。今、延に精兵五千、負糧五千を假さば、直に襄中より出で、秦嶺に循つて東し、子午に當りて北し、十日を過ぎずして、長安に到る可し。楸、延が奄至するを聞かば、必ず城を棄てて逃走せん。長安中、惟だ御史・京兆の太守のみ。横門の邸閣と散民の穀とは、食を周するに足らん。東方相合聚するに比ぶまで、尙ほ二十許日ならん。而して公、斜谷より來らば、亦、以て達するに足らん。此の如くせば、則ち一舉して咸陽以西は定む可からん」と。亮以爲へらく、「此れ危計なり。安んじて坦道に従ふに如かず。以て平かに隴右を取る可く、十全にして必ず克ちて虞無からん」と。故に延の計を用ひず。亮、揚聲す、「斜谷の道に由りて、郿を取らん」と。鎮東將軍趙雲・揚武將軍鄧芝をして、疑兵を爲りて、箕谷に據らしむ。帝、曹真を遣はし、關右の諸軍を都督して、郿に軍せしむ。亮身ら大軍を率ゐて祁山を攻む。戎陳整齊にして、號令明肅なり。始め魏、漢の昭烈既に死し、數歳・寂然として聞ゆる無きを以て、是を以て、略ぼ、備豫無し。而るに卒に亮出づと聞き、朝野恐懼

【七】襄中。縣の名、漢中郡に屬す。今の陝西省漢中道褒城縣。
 【八】子午。子午道、王莽の通する所。三十六卷平帝元始五年、安帝延光四年に見ゆ。
 【九】御史京兆の太守。時に督軍御史を遣はして、京兆の太守と共に長安を守らしむ。文帝、漢の京兆尹を改めて京兆の太守と爲す。

【一〇】横門云云。魏、邸閣を横門に置き、以て穀を積む。民、兵至ると聞かば、必ず逃散せん。其の穀を收めば、以て周く軍食を給するに足らん。

【一一】郿。今の陝西省關中道郿縣の地。
 【一二】箕谷。今の陝西省漢中道褒城縣の北に在り。
 【一三】備豫無し。豫めこれが備を爲さざるをいふ。

す。是に於て、天水・南安安定、皆、叛きて亮に應じ、關中響震す。朝臣未だ計の出づる所を知らず。帝曰はく、「亮、山を阻みて固と爲せり。今者自ら來る。正に兵書の、人を致すの術に合ふ。亮を破らんこと必せり」と。乃ち兵馬歩騎五萬を勒し、右將軍張郃を遣はし、之を督して西して亮を拒がしむ。丁未、帝行きて長安に如く。初め越嶲の太守馬謖、才器、人に過ぎ、好みて軍計を論ず。諸葛亮、深く器異を加ふ。漢の昭烈、終に臨みて、亮に謂つて曰はく、「馬謖は、言、其の實に過ぎたり。大に用ふ可からず。君其れ之を察せよ」と。亮猶ほ謂へらく然らずと。謖を以て參軍と爲し、毎に引見して談論し、晝より夜に達す。出でて祁山に軍するに及びて、亮、舊將魏延・吳懿等を用ひて先鋒と爲さずして、謖を以て諸軍を督して前に在らしむ。張郃と、街亭に戦ふ。謖、亮の節度に違ひ、舉措煩擾にして、水を捨てて山に上り、下りて城に據らず。張郃、其の汲道を絶ち、撃ちて大に之を破る。士卒離散す。亮、進むに據る所無

【一四】南安。郡の名、漢の靈帝の時置く。甘肅省舊鞏昌府の地を統ぶ。隴道に治す、故城は今の蘭山道隴西縣の東北、渭水の北に在り。

【一五】人を致す。孫子に曰はく、善く戦ふ者は、人を致して、人に致されずと。帝姑く此の言を以て朝野の心を安んずるのみ。

【一六】帝云云。親ら師を帥めて郿の後に繼ぎ、以て聲勢を張る也。
 【一七】胡氏曰はく、孔明の明略を以て、謖を待つ所の者、此の如し、亦、以て其の善く軍計を論ずるを見るに足る。孔明が南征する時に謖が心を攻むるの論を観るに、豈に悠悠たる坐談者の能く及ぶ所ならんやと。
 【一八】街亭。漢陽の略陽縣に在り。今の甘肅省渭川道秦安縣の東北に在り。

【一四】南安。郡の名、漢の靈帝の時置く。甘肅省舊鞏昌府の地を統ぶ。隴道に治す、故城は今の蘭山道隴西縣の東北、渭水の北に在り。
 【一五】人を致す。孫子に曰はく、善く戦ふ者は、人を致して、人に致されずと。帝姑く此の言を以て朝野の心を安んずるのみ。
 【一六】帝云云。親ら師を帥めて郿の後に繼ぎ、以て聲勢を張る也。
 【一七】胡氏曰はく、孔明の明略を以て、謖を待つ所の者、此の如し、亦、以て其の善く軍計を論ずるを見るに足る。孔明が南征する時に謖が心を攻むるの論を観るに、豈に悠悠たる坐談者の能く及ぶ所ならんやと。
 【一八】街亭。漢陽の略陽縣に在り。今の甘肅省渭川道秦安縣の東北に在り。

し。乃ち西縣の千餘家を抜き、漢中に還る。諤を收へて獄に下し、之を殺す。亮自ら臨みて祭り、
 之が爲めに涕を流す。其の遺孤を撫すること、恩、平生の若し。蔣琬、亮に謂つて曰はく、「昔、楚、
 得臣を殺し、(晉)文公の喜、知る可かりき。天下未だ定まらざるに、智計の士を戮するは、豈に惜しから
 ずや」と。亮、涕を流して曰はく、「孫武が能く勝を天下に制する所以は、法を用ふること明かなれば
 なり。是を以て、揚干、法を亂し、魏絳、其の僕を戮せり。四海分裂し、兵交方に始まる。若し
 復た法を廢せば、何を用てか賊を討たんや」と。諤が未だ敗れざるや、裨將軍巴西の王平、連に諤を
 規諫すれども、諤、用ふる能はず。敗るるに及
 びて、衆盡く星散す。惟だ平の領する所
 の千人、鼓を鳴らして自ら守る。張郃、其の伏
 兵有らんことを疑ひ、往きて偏らざるなり。是
 に於て、平、徐徐に諸營の遺進を收合し、將
 士を率ゐて還る。亮既に馬謖及び將軍李盛を誅
 し、將軍黃襲等の兵を奪ふ。平、特に崇顯せ
 られ、參軍を加拜し、五部(兵)を統べ、兼ねて
 營事に當り、位を討寇將軍に進め、亭侯

【二九】西縣。漢陽郡に屬す。故城は今の甘肅省渭川道天水縣に在り。

【三〇】楚云云。左傳に、晉の文公、楚の子玉と城濮に戦ひ、楚の師敗績し、晉、楚の軍に入り、三日、穀す。文公猶ほ憂色有り、曰はく、得臣猶ほ在り、憂、未だ歇まざるなり。楚が得臣を殺すに及びて、然る後、文公の喜知る可きなり。

【三一】揚干云云。左傳に、晉の悼公、諸侯を合す。其の弟揚干、行を亂る。魏絳、其の僕を戮す。悼公謂へらく、魏絳、能く刑を以て民を佐くと。新軍に佐たらしむ。

【三二】兵交。戰爭をいふ。

【三三】星散。星の如く散亂する也。

【三四】王平傳に據れば、平が識る所は、十字に過ぎずといふ。其の馬謖の敗散の兵を收め、曹爽の猝かに至るの兵を拒ぐを觀れば、兵を用ふる方略は、固に多く字を識るに在らざるなり。

【三五】營事。營屯の事。

【三六】後漢の制、列侯に縣侯・鄉侯・亭侯あり。

【三七】上疏云云。上疏して曰はく、臣、弱才を以て叨りに非據を竊み、親ら旌鉞を乗り、以て三軍を勵まし、章を訓へ法を明かにし、事に臨みて懼るる能はず、街亭の命に違ふの闕。箕谷の戒めざるの失有るに至る。咎、皆、臣が授任

【三八】錄。收拾する也。

【三九】赤岸。地名、今の陝西省漢中道留壩縣に在り。蜀、庫を此處に置き、以て軍資を儲ふ。

【四〇】一人云云。兵の勝敗は將在るをいふ。

に封せらる。亮、上疏して、自ら三等を貶せんことを請ふ。漢主、亮を以て右將軍と爲し、丞相の事を行はしむ。是の時、趙雲・鄧芝の兵も亦箕谷に敗る。雲、衆を斂めて固く守る、故に大に傷はれず。雲も亦坐して貶せられて鎮軍將軍と爲る。亮、鄧芝に問うて曰はく、「街亭の軍退くや、兵と將と、復た相録せず、箕谷の軍退くや、兵と將と、初めより相失はざりしは、何が故ぞ」と。芝曰はく、「趙雲、身自ら後を斷ち、軍資什物、略ぼ棄つる所無し。兵と將と、相失ふに縁無し」と。雲、軍資餘絹有り。亮、(雲)將士に分ち賜はしむ。雲曰はく、「軍事、利無し。何爲れぞ賜有らん。其の物は、請ふ悉く赤岸の庫に入れ、十月を須ちて冬の賜と爲さん」と。亮、大に之を善しとす。或は亮に更に兵を發せんことを勸むる者あり。亮曰はく、「大軍、祁山・箕谷に在るや、皆、賊よりも多くして、而も賊を破らず、乃ち賊に破られたるは、此れ病、兵少きに在らざるなり、一人に在るのみ。今、兵を減じ將を省き、罰を明かにし、過を思ひ、變通の道を將來に校らんと欲す。若し然る能はずんば、兵多しと雖も何の

益かあらん。今より已後、諸の國に忠慮有る者は、但だ勤めて吾の闕を攻めよ。則ち事、定まる可く、賊、死す可く、功、足を踏めて待つ可からん」と。是に於て微勞を考し、壯烈を甄し、谷を引き躬を責め、失ふ所を境内に布き、兵を厲まし武を講じ、以て後圖を爲す。戎士簡練し、民、其の敗を忘る。亮が祁山に出づるや、天水の參軍姜維、亮に詣りて降る。亮、維の膽智を美なりとし、辟して倉曹掾と爲し、軍事を典らしむ。曹眞、安定等の三郡を討ち、皆平ぐ。眞以へらく、諸葛亮、祁山に懲り、後必ず陳倉より出でんと。乃ち將軍郝昭等をして陳倉を守り、其の城を治めしむ。

夏四月丁酉、帝、洛陽に還る。

帝、燕國の徐邈を以て涼州の刺史と爲す。邈、農を務め穀を積み、學を立て訓を明かにし、善を進め惡を黜け、羌胡と事に従ふに、小過を問はず、若し大罪を犯せば、先づ部帥に告げ、應に死すべき者なるを知らしめ、乃ち斬りて以て徇ふ。是に由りて、其の威信に服し、州界肅清なり。

五月、大に旱す。

吳王、鄱陽の太守周魴をして、密に山中の舊族名帥の北方に聞知せらるる者を求めしめ、誘き

- 【一】考。取調ぶる也。
- 【二】甄。甄別して表明するなり。
- 【三】倉曹掾。丞相の倉曹掾。
- 【四】陳倉。縣の名、故城は今の陝西省關中道寶雞縣の東に在り。
- 【五】涼州。金城・西平・武威・張掖・西郡・酒泉・燉煌・西海等の郡を統ぶ。
- 【六】山中の舊族名帥。山越の宗帥。

て揚州の牧曹休を挑ましめんとす。魴曰はく、『民帥は小醜にして、杖任するに足らず。事或は漏泄せば、休を致す能はざらん。乞ふ親人を遣はし、賤を齎して以て休を誘ひ、譴を被り誅を懼れ、郡を以て北に降らんと欲す』と云ひ、兵の應接せんことを求めしめんとす。吳王、之を許す。時に頻に郎官有り魴に詣り、諸事を詰問す。魴因つて郡の門下に詣り、髮を下げて謝す。休、之を聞き、步騎十萬を率ゐて。皖に向ひ、以て魴に應ず。帝、又、司馬懿をして江陵に向はしめ、賈逵をして東關に向はしめ、三道より俱に進む。秋八月、吳王、皖に至り、陸遜を以て大都督と爲し、黃鉞を假し、親ら鞭を執りて以て之を見、朱桓、全琮を以て左右督と爲し、各三萬人を督し、以て休を撃たしむ。休、欺かれたるを知る。而れども其の衆を恃み、遂に吳と戦はんと欲す。朱桓、吳王に言つて曰はく、『休は本親戚なるを以て任せらる。智勇の名將に非ざるなり。今戦はば必ず敗れん。敗れば必ず走らん。走らば當に夾石・挂車に由るべし。此の兩道は皆險阨なり。若し萬兵を以て路を柴がば、則ち彼の衆をば盡す可く、休をば生虜とす可けん。臣請ふ所部を將ゐて以て之を斷たん。若し天威を蒙り、休を以て

- 【七】揚州。魏の揚州は、ただ漢の九江・廬江の二郡の地を得るのみ。而して江津の要害の地は、多く吳の據る所と爲る。
- 【八】郎官。尙書郎。吳王の詰問する、周魴の謝する、皆、曹休を諷かんとする所以なり。
- 【九】郡。鄱陽郡をいふ。
- 【一〇】司馬懿は時に諸軍を督して宛に屯す。
- 【一一】東關。即ち濡須口の關。
- 【一二】親ら云云。此れ猶ほ古の王者が將を遣はすとき跪きて穀を推すの意のごとし。
- 【一三】夾石・挂車。共に安徽省安慶道桐城縣に在り。
- 【一四】路を柴ぐ。柴を以て路を塞ぐ也。

自ら效すを得ば、便ち、勝に乗じて長驅し、進みて壽春を取り、割きて淮南を有ち、以て許、洛を規る可し。此れ萬世の一時、失ふ可からざるなり」と。權、以て陸遜に問ふ。遜以て不可と爲す。乃ち止む。尙書蔣濟・上疏して曰はく、「休、深く虜の地に入り、權の精兵と對す。而して朱然等、上流に在り。休の後に乘せば、臣未だ其の利を見ざるなり」と。前將軍滿寵・上疏して曰はく、「曹休は明果なりと雖も、而も兵を用ふること希なり。今、從る所の道は、湖を背にし江を旁にし、進み易く退き難し。此れ兵の 絀地なり。若し 無疆口に入らば、宜しく深く之が備を爲すべし」と。寵の表未だ報せられず。休、陸遜と、石亭に戰ふ。遜自ら中部と爲り、朱桓・全琮をして左右の翼と爲らしめ、三道より並び進みて休を衝き、兵を伏して因つて驅りて之を走らし、亡ぐるを追ひ北ぐるを逐ひ、徑に夾石に至る。斬獲すること萬餘、牛馬騾驢車乘萬兩、軍資器械略ぼ盡く。初め休・表して、深く入りて以て周魴に應せんことを求むるや、帝、賈逵に命じ、兵を引きて東して休と合せしむ。逵曰はく、「賊、東關の備無し。必ず軍を皖に并せん。休深く入りて賊と戰はば、必ず敗れん」と。乃ち諸將を部署し、水陸より並び進む。行くこと二百里、吳人を獲たり。(吳)言はく、「休、戰、敗る。吳、兵を遣はして夾石を斷つ」と。諸將、出づる所を知らず、或は後軍を待たんと欲す。逵曰はく、「休、兵は外に敗れ、路は内に絶たれ。進みては戰ふ能はず、退きては還るを得

【四三】 絀地。進み易くして退き難き地。
 【四六】 無疆口。夾石の東南に在り。安徽省安慶道廬江縣内。
 【四七】 石亭。地名、今の安徽省安慶道潛山縣の東北に在り。

ず。安危の機、日を終ふるに及ばず。賊、(休)軍に後繼無しと以ひ、故に此に至る。今疾く進みて其の不意に出でば、此れ謂はゆる「人に先んじて以て其の心を奪ふ」なり。賊、吾が兵を見ば、必ず走らん。若し後軍を待ち、賊已に險を斷たば、兵、多しと雖も、何の益かあらん」と。乃ち道を兼ねて軍を進め、多く旗鼓を設けて、疑兵を爲る。吳人、逵の軍を望見し、驚き走る。休乃ち還るを得たり。逵、夾石に據り、兵糧を以て休に給す。休の軍乃ち振ふ。(吳)初め逵、休と善からず。休敗るるに及びて、逵に頼りて以て免る。九月乙酉、皇子穆を立てて繁陽王と爲す。長平の壯侯曹休、上書して罪を謝す。帝、宗室なるを以て、問はず。休、慙憤し、疽、背に發し、庚子、卒す。帝、滿寵を以て揚州を都督せしめ、以て之に代ふ。護烏桓校尉田豫、鮮卑の鬱築鞬を撃つ。鬱築鞬の妻の父軻比能、之を救ひ、三萬騎を以て、豫を 馬城に圍む。上谷の太守閻志は、柔の弟なり。素より鮮卑に信せらる。往きて之を解諭す。乃ち圍を解きて去る。

【四八】 文帝の黃初中、逵に節を假さんと欲す。休曰はく、逵は性剛にして諸將を易んじ侮る。督と爲す可からずと。遂に止む。
 【四九】 馬城。縣の名、漢の時、代郡に屬す。今の山西省雁門道天鎮縣。
 【五〇】 柔。閻柔は漢の建安年中、烏桓を護す、故に其の兄弟、二虜の信する所と爲る。

冬十一月、蘭陵の成侯王朗・卒す。漢の諸葛亮、曹休敗れ、魏の兵東に下り、關中虛弱なりと聞き、兵を出して魏を撃たんと欲す。羣

臣、多く、以て疑はしと爲す。亮、漢主に、上言して曰はく、「先帝深く慮り、以へらく、漢と賊とは兩立せず、王業は偏安せずと。故に臣に託するに賊を伐つを以てせり。先帝の明を以て、臣の才を量るに、固より當に臣が賊を伐つに才弱く敵強きを知るべし。然れども賊を伐たずんば、王業も亦亡びん。惟だ坐ながらにして亡を待つは、之を伐つに孰與ぞ。是の故に、臣に託して、疑はざりしなり。臣、命を受くるの日より、寝ぬれども席を安んせず、食へども味を甘しとせず。思惟するに、北征せんとせば、宜しく先づ南に入るべし。故に五月、瀘を渡り、深く不毛に入れり。臣、自ら惜しまざるには非ざるなり。願ふに王業は蜀都に偏全す可からず、故に危難を冒し、以て先帝の遺意を奉せしなり。而るに議者以爲へらく計に非すと。今、賊、適、西に疲れ、又、東に務む。兵法に「勞るるに乗ず」と。此れ進み趨くの時なり。謹んで其の事を陳ぶること左の如し。高帝は、明、日月に並び、謀臣淵深なり。然れども險を涉り創を被り、危くして然る後安かりき。今、陛下は未だ高帝に及ばず、謀臣は良・平

【五二】 祁山の敗に因りて、魏の伐つ可からざるを疑ふ。
 【五三】 この上言は即ち後出師表なり。
 【五四】 西に疲る。郡縣、祁山の師をいふ。
 【五五】 東に移む。江陵・東關・石亭の師をいふ。
 【五六】 良平。張良、陳平。
 【五七】 孫策が劉繇を破りし事、六十一卷漢の獻帝興平二年に見ゆ。王朗を破りし事、六十二卷建安元年に見ゆ。
 【五八】 南陽云云。穰を攻めて張繡に敗れしを云ふ。
 【五九】 烏巢云云。袁紹の將淳于瓊を攻めし時をいふ。
 【六〇】 祁連山云云。祁連は祁山を指すなりといふ説あり。即ち袁尙を祁山に圍みし時なりと云ふ。
 【六一】 黎陽云云。袁譚兄弟を攻めし時をいふ。
 【六二】 伯山云云。烏桓と白狼山に戦ひし時をいふ。
 【六三】 瀘關云云。馬超と戦ひし

に如かず。而るに長計を以て勝を取り・坐ながら天下を定めんことを欲す。此れ臣が未だ解せざる一なり。劉繇・王朗は、各、州郡に據り、安を論じ計を言ひ、動もすれば聖人を引き、羣疑、腹に滿ち、衆難、曾に塞がり、今歳戰はず、明年征せず、孫策をして坐ながら大にして、遂に江東を并せしめき。此れ臣が未だ解せざる二なり。曹操は、智計、人に殊絶し、其の兵を用ふるや、孫吳に髣髴たり。然れども、南陽に困し、幾ど、伯山に敗れ、殆ど、潼關に死せんとし、然る後一時を僞定せしのみ。況んや臣が才弱きをや。而るに危からざるを以て之を定めんことを欲す。此れ臣が未だ解せざる三なり。曹操は、五たび、昌霸を攻むれども下らず、四たび、巢湖を越ゆれども成らず、李服を任用して、夏侯に委ねて、夏侯敗亡せり。先帝、毎に操を稱して能と爲せり。猶ほ此の失有り。況んや臣が驚下なるをや。何ぞ能く必ず勝たん。此れ臣が未だ解せざる四なり。臣が漢中に到りしより、中間、朞年なるのみ。然るに趙雲・陽羣・馬玉・閻芝・丁立・白壽・劉郃・鄧銅等、及び、曲長、屯將七十餘人、突

時をいふ。
 【六四】 昌霸。昌稀なり。操、果りに攻むれども下らず、後、子禁に命じて撃ちてこれを斬らしむ。
 【六五】 巢湖云云。孫權を攻むるをいふ。
 【六六】 李服。蓋し王服ならん。董承と與に、操を殺さんと謀り、誅せらる。
 【六七】 夏侯云云。夏侯淵、漢中を守り、先主(劉備)に敗る。
 【六八】 朞年。一年なり。
 【六九】 曲長。一曲の長。軍行に部あり、部の下に曲あり、曲に各、長あり。
 【七〇】 屯將。屯に將たる者。
 【七一】 突將無前。衝突の將勇猛にして其の前に當る者無きなり。蓋し軍伍の稱なるべし。

將無前。寶叟。青羌。散騎武騎一千餘人を喪へり。皆、數十年の内、糾合せる四方の精銳にし、一州の有する所に非ず。若し復た數年ならば、則ち三分の二を損せん。當に何を以てか敵を圖るべき。此れ臣が未だ解せざる五なり。今、民窮し兵疲るれども、事、息む可からず。事、息む可からざれば、則ち住まると行くと、勞費正に等し。而るに(魏)虚なるに及びて之を圖らず、一州の地を以て賊と久しきを支へんことを欲す。此れ臣が未だ解せざる六なり。夫れ平かにし難き者は事なり。昔、先帝、楚に敗軍せり。此の時に當りて、曹操、手を拊ち、「天下已に定まりぬ」と謂へり。然れども、後に、先帝、東は(蜀)吳越を連れ、西は(蜀)巴蜀を取り、兵を擧げて北征し、夏侯、首を授けたり。此れ操の失計にして、漢の事將に成らんとせるなり。然れども、後に、(蜀)吳更に盟に違ひ、關羽毀敗し、(蜀)稭歸に蹉跌し、曹丕、帝と稱せり。凡そ事、是の如く、逆め見る可きこと難し。臣、鞠躬して力を盡し、死して而る後已まん。成敗利鈍に至りては、臣の明の能く逆め觀る所に非ざるなり」と。十二月、亮、兵を引るて散關を出で、陳倉を圍む。陳倉には已に備有り。亮、克つ能はず。亮、郝昭の郷人斬詳をして、城外に於て、遙に昭に説

- 【七〇】寶叟。巴賈の兵。蜀にては兵を叟といふ。
- 【七一】青羌。羌の一種。
- 【七二】散騎武騎。當時の騎兵の分部の名。
- 【七三】吳越云云。六十五卷漢の獻帝建安十三年に見ゆ。
- 【七四】巴蜀云云。六十七卷建安十九年に見ゆ。
- 【七五】兵云云。六十八卷建安二十四年に見ゆ。
- 【七六】吳云云。六十八卷建安二十四年に見ゆ。
- 【七七】稭歸云云。六十九卷黃初元年三年に見ゆ。
- 【七八】鞠躬。躬を屈めてこれに就き、他を顧みるに暇あらざる也。

かしむ。昭、樓上に於て、之に應へて曰はく、「魏家の科法は、卿が練する所なり。我の人为りは、卿が知る所なり。我、國恩を受くること多く、而して門戸重し。卿、言ふ可き者無し。但だ必死有るのみ。卿還りて諸葛に謝し、便ち攻む可きなり」と。詳、昭の語を以て亮に告ぐ。亮、又、詳をして重ねて昭に説かしめて言はく、「人兵、敵せず、空しく自ら破滅せん」と。昭、詳に謂つて曰はく、「前言已に定まれり。我は卿を識るのみ。箭は(卿)識らざるなり」と。詳乃ち去る。亮、自ら以へらく、衆數萬有り。而して昭の兵は纔に千餘人なりと、又、東救未だ便ち到る能はざらんと度り、乃ち兵を進めて昭を攻む。雲梯。衝車を起して以て城に臨む。昭、是に於て、火箭を以て、逆へて其の梯を射る。梯然え、梯上の人皆燒死す。昭、又、繩を以て、石磨を連れ、其の衝車を壓す。衝車折く。亮、乃ち更に井闌の百尺なるを爲り、以て城中を射、土丸を以て壘を填め、直に城に攀ちんと欲す。昭、又、内に於て重牆を築く。亮、又、地突を爲り、城裏に踊出せんと欲す。昭、又、城内に於て地を穿ち、横さまに之を截つ。晝夜相攻拒すること二十餘日。曹眞、將軍費耀等を遣はして之を救はしむ。帝、張郃を方城より召し、亮を撃たしむ。帝自ら、河南城に幸し、酒を置きて郃を送る。郃に問うて曰はく、「將軍

- 【八〇】科法。科は條なり。法禁の個條。
- 【八一】練。習ふ也。熟知するをいふ。
- 【八二】東救。魏の兵の陳倉を救ふ者は東より來る、故に東救と云ふ。
- 【八三】衝車。突撃する車。雲梯と共に攻城の器なり。
- 【八四】石磨。石臼なり。
- 【八五】井闌。木を以て交へ構へて、おげたの狀の如くする也。
- 【八六】地突。地道。トンネル。
- 【八七】方城。今の河南省汝陽道葉縣の南四十里に在る山の名

到る遅ほひ、亮、已に陳倉を得る無きを得んや」と。郤、亮が深く入りて殺無きを知り、指を屈して計りて曰はく、「臣が到る比ほひ、亮已に走らん」と。郤、晨夜、道に進む。未だ至らず。亮、糧盡き、引き去る。將軍王雙、之を追ふ。亮撃ちて雙を斬る。詔して昭に爵關内侯を賜ふ。

初め公孫康・卒するや、子晃・淵等、皆幼なり。官屬、其の弟恭を立つ。恭・劣弱にして、國を治むる能はず。淵既に長じ、脅して恭の位を奪ひ、上書して狀を言ふ。侍中劉曄曰はく、「公孫氏は、漢の時の用ふる所にして、遂に官を世にして相承け、水は則ち海に由り、陸は則ち山を阻み、外は胡夷を連ね、絶遠にして・制し難く、而して權を世にするに日久し。今若し誅せずんば、後必ず患を生せん。若し貳を懷き兵を阻みて然る後誅を致すは、事に於て難しと爲す。如かじ、其の新に立ち、黨有り仇有るに因りて、其の不意に先だち、兵を以て之に臨み、賞募を開設せんには。師を勞せずして定む可からん」と。帝從はず、淵を揚烈將軍・遼東の太守に拜す。

吳王、揚州の牧呂範を以て大司馬と爲す。印綬未だ下らざるに卒す。初め孫策、範をして財計を典らしむ。時に吳王、年少く、私に従つて・求むる有れば、範必ず關白し、敢て専ら許さず。當時、

此を以て望まざる。吳王、陽美の長(事)を守り、私に用ふる所有り、策或は料覆すれば、功曹周谷、輒ち爲めに簿書を傳著し、譴問する無からしむ。王、時に臨みて之を悦べり。後事を統ぶるに及びて、範が忠誠なるを以て、厚く信任せられ、谷が能く簿書を欺更せるを以て、用ひざりしなり。

三年、春、諸葛亮、其の將陳戒を遣はして武都・陰平二郡を攻めしむ。雍州の刺史郭淮、兵を引ゐて之を救ふ。亮自ら出でて建威に至る。淮退く。亮遂に二郡を拔きて以て歸る。漢主復た亮を策拜して丞相と爲す。夏四月丙申、吳主、皇帝の位に即き、大赦し、黃龍と改元す。百官畢く會す。吳主、功を周瑜に歸す。綏遠將軍張昭、笏を擧げて、功徳を褒贊せんと欲す。未だ言ふに及ばず。吳主曰はく、「張公の計の如くせしならば、今已に食を乞ひしならん」と。昭大に慙ち、地に伏して汗を

【八八】 河南城。洛陽城の西に在り。
【八九】 公孫氏云云。公孫度、遼東を守るに、五十九卷獻帝の初平九年に見ゆ。
【九〇】 黨有り仇有り。淵の黨たる者有り、故に能く恭の位を奪へり。然れども恭の黨たる者は、恭を仇と爲すを免れず。
【九一】 關白。關與して啓白する也。孫策に上申するをいふ。

【九二】 望。怨望する也。
【九三】 陽美。縣の名、吳郡に屬す。故城は今の江蘇省蘇州宜興縣の南五里に在り。
【九四】 料覆。取調ぶる也。
【九五】 傳著。附著。帳面づらなうまく取りつくるふをいふ。
【九六】 欺更。あざむき變更する也。
【九七】 陳戒。蜀志諸葛亮傳には式に作る。
【九八】 武都。郡の名、故城は今の甘肅省渭川道成縣の西に在り。
【九九】 陰平。郡の名、故城は今の甘肅省渭川道文縣の西北に在り。
【一〇〇】 雍州は京兆・馮翊・扶風・安定・北地・新平・武都・陰平を統ぶ。
【一〇一】 吳主。孫權、皇帝の位に即く、これ吳の大帝なり。
【一〇二】 功云云。周瑜が能く曹操を拒きて三分の業を成ししを以て也。六十五卷漢の獻帝建安十三年に見ゆ。
【一〇三】 張公の計。張昭が曹操を迎へんと欲せしをいふ。六十五卷建安十三年に見ゆ。

流す。吳主、父堅を追尊して武烈皇帝と爲し、兄策を長沙の桓王と爲し、子登を立てて皇太子と爲し、長沙の桓王の子紹を封じて吳侯と爲す。諸葛恪を以て太子の左輔と爲し、張休を右弼と爲し、顧譚を輔正と爲し、陳表を翼正都尉と爲し、而して謝景・范慎・羊循等を、皆、賓客と爲す。是に於て、東宮は、號して多士と爲す。太子、侍中胡綜をして、賓友の目を作らしむ。曰はく、『英才卓越にして、倫匹に超踰するは、則ち諸葛恪。精しく時機を識り、幽に達し微を究むるは、則ち顧譚。凝辯(一〇)宏達にして、言能く(一一)結を釋くは、則ち謝景。學を究め微を(一二)甄ち、(一三)游・夏と科を同じくするは、則ち范慎』と。羊循私に綜を駁して曰はく、『元遜は才あれども疏なり。子嘿は精なれども(一四)狼なり。叔發は辯なれども(一五)浮なり。孝敬は深けれども(一六)陋し』と。循、卒に此の言を以て、恪等に惡まる。其の後、四人皆敗る。循の言ふ所の如し。吳主、竝に二帝を尊ぶの議を以て往きて漢に告げしむ。漢人以爲へらく、『之に交はるは益無く、而して名體、順ならず。宜しく(一七)正義を顯明し、其の盟好を絶つべし』と。丞相亮曰はく、『權が僭逆の心有ること久し。國家の(一八)其の(一九)覺情を略

- 【八】 輔正及び翼正都尉は、皆吳これを創置す。
- 【九】 目。其の人の才品に因りてこれが品評を爲す也。
- 【一〇】 凝辯。凝は堅定なり。堅實にして論據ある辯舌。
- 【一一】 宏達。闊達明通なり。
- 【一二】 結を釋く。糾結したる難疑を釋く。
- 【一三】 甄。あきらかに別つ。
- 【一四】 游・夏。子游、子夏。竝に孔子の弟子。
- 【一五】 元遜。諸葛恪の字。
- 【一六】 子嘿。顧譚の字。
- 【一七】 狼。狼戾なり。
- 【一八】 叔發。謝景の字。
- 【一九】 浮。輕浮なり。
- 【二〇】 孝敬。范慎の字。
- 【二一】 正義。天に二日無く、土に二王無きは、古今の正義なり。
- 【二二】 覺情。罪過情欲。
- 【二三】 倚角。角をとり、足なひ

する所以は、(二四)倚角の援を求むればなり。今若し顯絶を加へば、我を讐とすること必ず深からん。(二五)當に更に兵を移して東成し、之と力を角し、其の土を并するを須ちて、乃ち中原を議すべし。彼は賢才尙ほ多く、將相輯穆す。未だ一朝にして定む可からざるなり。兵を頓らして相守り、坐ながらにして老を須たば、(二六)北賊をして計を得しめん。算の上なる者に非ず。昔、(二七)孝文は辭を匈奴に卑くし、先帝は(二八)優して吳と盟へり。皆、(二九)權に應じ變に通じ、深く遠益を思ふ。(三〇)匹夫の忿る者の若きに非ざるなり。今、議者咸以へらく、『權の利は鼎足に在り。力を并する能はず。且つ志望已に滿ち、(三一)岸に上るの情無し』と。此を推すに、皆、是なるに似たれども非なり。何となれば、其の智力侷しからず、故に江を限りて自ら保つ。權が江を越ゆる能はざるは、猶ほ魏賊が(三二)漢を渡る能はざるがごとし。力餘り有りて而も取らざるを利とするに非ざるなり。(三三)若し大軍、討を(三四)致さば、彼、高きは當に其の地を分裂して以て(三五)後規を爲すべく、下きは當に民を略し境を廣め武を内に示すべし。端坐する者に非ざるなり。(三六)若し就ひ其れ動かすとも、而も我に睦ましくせば、我の北伐するや、東顧の

- 【二四】 前後より夾撃する義。
- 【二五】 北賊。魏をいふ。
- 【二六】 孝文。漢の文帝。
- 【二七】 優。寛假する也。
- 【二八】 權。權宜なり。
- 【二九】 計る所の者大なるを言ふなり。
- 【三〇】 岸に上る。岸に上りて北に向つて魏を攻むるをいふ。
- 【三一】 漢を渡る。江陵を圖るをいふ。
- 【三二】 若し云云。蜀若し魏を破らば、吳も亦將に功を分たんとするをいふ。
- 【三三】 後規。後圖なり。
- 【三四】 若し云云。蜀、吳と和するときは、國を傾けて北伐するを須ひず、而して魏の河南の衆は、留まりて吳に備へんと欲し、悉く西して蜀の兵に抗することを得ざらん。

憂無く、河南の衆、盡く西するを得ざらん。此の利たること、亦已だ深し。權の僭逆の罪は、未だ宜しく明かにすべからざるなり」と。乃ち衛尉陳震を遣はして吳に使せしめ、尊號を稱するを賀す。吳主、漢人と盟約し、天下を中分し、豫・青・徐・幽を以て吳に屬し、兗・冀・并・涼を漢に屬し、其の司州の土は、函谷關を以て界と爲す。張昭、老病を以て、官位及び統領する所を上還す。更に輔吳將軍に拜し、班、三司に亞ぎ、改めて婁侯に封じ、食邑萬戶。昭、朝見する毎に、辭氣壯厲にして、義、色に形る。曾て直言を【三〇】已て旨に逆ひ、中ごろ進見せず。後、漢の使來り、漢の徳の美を稱す。而して羣臣、能く【三一】屈するもの莫し。吳主、歎じて曰はく、「張公をして坐に在らしめば、【三二】彼折けずんば則ち廢れん。安んぞ復た自ら誇らんや」と。明日、中使を遣はして勞問せしめ、因つて請うて昭を見る。昭、席を避けて謝す。吳主、跪きて之を止む。昭、坐定まり、仰ぎて曰はく、「昔、【三三】太后・桓王、老臣を以て陛下に屬せずして、陛下を以て老臣に屬せり。是を以て、臣節を盡し以て厚恩に報いんことを思ふ。而るに意慮淺短にして、盛旨に違逆せり。然れども臣の愚心、國に事ふる所以は、志、忠益して命を畢ふるに在るのみ。若し乃ち心を變じ

【三〇】 已。以と通す。
 【三一】 折は屈する也。廢は氣を失ふ也。
 【三二】 太后。權の母吳氏をいふなり。
 【三三】 大長秋。漢の宦者曹騰。支子。庶子の子孫。
 【三四】 漢宣云云。二十五卷元康元年に見ゆ。
 【三五】 哀帝云云。三十四卷三十五卷に見ゆ。
 【三六】 昭穆云云。定陶の恭皇と元帝と昭穆を敘せしむ。
 【三七】 四位。丁傅趙后と元后と竝に太后と稱せしむ。
 【三八】 東宮。太后宮をいふ。
 【三九】 是より云云。漢の安帝は、父清河の孝王を尊びて孝徳皇と爲し、桓帝は、祖河間

慮を易へ、以て榮を偷み容れられんことを取るは、此れ臣が能はざる所なり」と。吳主、辭謝す。

元城の哀王禮・卒す。

六月癸卯、繁陽王穆・卒す。

戊申、高祖、大長秋を追尊して高皇帝と曰ひ、夫人吳氏を高皇后と曰ふ。

秋七月、詔して曰はく、「禮に、王后、嗣無く、擇びて【三八】支子を建て、以て太宗を繼げば、則ち當に正統を纂ぎて公義を奉ずべし。何ぞ復た私親を顧みるを得んや。【三九】漢宣、昭帝の後を繼ぎ、悼考に加ふるに皇號を以てす。【四〇】哀帝、外藩を以て援立せられ、而して董宏等、亡秦を稱引して、時朝を惑誤し、既に恭皇を尊びて、廟を京師に立て、又、藩妾を寵して、長信に比せしめ、【四一】昭穆を前殿に叙し、【四二】四位を【四三】東宮に竝べ、僭差、度無く、人神祐けず、而して師丹の忠正の諫を非として罪し、用て丁傅の焚如の禍を致せり。【四四】是よりの後、相踵ぎて之を行へり。昔、【四五】魯文の逆祀せるは、罪、夏父に由り、宋國の・度に非ざりしは、譏、華元に在り。其れ公卿有司に令して、深く前世の行事を以て戒と

の孝王を尊びて孝穆皇と爲し、父蠡吾侯志を孝崇皇と爲し、靈帝は、祖河間王淑を尊びて孝元皇と爲し、父解渚亭侯養を孝仁皇と爲し、其の妃を皆尊びて后と爲ししむをいふなり。
 【三八】 魯文云云。春秋、文公二年、大に大廟に事あり、僖公を躋せるは、逆祀なり。夏父弗忌の言を用ひし故、其の罪、夏父にありといふ也。
 【三九】 宋國云云。春秋、成公二年、宋の文公卒す。始めて厚く葬り、蜃炭を用ひ、車馬を益し、始めて殉死を用ひ、器備を重くす。これ華元の説にふるものにして、君子、華元を不臣なりといふ。

爲さしめよ。後嗣、萬一、諸侯より入りて大統を奉ずる有らば、則ち當に人の後たるの義を明かにすべし。敢て佞邪を爲し、時君に導諛し、妄に正に非ざるの號を建て、以て正統を干し、考を謂つて皇と爲し、妣を稱して后と爲さしめば、則ち股肱の大臣、之を誅して・赦す無からん。其れ之を金策に書し、之を宗廟に藏し、令典に著せ」と。

九月、吳主、都を建業に遷す。皆、故府に因り、復た増改せず。太子登及び尙書、九官を武昌に留め、上大將軍陸遜をして太子を輔け、并せて荊州及び豫章の三郡の事を掌り、軍國を董督せしむ。南陽の劉麋嘗て先刑後禮論を著はす。同郡の謝景、之を遜に稱す。遜、之を呵して曰はく、「禮の刑よりも長ずること久し。廣、細辯を以てして、先聖の教に詭ふ。君、今、東宮に侍す。宜しく仁義に遵ひ、以て德音を彰すべし。

彼の談の若きは、須く講すべからざるなり」と。太子、西陵の都督步騭に書を與へ、啓誨せられんことを求む。騭、是に於て、時事の業に荊州の界に在る者及び諸僚吏の行能を條し、以て之に報じ、因つて上疏して獎勵して曰はく、「臣聞く、人君は小事を親らせず、百官有司をして各、其の職に任せしむ。故に舜は九賢に命じ、則ち心を用ふる所無く、廟堂を

- 【四七】 九官。九卿。
- 【四八】 吳、大將軍の上に於て、復た上大將軍を置く。
- 【四九】 三郡。豫章、鄱陽、廬陵。
- 【五〇】 東宮。太子の宮をいふ。
- 【五一】 吳、江南に保し、凡そ邊要の地には、皆、督を置く。

- 【五二】 獨り西陵は國の西門なるを以て都督を置く。西陵は今の湖北省江漢道蕪水縣の西南に在り。
- 【五三】 九賢。禹・契・棄・后稷・皋陶・益等の九人の賢人。
- 【五四】 崇替。盛衰なり。
- 【五五】 意に經す。心にとめおくなり。
- 【五六】 困。病重き也。
- 【五七】 留廢。遺表なり。
- 【五八】 馨香。書經君陳篇に曰はく、至治馨香にして、神明を感ずと。

下らず、而も天下治まれりと。故に賢人の在る所は、萬里を折衝す。信に國家の利器、崇替の由る所なり。願はくは明太子、重く以て意に經せよ。則ち天下幸甚ならん」と。

張紘、吳に還り家を迎へ、道にして病みて卒す。困するに臨みて、子留廢を授けて曰はく、「古より、國を有ち家を有つ者は、威、徳政を修めて以て隆盛の世に比せんと欲す。其の治に至りては、多く馨香ならず。忠臣・賢佐無きに非ざるなり。主其の情に勝たず。用ふる能はざるに由るのみ。夫れ人情は、難を憚りて易に趨き、同を好みて異を惡む。治道と相反す。傳に曰はく、「善に従ふは登るが如く、惡に従ふは崩るるが如し」と。善の難きを言ふなり。人君は奕世の基を承け、自然の勢に據り、八柄の威を操り、易同の歡を甘んじ、人に假取する無し。而して忠臣は、進み難きの術を挾み、耳に逆ふの言を吐く。其の合はざるや、亦宜ならずや。離るれば則ち覺有り、巧辯、間に縁り、小忠に眩ひ、恩愛を戀ひ、賢愚雜錯し、黜陟、序を失ふ。其の由つて來る所は、情、之を亂せばなり。故に明君は之を寤り、賢を求むること飢渴の如く、諫を受けて・厭はず、情を抑へ欲を損し、義を以て恩を割く。則ち上は偏謬

の授無く、下は希冀の望無し』と。吳主、書を省し、之が爲めに涕を流す。冬十月、平望觀を改めて聽訟觀と曰ふ。帝常に言はく、『獄は天下の性命なり』と。大獄を斷ずる毎に、常に觀に詣りて臨みて之を聽く。初め魏の文侯の師李悝、法經六篇を著す。商君、之を受け、以て秦に相たり。蕭何、漢律を定め、益して九篇と爲す。後、稍増して六十篇に至る。又、令三百餘篇。決事比九百六卷有り。世、増損有り、錯糅して常無し。後人各、章句を爲る。馬・鄭・諸儒十有餘家あり。以て魏に至り、當に用ふべき所の者、合はせて二萬六千二百七十二條、七百七十三萬餘言あり。覽る者益、難んず。帝乃ち詔して、但だ鄭氏の章句を用ひしむ。尙書衛覬奏して曰はく、『刑法は國家の貴重する所にして、而も私議の輕賤する所なり。獄吏は百姓の命を縣くる所にして、而も選用者の卑下とする所なり。王政の敵、未だ必ずしも此に由らずんばあらざるなり。請ふ律博士を置かん』と。帝、之に従ふ。又、司空陳羣・散騎常侍劉邵等に詔して、漢法を刪約し、新律十八篇。州郡令四十五篇。尙書官令。軍中令。合はせて百八十餘篇を制せしむ。正律に於て、九篇、増を爲し、旁章科令に於て、省を爲す。

【六〇】平望觀。華林園の東南に在り。天淵池水、觀の南を經過す。
 【六一】李悝。戰國時代初期の人なり。法家の祖と稱せらる。
 【六二】決事比。判決例。
 【六三】錯糅。錯雜なり。
 【六四】馬鄭。馬融、鄭玄。
 【六五】州郡令。これを刺史太守に用ふ。
 【六六】尙書官令。これを國に用ふ。
 【六七】軍中令。これを軍に用ふるなり。
 【六八】省。減する也。

十一月、洛陽の廟成る。高太・武・文の四神主を鄴より迎ふ。

十二月、雍丘王植、封を東阿に徙さる。

漢の丞相亮、府營を南山の下原の上に徙し、漢城を沔陽に築き、樂城を成固に築く。

四年、春、吳主、將軍衛溫・諸葛直をして、甲士萬人を將つて、海に浮

びて、夷洲・亶洲を求めしめ、其の民を俘にして以て衆を益さんと欲す。陸遜・全琮、皆諫めて以爲はく、『桓王、基を創めしとき、兵、一旅ならざりき。今、江東の見衆、自ら事を圖るに足る。當に遠く不毛を涉り、萬里に人を襲ふべからず。風波測り難く、又、民、水土を易へば、必ず疾疫を致さん。益せんと欲して更に損し、利せんと欲して反つて害せん。且つ其の民は猶ほ禽獸のごとく、之を得るも事を濟すに足らず、之れ無きも衆を虧くに足らじ』と。吳主聽かず。

尙書琅邪の諸葛誕・中書郎南陽の鄧駿等、相與に結びて黨友と爲り、更に相題表し、散騎常侍夏侯玄等四人を以て四聰と爲し、誕の輩八人を八達と爲す。玄は尙の子なり。中書監劉放の子熙・中書令孫資

【六九】高太。高帝は漢の大長秋曹騰、太帝は漢の太尉曹嵩。
 【七〇】沔陽・成固。二縣は皆漢中郡に屬す。沔陽の故城は今の陝西省漢中道沔縣に在り。成固は今の同省同道城固縣なり。
 【七一】夷洲・亶洲。會稽の海外に在りといふ。後漢書東夷傳によれば、秦の始皇帝の命を受けて、童男・童女數千を率ゐて、東海上の神仙の郷に不老不死の藥を求めに赴きし徐福の止まりしと傳ふる地。後世その子孫繁殖してここに住せりなりと。

の子密・吏部尚書衛臻の子烈の三人は、咸、比に及ばざれども、其の父が勢位に居るを以て、之を容れて、三豫と爲す。行司徒事董昭・上疏して曰はく、『凡そ天下を有つ者は、敦樸忠信の士を貴尚し、深く虚偽不眞の人を疾まざる者莫し。其の教を毀り治を亂し、俗を敗り化を傷ふを以てなり。近ごろ魏諷は、誅に建安の末に伏し、曹偉は、黄初の初に斬戮せられたり。伏して惟みるに、前後の聖詔、深く浮偽を疾み、以て邪黨を破散せんと欲し、常に用て切齒す。而るに執法の吏、皆、其の權勢を畏れ、能く糾擿するもの莫し。風俗を毀壞すること、侵く・滋く甚だしからんと欲す。竊に見るに、當今の年少は、復た學問を以て本と爲さず、専ら更に交游を以て業と爲し、國士は、孝悌清修を以て首と爲さず、乃ち勢に趨き利に遊ぶを以て先と爲し、黨を合はせ羣を連れ、互に相裏歎し、毀譽を以て罰戮と爲し、黨譽を用て爵賞と爲し、己に附く者をば、則ち之を歎すること、言に盈ち、附かざる者には、則ち瑕釁を爲作し、乃ち(10)「今世、何を度られざるを憂へんや。但だ、人を求むる道勤めず、之を羅すること博からざる(ヲ愛フ)のみ。人、何ぞ其の己を知らざるを憂へんや、但だ當に(二)之に吞ますに藥を以てして柔調すべきのみ」と相謂ふに

- 【一】比。等比なり。
- 【二】三豫。豫は預る也。三人を容れて、題品の中に豫るを得せしめし也。
- 【三】資望軽くして、未だ公と爲す可からざる者を行事と爲す。
- 【四】魏諷。六十八卷建安二十四年に見ゆ。
- 【五】曹偉。六十九卷黄初二年に見ゆ。
- 【六】歎。感歎して其の美を稱する也。
- 【七】言に盈つ。言辭に溢る。
- 【八】瑕釁。玉の病を瑕と曰ひ、器の隙を釁と曰ふ。
- 【九】今世云云。廣く黨友を布くときは、互に羽翼と爲り、身安くして患無く、以て世を渡る可きを言ふ也。
- 【一〇】之に云云。毀譽を加ふるときは、彼、誠に譽を好みて毀を惡むが故に、其の心、我に柔服調順して忤ふ無きこと、これに吞ますに藥を以てするが如きなりとの意。

至る。又聞く、或は、奴客をして、名づけて在職(人)の家人と作し、之を冒して出入し、禁奥に往來し、書疏を交通し、探問する所有らしむる有り。凡そ此の諸事は、皆、法の取らざる所、刑の赦さざる所にして、諷・偉の罪と雖も、以て加ふる無きなり」と。帝、其の言を善しとす。二月壬午、詔して曰はく、『世の質文は、教に隨つて變ず。兵亂より以來、經學廢絶し、後生の進趣、典謨に由らず。豈に訓導未だ洽からず、將に進用せんとする者、徳を以て顯はれざるか。(二)其れ郎吏の、學、一經に通じ、才、牧民に任へ、博士課試して、其の高第に擢づる者をば、亟かに用ひよ。其の浮華にして、道本を務めざる者をば、之を罷め退けよ』と。是に於て誕・颺等の官を免す。

- 【一】世の質文云云。殷は質を尙び、周は文を尙ぶ、各一教に隨つて變ぜしなり。
- 【二】典謨。二典三謨。
- 【三】郎吏。尙書郎を謂ふ。
- 【四】武宣皇后。太後の諡。
- 【五】武威。恐らくは當に武都に作るべからん。然らずんば建威ならん。

夏四月、定陵の成侯鍾繇卒す。六月戊子、太皇太后卞氏殂す。秋七月、武宣皇后を葬る。大司馬曹眞、漢人數に入りて寇するを以て、斜谷より之を伐たんと請ひ、『諸將、數道より並び進まば、以て大に克つ可し』といふ。帝、之に従ひ、大將軍司馬懿に詔して、漢水に泝り、西城より入り、眞と漢中に會せしめ、諸將は或は子午谷より、或は武威より入らしめんとす。司空陳羣諫

めて曰はく、〔二七〕太祖、昔、陽平に到り、張魯を攻むるや、多く豆麥を收め、以て軍糧を益ししが、魯未だ下らずして、食猶ほ乏しかりき。今、既に因る所無く、且つ斜谷は阻險にして、以て進退し難し。轉運必す。〔二八〕鈔截せられん。多く兵を留めて要を守らば、則ち戰士を損せん。熟慮せざる可からざるなり」と。帝、羣の議に従ふ。眞復た表す、〔二九〕「子午道よりせん」と。羣、又、其の不便を陳べ、并せて軍事用度の計を言ふ。詔して羣の議を以て眞に下す。〔三〇〕眞、之に據りて、遂に行く。

八月辛巳、帝行きて東に巡り、乙未、許昌に如く。

漢の丞相亮、魏の兵至るを聞き、成固〔三〇〕

赤坂に次りて以て之を待ち、李嚴を召し、二萬人を將ゐて漢中に赴かしめ、〔三一〕嚴の子豊を表して江州の都督と爲し、軍を督し、嚴の後事を典らしむ。會、天大に雨ふること三十餘日、棧道斷絶す。太尉華歆・上疏して曰はく、「陛下、聖徳を以て、成・康の隆に當る。願はくは先づ心を治道に留め、征伐を以て後事と爲さんことを。國を爲むる者は、民を以て基と爲す。民は衣食を以て本と爲す。中國をして飢寒の患無く、百姓をして上を離るる

〔二七〕 太祖云云。六十七卷漢の獻帝建安二十年に見ゆ。
〔二八〕 鈔截。鈔略截斷。
〔二九〕 眞云云。詔して羣の議を以て眞に下ししは、將にこれと與に可否を商度せんとせしなり。而るに眞、師を出すに熱心にして、遂に詔を以て據と爲して行きしなり。
〔三〇〕 赤坂。地名、今の陝西省漢中道洋縣の龍亭山の東に在

り。坂の色正赤なり、故に名づく。魏の兵の、漢水を浜り、及び子午道より入る者、皆、成固に會す、故に此に於てこれを待つなり。
〔三一〕 李嚴は、もと江州を都督し、今、漢中に赴く、故に其の子をして軍を督し以て後事を典らしむ。
〔三二〕 成康。周の成王、康王。

の心無からしめば、則ち〔三三〕二賊の釁、坐ながらにして待つ可きなり」と。帝・報じて曰はく、「賊、山川に憑恃し、〔三四〕二祖、前世に勞すれども、猶ほ克平せず。朕、豈に敢て自ら多とし、必ず之を滅ぼさんと謂はんや。諸將以爲はく、「一たび採取せずんば、自ら敵るるに由無からん」と。是を以て兵を觀し、以て其の釁を闕ふ。若し天時未だ至らざるときは、〔三五〕周武、師を還せるは、乃ち前事の鑿なり。朕敬んで戒むる所を忘れず」と。少府楊阜・上疏して曰はく、「昔、武王、白魚、舟に入り、君臣、色を變せり。動きて吉瑞を得たるすら、猶ほ尙ほ憂懼せり。況んや災異有りて、而も戰竦せざる者あらんや。今、吳・蜀未だ平がすして、天屢、變を降せり。諸軍始めて進み、便ち天雨の變有り、山險に稽闕せられ、已に日を積む。轉運の勞、擔負の苦、費す所、已だ多し。若し繼がざる有らば、必ず本圖に違はん。〔三六〕傳に曰はく、「可を見て進み、難を知りて退くは、軍の善政なり」と。徒らに六軍をして山谷の間に困らしみ、進みては略する所無く、退くこと又得ざらしむるは、〔三七〕王兵の道に非ざるなり」と。散騎常侍王肅・上疏して曰はく、「前志に之れ有り、〔三八〕千里に糧を饋れば、士、飢色有

〔三三〕 二賊。吳と蜀をいふ。
〔三四〕 二祖。武帝及び文帝をいふ。
〔三五〕 周武云云。周の武王、文王の木主を奉じ、東して兵を孟津に觀す。武王、河を渡る時、中流にして、白魚躍りて王の舟に入る。是の時、諸侯、期せずして會する者八百、皆曰はく、紂をば伐つ可しと。武王曰はく、汝、未だ天命を知らず、未だ可ならざるなりと。乃ち師を還せり。
〔三六〕 稽闕。稽留障礙。留められ妨げらるること。
〔三七〕 本圖。最初の計畫。
〔三八〕 傳云云。左傳の隨武子の言。
〔三九〕 王兵。王者の兵。
〔四〇〕 千里云云。李左車が陳餘に説くの言。

魏烈祖明皇帝太和四年

り。樵蘇して後爨げば、師、宿飽せず」と。此れ【三】平塗の軍を行る者を謂ふなり。又況んや深く阻
 險に入り、路を鑿ちて進むに於てをや。則ち其の勞たる、必ず【三】相百せん。今又之に加ふるに霖雨を
 以てし、山坂峻滑にして、衆迫りて展びず、糧遠くして、糲難し。實に軍を行る者の【三】大忌なり。
 聞く曹真、發して已に月を踰え、而して行くこと裁に【三】谷に半し、道を治むる【三】功夫、戰士悉く作
 すと。是れ賊、偏に、逸を以て勞を待つを得、乃ち兵家の憚る所なり。之
 を前代に言へば、則ち武王、紂を伐ち、關を出でて而も復た還る。之を近
 事に論ずれば、則ち【三】武文、權を征し、江に臨みて而も濟らず。豈に謂
 はゆる「天に順ひ時を知り、權變に通ずる」者に非ずや。兆民、上聖にし
 て、水雨艱劇の故を以て、休めて之を息はすを知らんには、後日、釁有り、
 乘じて之を用ひば、則ち謂はゆる【三】「悦びを以て難を犯し、民、其の死を
 忘るる」者ならん」と。肅は【三】朗の子なり。九月、曹真等に詔して師を
 班さしむ。

冬十月乙卯、帝、洛陽に還る。時に左僕射徐宣、留事を總統せり。帝還
 るや、主者、文書を奏呈す。帝曰はく、「吾が【三】省するは、僕射が省する
 と何ぞ異ならん」と。竟に、視ず。

- 【三】平塗。平坦なる道。
- 【三】百。百倍なり。
- 【三】大忌。大に忌む所。
- 【三】谷に半す。子午谷の路の半に達するをいふ。
- 【三】功夫。かんがへをめぐらす工夫。
- 【三】武文。魏の武帝、文帝。
- 【三】悦云云。易の兌卦の象の辭。
- 【三】王朗は黃初の初に公たりしなり。
- 【三】省。省覽する也。
- 【四〇】帝、舊陵の卑下なるを以て朝陽陵に改葬す、亦、鄴に在り。

十二月、文昭皇后を 朝陽陵に改葬す。

吳主・揚聲す、「合肥に至らんと欲す」と。征東將軍滿寵、表して兗・豫
 の諸軍を召す。皆、集まる。吳尋いで退き還る。詔して其の兵を罷めし
 む。寵以爲へらく、「今、賊・大舉して而も還るは、本意に非ざるなり。此れ
 必ず、僞り退きて以て吾が兵を罷めしめ、而して倒つて還りて虚に乗じ不
 備を掩はんと欲するならん」と。表して、兵を罷めず。後十餘日、吳果し
 て更に合肥城に到る。克たずして還る。

漢の丞相亮、蔣琬を以て長史と爲す。亮數、外に出で、琬常に食を足
 し兵を足し、以て相供給す。亮毎に言はく、「公琰は志を託すること
 忠雅なり。當に吾と共に王業を贊くべき者なり」と。

青州の人隱蕃、逃奔して吳に入り、吳王に上書して曰はく、「臣聞く、【三】紂、無道を爲し、微子先づ
 出づ。高祖寛明にして、【三】陳平先づ入ると。臣、年二十二、封域を委棄し、命を有道に歸す。頼に天
 の靈を蒙り、自ら【三】全致するを得たり。臣至りて止まること日有り、而るに【三】主者、之を降人に同
 じくし、未だ精別せられず、臣の微言妙旨をして上達するを得ざらしむ。於邑して三歎す。曷ぞ惟れ
 其れ已まん。謹んで闕に詣りて拜章す。乞ふ引見を蒙らんことを」と。吳王即ち召し入る。蕃進みて

- 【四一】上表して、敵情を言ひ、兵を罷めざらんことを請ふなり。
- 【四二】公琰。蔣琬の字。
- 【四三】紂云云。殷紂、無道にして、微子、祭器を抱きて周に奔る。
- 【四四】陳平。九卷漢の高帝二年に見ゆ。
- 【四五】全致。身を全くして吳に致す也。
- 【四六】主者。客を主る官をいふなり。

謝し、答問す。時務を陳ぶるに及びて、甚だ〔四七〕辭觀有り。侍中〔四八〕右領軍胡綜・侍坐す。吳主問ふ、
 「何如」と。綜曰はく、「蕃が上書して大語するは、東方朔に似たる有り。
 巧捷にして詭辯なるは、禰衡に似たる有り。而れども才は皆及ばず」と。
 吳主又問ふ、「何の官にか堪ふ可き」と。綜對へて曰はく、「未だ以て民を
 治めしむ可からず。且く〔四九〕都輦の小職に試みよ」と。吳主、蕃が盛に刑
 獄を語るを以て、用て〔五〇〕廷尉監と爲す。左將軍朱據・廷尉郝普、數「蕃、
 王佐の才有り」と稱す。普尤も之と親善なり。常に其の屈せるを怨歎す。
 是に於て、蕃の門、車馬雲のごとく集まり、賓客、堂に盈つ。衛將軍全綜
 等より、皆、心を傾けて接待す。惟だ羊箇及び〔五一〕宣詔郎豫章の楊迪のみ、
 拒絕して・輿に通せず。潘濬の子翥も亦蕃と〔五二〕周旋し、之に饋餉す。濬聞き
 て大に怒り、疏をもて翥を責めて曰はく、「吾、國の厚恩を受け、〔五三〕報する
 に命を以てせんと志す。爾が輩、都に在り、當に恭順を念ひ・賢を親し
 み善を慕ふべし。何が故ぞ降虜と交はり・糧を以て之に餉る。遠きに在りて
 此を聞き、心震ひ面熱し、惆悵すること累旬。疏到らば、〔五四〕急に往使に
 就き、杖を受くること一百、促かに餉る所を責めよ」と。當時、人咸之を怪しむ。之を頃くして、〔五五〕蕃、

亂を吳に作さんと謀る。事覺はれて亡げ走り、
 捕へ得られて誅に伏す。吳主、郝普を切責す。
 普・惶懼して自殺す。朱據・禁止せらる。時を
 歴て乃ち解く。
 武陵の〔五七〕蠻夷、吳に叛く。吳主、南土
 清定せるを以て、交州の刺史〔五八〕呂岱を召し、還
 りて長沙の漚口に屯せしむ。

【五六】 禁止。未だこれを獄に下
 さずと雖も、人をしてこれを
 守らしめ、それを禁じて、出
 入するを得ざらしめ、止めて、
 親黨と交通するを得ざらしむ
 る也。
 【五七】 五溪の蠻。湖南省沅江の
 流域に據れる蠻族。五溪とは
 雄溪・橫溪・西溪・漁溪・辰溪な
 る也。

【五八】 呂岱が交州を討つこと、
 前卷文帝黃初七年に見ゆ。
 り。舊時の湖南の辰沅永靖四
 府州、及び永綏・鳳凰・乾州・
 昆州の四廳、貴州 舊思州・
 思南・鎮遠・銅仁・黎平の五府、
 及び松桃廳は、皆、古の五溪
 の地なり。

【四七】 辭觀。言辭の敏にして儀
 觀(風采)の美なるをいふ。
 【四八】 吳、中領軍及び左右領軍
 を置く。
 【四九】 都輦。國都は輦轂の下に
 在り、故に曰ふ。
 【五〇】 漢より以來、廷尉に、正
 あり、監あり、平あり。
 【五一】 宣詔郎。詔を宣傳するを
 掌る郎。吳の置ける官。
 【五二】 周旋。相追逐する也。往
 復するをいふ。
 【五三】 報云云。志、命を致して
 以て國恩に報するに在り。
 【五四】 急云云。濬、其の子の罪
 を國中に布き以て後禍を絶た
 んと欲する也。
 【五五】 蕃云云。蕃は、もと、魏
 主、これをして詐り叛きて吳
 に往かしめしなり。

卷の第七十二

魏紀四

烈祖明皇帝中の上

太和五年、春二月、吳主、太常潘濬に節を假し、呂岱と與に、軍五萬人を督し、五溪の蠻を討たしむ。濬の姨兄蔣琬、諸葛亮の長史たり。武陵の太守衛旆、「濬、密使を遣はし、琬と相聞し、自ら託するの計有らんと欲す」と奏す。吳主曰はく、「承明は此を爲さざるなり」と。即ち旆の表を封じて以て濬に示し、而して旆を召し還して官を免す。衛溫・諸葛直、軍行、歳を経、士卒疾疫し、死する者什に八九、亶洲は絶遠にして、卒に至るを得可からず、夷洲の數千人を得て還る。溫直、功無きに坐して誅せらる。

漢の丞相亮、李嚴に命じ、中都護を以て、府事を署せしむ。嚴、名を

魏烈祖明皇帝太和五年

- 【一】 太和五年。西紀二三一年なり。
- 【二】 姨兄。母の姉妹を姨と曰ひ、妻の姉妹も亦姨と曰ふ。此れは蓋し妻の兄弟なり。
- 【三】 承明。潘濬の字。
- 【四】 衛溫・諸葛直の亶洲・夷洲征伐のこと、前卷前年に見ゆ。
- 【五】 蜀、左右中の三都護を置く。
- 【六】 府事。漢中の留府の事をいふ。

平と更む。亮、諸軍を帥ゐて入寇し、祁山を圍み、木牛を以て運ぶ。是に於て、大司馬曹眞、疾有り。帝、司馬懿に命じ、西して長安に屯し、將軍張郃・費曜・戴陵・郭淮等を督し、以て之を禦がしむ。

三月、祁陵の元侯曹眞卒す。十月より雨ふらず、是の月に至る。

司馬懿、費曜・戴陵をして精兵四千を留めて、上邽を守らしめ、餘衆悉く出で、西して祁山を救ふ。張郃、兵を分ちて、雍・郿に駐めんと欲す。

懿曰はく、「料るに前軍能く獨り之に當らば、將軍の言・是なり。若し當る能はずして、而も分ちて前後と爲さば、此れ楚の三軍、黥布の禽と爲れる所以なり」と。遂に進む。亮、兵を分ち、留まりて祁山を攻めしめ、自ら懿を上邽に逆ふ。郭淮・費曜等、亮を徵ふ。亮、之を破り、因つて大に其の麥を芟刈し、懿と上邽の東に遇ふ。懿、軍を斂めて險に依る。兵、交はるを得ず。亮引きて還る。懿等、亮の後に尋ぎて、鹵城に至る。張郃曰はく、「彼、遠く來りて我を逆へ、戰を請へども得ず。謂ふに我が利は戰はざるに在り、長計を以て之を制せんと欲するなり。且つ祁山は、大軍已に近きに在るを知り、人情自ら固し。止まりて此に屯し、分ちて奇兵を爲り、其の後に以て

- 【七】木牛。兵糧を運送する車の名。
- 【八】上邽。縣の名、漢陽郡に屬す。故城は今の甘肅省渭川道天水縣の西南に在り。
- 【九】雍・郿。二縣、皆扶風郡に屬す。雍は今の鳳翔縣、郿は郿縣。(陝西省關中道に屬す。)
- 【一〇】楚云云。十二卷漢の高帝十一年に見ゆ。懿の此の言を觀るに、蓋し自ら其の才の以て亮に敵するに足らざるを知る所以なり。
- 【一一】尋。隨つて其の後を追蹶する也。
- 【一二】鹵城。地名、今の甘肅省渭川道天水縣と伏羌縣との間に在り。

んことを示す可し。宜しく進前して而も敢て偪らす。坐ながら民望を失ふべからざるなり。今、亮は孤軍にして食少し。亦行去らん」と。懿從はず、故らに亮に尋ぐ。既に至るや、又、山に登り營を掘り、肯て戰はず。賈栩・魏平、數戰はんと請ふ。因つて曰はく、「公は蜀を畏ること虎の如し。天下の笑を奈何せん」と。懿、之を病む。諸將、咸戰はんと請ふ。夏五月辛巳、懿乃ち張郃をして、無當の監何平を、南圍に攻めしめ、自ら中道に案りて亮に向ふ。亮、魏延・高翔・吳班をして逆へ戰はしむ。魏の兵大に敗る。漢人、甲首三千を獲たり。懿還りて營に保す。六月、亮、糧盡くるを以て軍を退く。司馬懿、張郃を遣はして之を追はしむ。郃進みて、木門に至り、亮と戰ふ。蜀人、高きに乗り伏を布き、弓弩亂發す。飛矢、郃の右鄰に中りて、卒す。

秋七月乙酉、皇子殷生る。大赦す。黃初以來、諸侯王、法禁嚴切にして、親姻に至るまで、皆、敢て相通問せず。東阿王植・上疏して曰はく、「堯の教を爲すや、親しきを先にし、て疏きを後にし、近きより遠きに及ぼす。周の文王は、寡妻に刑し、兄弟に至り、以て家邦を御む。

- 【一三】無當。蓋し蜀軍の部隊の號、其の軍精銳にして、敵人敢て當る無きを言ふなり。
- 【一四】南圍。祁山の南を圍みて屯せる蜀兵。
- 【一五】案。據る也。
- 【一六】木門。今の甘肅省渭川道天水縣に在り。
- 【一七】右鄰。右隣なり。
- 【一八】堯云云。堯は九族を親しみ、九族既に睦ましくして、百姓を平章にし、百姓昭明にして、萬邦を協和す。
- 【一九】寡妻云云。詩の大雅思齊の辭。寡妻は嫡妻なり。刑は法なり。文王は禮法を以て其の妻を接待し、宗族に至り、此を以て又能く政治を家邦に爲せるをいふ。

伏して惟みるに、陛下、(三〇)帝唐の欽明の徳を資とし、文王の翼翼の仁を體し、惠、椒房に洽く、恩、九族に昭かに、(三一)羣后百寮、番に休み遞に上り、執政、公朝を廢せず、下情、私室に展ぶるを得、親姻の路通じ、慶弔の情展ぶ。誠に、己を恕して人を治め、惠を推して恩を施す者と謂ふ可し。臣に至りては、人道、緒を絶ち、明時に禁錮せらる。臣竊に自ら傷むなり。敢て乃ち氣類に交はり、人事を修め、人倫を敍づるを望まざらんや。近ごろ且つ婚媾、通せず、兄弟乖絶し、吉凶の間塞がり、慶弔の禮廢れ、恩紀の違ふこと、路人よりも甚だしく、隔閡の異なること、胡越よりも殊なり。今、臣、一切の制を以て、永く朝觀の望無し。(然レ)心を、皇極に注ぎ、情を紫闈に結ぶに至りては、神明、之を知る。然れども、天實に之を爲す、之を謂何せんや。退きて惟みるに、諸王、常に戚戚として具に爾づくの心有り。願はくは陛下、沛然として詔を垂れ、諸國の慶問をして、(三二)四節に展ぶるを得、以て骨肉の歡恩を敍で、(三三)怡怡の篤義を全くし、妃妾の家、膏沐の遺、歳ごとに再び通するを得、義を貴

【二〇】帝唐。堯帝をいふ。
 【三一】羣后云云。百寮の宿衛、次を以て休息し、更るがはる上直す。
 【三二】一切。可否を問はず、一切これを整齊するなり。
 【三三】皇極。天子の位をいふ。
 【三四】紫闈。王宮をいふ。
 【三五】天云云。詩經の邶風北門の篇の語。
 【三六】戚戚云云。詩經に曰はく、戚戚たる兄弟、遠ざかる

こと莫く具に爾づくこと。爾は邇なり。爾づくとは親近する意なり。
 【三七】四節。四時の節。
 【三八】怡怡。兄弟和樂の貌。論語に、孔子曰はく、兄弟は怡怡たりと。
 【三九】膏沐。膏は脂なり、沐は甘漿の屬。
 【四〇】貴宗。貴戚及び公卿の家なり。

宗に齊しくし、惠を(三二)百司に等しくせしめよ。此の如くならば、則ち古人の歎する所、(三三)風雅の詠する所、復た聖世に存せん。臣伏して自ら、(三四)惟省するに、(三五)錐刀の用無し。陛下の(三六)拔授する所を觀るに及びて、若し臣を以て異姓と爲さば、竊に自ら料度するに、(三七)朝士に後れじ。若し(三八)遠游を辭して武弁を戴き、朱組を解きて青絨を佩び、(三九)駙馬・奉車として、趣かに(四〇)一號を得、宅を京室に安んじ、鞭を執り筆を(四一)珥み、出でては(四二)華蓋に従ひ、入りては輦轂に侍り、聖問に承答し、左右に拾遺するを得ば、乃ち臣が丹誠の至願、夢想にも離れざる者なり。遠くは(四三)鹿鳴の君臣の義を慕ひ、中ごろは(四四)常棣の他に匪ざるの誠を詠じ、下は(四五)伐木の女生の義を思ひ、終は(四六)蓼莪の極り罔きの哀を懷く。四節の會毎に、(四七)塊然として獨り處り、左右は惟だ僕隸のみ、對する所は惟だ妻子のみ、高談も與に陳ぶる所無く、精義も與に展ぶる所無く、未だ嘗

【三二】百司。百官をいふ。
 【三三】風雅。詩經の國風・大雅・小雅。
 【三四】惟省。おもひ、かへりみる。
 【三五】錐刀の用。些少なる用。
 【三六】拔授。賢を簡びて事を授くるをいふ。
 【三七】遠游云云。諸王は遠游冠を冠り、朱絨を佩ぶ。三都尉。諸侍中・常侍は、皆、武弁を戴き、青絨を佩ぶ。諸王たるの地位を去りて臣列となるをいふ。
 【三八】駙馬奉車。駙馬都尉、奉車都尉。
 【三九】一號。功績を立てて一勳

號を取る也。
 【四〇】珥。挿む也。
 【四一】華蓋。乘輿の車上に施す飾。
 【四二】鹿鳴。詩經の鹿鳴の篇は、羣臣嘉賓を宴する也。
 【四三】常棣。詩經の常棣の篇は兄弟を宴する也。其の詩に曰はく、凡そ今の人ば、兄弟に如くば莫しと。謂はゆる他に匪ざるなり。又蓼莪の詩に曰はく、豈に伊れ異人ならんや、兄弟は他に匪すと。
 【四四】伐木。詩經の伐木の篇は朋友故舊を燕する也。其の詩に曰はく、彼の鳥を相るに、猶ほ友を求むる聲あり、矧ん

て樂を聞きて心を拊ち・觴に臨みて歎息せずんばあらざるなり。臣伏して以ふに、犬馬の誠は、人を動かす能はず、人の誠は天を動かす能はざるに譬ふ。城を崩し霜を隕すこと、臣初め之を信じき。臣の心を以て況ふるに、徒らに虚語なるのみ。葵藿の太陽に傾くが若き爲めに光を回らさずと雖も、然れども之に向ふ者は誠なり。竊に自ら葵藿に比す。天地の施を降し、三光の明を垂るる若きは、實に陛下に在り。臣聞く、文子曰はく、「福の始と爲らざれば禍の先と爲らざれ」と。今の否隔は、友于同じく憂ふ。而るに臣獨り倡言するは、實に、聖世に於て施を蒙らざるの物有るを願はず、陛下の光被時雍の美を崇くし、緝熙章明の徳を宣べんことを欲すればなり」と。詔報して曰はく、「蓋し教化の由る所は、各隆敵有り。皆始に善くして終に惡しきに非ざるなり。事、之をして然ら

や伊れ人にして、友生を求めざらんやと。
【四】 蓼莪。詩經の篇の名、其の詩に曰はく、哀哀たる父母、我を生みて劬勞す。これが徳に報いんと欲すれども、昊天極り罔しと。
【四】 塊然。孤獨の貌。
【四】 城を崩す。列女傳に曰はく、齊の大夫杞梁、莒城に戦死す。其の妻、城に向つて哭す。城、これが爲めに崩ると。霜を隕す。淮南子に曰はく、鄒衍、忠を燕の惠王に盡す。燕の惠王、讒を信じてこれを繋ぐ。鄒子、天を仰ぎて哭す。正夏なるに、天、これが爲めに霜を降らすと。誠の天に通ず

るをいふなり。
【四七】 葵藿。草の名、ヒマハリ草の類也、葉を日に傾く。
【四八】 文子。老子の弟子。
【四九】 否隔。塞がり隔たりて通ぜざる也。
【五〇】 友于。兄弟をいふ。
【五一】 光被時雍。帝堯の九族を睦ましくするの效を言ふ。堯典に曰はく、允に恭しく克く讓り、四表に光被し、萬邦を協和し、黎民於變り時雍らぐと。
【五二】 緝熙。詩の周頌に曰はく、維れ清くして緝熙なるは、文王之典と。緝熙は光明なる貌なり。

しむ。今、諸國の兄弟をして、情禮簡怠し、妃妾の家をして、膏沐疏略ならしむるも、本、諸國の通問を禁錮するの詔無きなり。枉れるを矯めて正しきに過ぎ、下吏、讒を懼れ、以て此に至れるなるのみ。已に有司に勅すること、王の訴ふる所の如くせり」と。植復た土疏して曰はく、「昔、漢文、代を發せんとし、朝に變有らんことを疑ふや、宋昌曰はく、「内に朱虚・東牟の親有り、外に齊・楚・淮南・琅邪有り。此れ則ち磐石の宗なり。願はくは王、疑ふ勿かれ」と。臣伏して惟みるに、陛下、遠くは姫文の二號の援を覽、中は周成の召畢の輔を慮り、下は宋昌の磐石の固きを存せよ。臣聞く、羊質にして虎皮なるは、草を見れば則ち悦び、豺を見れば則ち戦く。其の皮の虎なるを忘るればなりと。今、將を置くこと良からず、此に似たる有り。故に語に曰はく、「之を爲す者は知らず・之を知る者は爲すを得ざるを患ふるなり」と。昔、管・蔡、放誅せられ、周・召、弼と作り、叔魚、刑に陥り、叔向、國を贊く。三監の釁には、臣自ら之に當らん。二南の輔は、求めば必ず遠からじ。華宗貴族、藩王の中に、必ず・斯の舉に應ずる者有らん。夫れ能く天下をして耳を

【三】 簡怠。簡疎怠慢。
【四】 漢文云云。十三卷漢の高后八年に見ゆ。
【五】 姫文。周の文王。周は姫姓、故に姫文といふ。魏仲・魏叔は文王の母弟なり。文王、二號に吞り、以て王業を成す。
【六】 周成。周の成王。召公、畢公は周の同姓なり。二公、成王を輔け、以て太平の功を成す。
【七】 羊質云云。揚子の言。
【八】 管蔡云云。成王幼にして、管叔・蔡叔の二人、武庚を以て畔く。成王、管叔を誅し、蔡叔を放ち、周公を以て師と爲し、召公を保と爲す。
【九】 叔魚云云。左傳に見ゆ。晉の邢侯、雍子と田を争ひ、久しくして成ぐ無し。韓宣子、叔魚をして舊獄を斷ぜしむ。罪、雍子に在り。雍子、其の

傾け目を注がしむる者は、權に當る者は是れなり。故に謀は能く主を移し、威は能く下を懾れしむ。豪右、政を執り、親戚に在らず。權の在る所は、疏しと雖も必ず重く、執の去る所は、親しと雖も必ず輕し。蓋し齊をとりし者は、田族にして、呂宗に非ざるなり。晉を分ちし者は、趙・魏にして、姬姓に非ざるなり。惟だ陛下、之を察せよ。苟くも吉なるときは其の位を専らにし、凶なるときは其の患を離るる者は、異姓の臣なり。國の安きを欲し、家の貴きを祈り、存するときは其の榮を共にし、歿するときは其の禍を同じくする者は、公族の臣なり。今、臣は、陛下と、氷を踐み炭を履み、山に登り澗に浮び、寒温燥濕、高下之を共にす。豈に陛下を離るるを得んや。憤懣に勝へず、拜表して情を陳ぶ。若し合はざる有らば、乞ふ且く之を書府に藏し、便ち滅棄せざれ。臣が死するの後、事或は思ふ可からん。若し毫釐も、少しく聖意に挂る者有らば、乞ふ之を朝堂に出し、夫の博古の士をして、臣の表の義に合はざる者を糾さしめよ。是の如くならば、則ち臣が願足りなん』と。帝但だ優文を以て答報するのみ。八月、

女を叔魚に納る。叔魚、罪を邢侯に蔽む。邢侯怒り、叔魚及び雍子を朝に殺す。宣子、其の罪を叔向に問ふ。叔向を以て其の親に私すと爲さずして、これに従つて平を決す。
【六〇】三監。周の武王、叔鮮を管に、叔處を蔡に、叔處を霍に封じて、殷の遺民を治めしめたり、これを三監といふ。
【六一】二南。周公、召公。
【六二】齊云云。太公は姓呂なり。其の後、田成子に取らる。齊を亡げしたるは呂族にあらす。
【六三】晉云云。唐叔は姬姓にして、其の後、趙籍・魏斯・韓虔に取らる。異姓に分割せられしなり。齊云云と共に、同姓の重んずべきをいふなり。
【六四】優文は優渥なる文章。植自ら試みられんことを求めたるに、但だ優詔を以てこれに

詔して曰はく、『先帝、令に著はし、諸王をして京師に在らしむるを欲せざるは、幼主、位に在り、母后、政を攝するときは、微の漸を以てして、諸の盛衰に關するを防がんと謂へるなり。朕惟ふに諸王を見ざること、十有二載、悠悠の懷、能く思を興さざらんや。其れ諸王及び宗室の公侯をして、各適子一人を將ゐて、明年正月に朝せしめよ。後、少主にして母后の宮に在る者有らば、自ら先帝の令の如くせよ』と。
漢の丞相亮が祁山を攻むるや、李平、後に留まり、督運の事を主る。會天霖雨す。平、運糧の繼がざらんことを恐れ、參軍狐忠・督軍成藩を遣はし、指を諭して亮を呼びて來り還らしむ。亮承けて以て軍を退く。平、軍退くと聞き、乃ち更に陽り驚き、『軍糧饒足なり、何を以てか便ち歸る』と説き、又、督運岑述を殺して以て己が辦せざるの責を解かんと欲し、又、漢主に表し、『軍偽り退き、以て賊を誘はんと欲す』と説く。亮、具に其の前後の手筆の書疏を出す。本末違錯せり。平、辭窮し情竭き、罪負を首謝す。是に於て、亮、平の前後の過惡を表し、官を免じ、爵士を削り、梓潼郡に徙す。復た平の子豐を以て中郎將參軍事と爲し、教

答へしのみなるは、終にこれを疑へばなり。
【六五】微云云。最初には極めて微細なる事が漸次に増長して、終に國家の諸の盛衰にも關するに至らんことを豫め防がんと思ひしが故なり。
【六六】十有二載。文帝の黃初元年、植等をして國に就かしめしより、是に至るまで十二年なり。
【六七】李平は即ち李嚴なり。名を改めしこと前に見ゆ。
【六八】狐忠。即ち馬忠なり。少きとき外家に養はれ、姓は狐名は篤といひしが、後、姓を馬に復し、名を忠と改む。此には姓は先に從ひ、名は後に從ふなり。
【六九】指を諭す。諭すに後主の旨を以てし、運糧の繼がざるを言ふ也。
【七〇】首謝。白狀して謝する也。

を出して之を救めて曰はく、『吾、君父子と與に、力を勦せて以て漢室を獎け、都護を表し、漢中を典らしめ、君に東關を委ね、謂へらく、至心感動し、終始、保す可しと。何ぞ圖らんや中ごろ乖かんとは。若し都護、負を思ひ意を一にし、君と公琰と、心を推して事に従はば、否がるとも復た通す可く、逝くとも復た還る可きなり。詳かに斯の戒を思ひ、吾が心を用ふるを明かにせよ』と。

亮、又、蔣琬・董允に書を與へて曰はく、『孝起、前に吾が爲めに説けり、【七二】 東方は腹中に鱗甲有り。郷黨以爲へらく、近づく可からずと。』吾以爲へらく、鱗甲は但だ當に之を犯すべからざるのみと。圖らざりき復た蘇張の事有り、不意に出でんとは。孝起をして之を知らしむ可し』と。孝起とは衛尉南陽の陳震なり。

冬十月、吳主、中郎將孫布をして詐り降り、以て揚州の刺史王凌を誘はしめ、吳主、兵を阜陵に伏し、以て之を俟つ。布、人を遣はして凌に告げしめて云はく、『道遠し。自ら致す能はず。兵をもて迎へられんことを乞ふ』と。凌、布の書を騰し、兵馬をもて之を迎へんと請ふ。征東將軍滿寵以爲へらく、必ず詐ならんと。兵を與へずして、凌の爲めに報書を作りて曰はく、『君邪正を知識し、禍を避けて順に就き・暴を去りて道に歸せんと欲す。甚だ相嘉尙す。今、兵を遣はして相迎へんと欲す。然れども討るに兵少くば則ち相衛るに足らず、多くば則ち事必ず遠く聞えん。且く先づ密に計り、以て本志を成し、時に臨みて其の宜しきを節度せよ』と。會、寵、書を被りて入朝す。留府の長史を救む、『若し凌、往きて迎へんと欲すとも、兵を與ふる勿かれ』と。凌、後に於て兵を索むれども得ず、乃ち單り一督を遣はし、歩騎七百人を將ひ、往きて之を迎へしむ。布、夜、掩撃す。督將迸走し、死傷半に過ぐ。凌は允の兄の子なり。是より先、凌、表す、『寵、年過ぎて酒に耽る。【七三】 方任に居らしむ可からず』と。帝將に寵を召さんとす。給事中郭諫曰はく、『寵、汝南の太守。豫州の刺史と爲り、二十餘年、方岳に勳有り。淮南に鎮するに及びて、吳人、之を憚る。若し表する所の如くならずんば、將に闕はれんとす。朝に還らしめ、問ふに東方の事を以てし、以て之を察す可し』と。帝、之に従ふ。既に至る、體氣康彊なり。帝、慰勞して遣り還す。

【七二】 東關。江州をいふ。
 【七三】 負を思ふとは其の罪負を思ふなり。意を一にすとは專心一意、國の爲めに盡すなり。
 【七四】 蘇張の事。蘇秦・張儀が諸侯の間に反覆せしが如き事。
 【七五】 阜陵。縣の名、故城は今の安徽省淮泗道全椒縣の東十里に在り。
 【七六】 騰。傳送上申する也。

十一月、戊戌晦、日、之を食する有り。

十二月、戊午、博平の敬侯華歆・卒す。

丁卯、吳・大赦す。明年の元を改めて嘉禾と曰ふ。

【七七】 方任。方面の任。
 【七八】 漢の建安中、操、寵を以て汝南の太守と爲し、太和三年、豫州の刺史たり。是の年、揚州を都督す。
 【七九】 方岳。魏より以下、督州を以て方岳の任と爲す。其職猶ほ古の方伯岳牧のときを謂ふ也。
 【八〇】 定省。禮記の曲禮に曰はく、凡そ人の子たるの禮、冬は温にして夏は清(スズ)しくし、昏には定めて晨には省すと。

六年、春正月、吳主の少子建昌侯慮・卒す。太子登、武昌より、入りて

吳主を省す。因つて自ら陳ぶ、『久しく定省を離れ、子道、闕くる有り』と。又陳ぶ、『陸遜は忠勤なり。顧慮する所無し』と。乃ち建業に留まる。

二月、詔して、諸侯王を改め封じ、皆、郡を以て國と爲す。

帝の愛女淑・卒す。帝、之を痛むこと甚だしく、平原の懿公主と追諡し、

廟を洛陽に立て、南陵に葬り、甄后の從孫黃を取りて、之と合葬し、黃を

追封して列侯と爲し、之が爲めに後を置き爵を襲がしむ。帝、自ら臨みて

葬を送らんと欲し、又、許に幸せんと欲す。司空陳羣諫めて曰はく、『八

歳の下殤は、禮の備はらざる所なり。況んや未だ朞月ならざるに、而も

成人の禮を以て之を送り、加ふるに制服を爲し、朝を擧げて素衣し、朝

夕哭臨するは、古より以來、未だ此の比有らず。而るに乃ち復た自ら往

きて陵を視、親ら臨みて祖載せんとす。願はくは陛下、益無く損有るの

事を抑割せんことを。此れ萬國の至望なり。又聞く、車駕、許昌に幸せん

と欲し、二宮の上下皆悉く東に居らんとすと。朝を擧げて大小、驚き怪しまざるもの莫し。或は言

はく、『以て表を避けんと欲す』と。或は言はく、『以て殿舎を便移せんと欲す』と。或は何の故

なるを知らず。臣以爲ふに、吉凶は命有り、禍福は人に由る。移り走りて安を求むるは、則ち亦益無

【二】下殤。年十六より十九に

至るまでに死するを長殤と爲

し、十二より十五に至るまで

を中殤と爲し、八歳より十一

に至るまでを下殤と爲し、七

歳以下を無服の殤と爲し、生

れて未だ三月ならざるは殤と

爲さず。

【三】制服。服喪の制をいふな

り。

【四】此の比。かかる先例。

【五】祖載。葬に始めて柩を出

すこと。

【六】表を避く。五行の氣に王

有り衰あり、舎を徙して以て

これを避くるなり。

【七】便移。便處に移す也。

し。若し必ず當に移り避くべくんば、金墉城の西宮及び孟津の別宮を繕治し、皆、時を權りて分止す可し。何爲れぞ宮を擧げて野次に暴露せん。公私の煩費、計量す可からざらん。且つ吉士賢人は、猶ほ妄に其の家を徙さず、以て郷邑を寧んじ、恐懼の心無からしむ。況んや乃ち帝王は、萬國の主なり、行止動靜、豈に輕脱にす可けんや』と。少府楊阜曰はく、『文皇帝・武宣皇后崩するや、陛下、皆、葬を送らず。社稷を重んじ不虞に備ふる所以なり。何ぞ孩抱の赤子に至りて葬を送らんや』と。帝、皆、聽かず。三月癸酉、行きて東に巡る。

吳主、將軍周賀・校尉裴潛を遣はし、海に乗りて遼東に之き、公孫淵に従つて馬を求めしむ。初め虞翻、性疎直にして、數、酒失有り、又好みて人に抵忤し、多く謗毀せらる。吳主、嘗て張昭と論じて神仙に及ぶ。翻、昭を指して曰はく、『彼は皆死人にして、而も神仙を語る。世に豈に仙人有らんや』と。吳主、怒を積むこと一に非ず、遂に翻を交州に徙す。周賀等が遼東に之くに及びて、翻、之を聞き、以爲へらく、『五谿は宜しく討つべし。遼東は絶遠なり、聽して(彼)來屬せしむとも、尙ほ取るに足らじ。今、人と財とを去てて以て馬を求む。既に國利に非ず、又恐らくは獲る無からん』と。諫めんと欲すれども敢てせず。表を作りて以て呂岱に

【八】金墉城。洛陽城の西北角に在り。

【九】輕脱。輕率なり。

【一〇】抵忤。觸れさからふ。

【一一】去。棄つる也。

【一二】愛憎。讒佞の人。愛する有り、憎む有りて、公是非無

きが故に曰ふ。一説に曰はく、

愛憎は憎なり。憎を言つて並

に愛に及ぶ。古人の辭は寛緩

にして迫らざる故なり。失な

得失といひ、害を利害といひ、

急を緩急といひ異を同異とい

示す。岱、報せず。(翻) 愛憎の 白す所と爲り、復た蒼梧の 猛陵に 徙さる。

夏四月壬寅、帝、許昌に如く。

五月、皇子殷・卒す。

秋七月、衛尉董昭を以て司徒と爲す。

九月、帝、行きて 摩陂に如き、許昌宮を治め、景福承光殿を起す。

公孫淵、陰に貳心を懷き、數、吳と通ず。帝、汝南の太守田豫をして、

青州の諸軍を督して 海道よりし、幽州の刺史王雄をして、 陸道よりし、

之を討たしむ。散騎常侍蔣濟諫めて曰はく、「凡そ相呑むの國に非ず、侵

叛の臣にあらざれば、宜しく輕しく伐つべからず。之を伐ちて而も制す

る能はざれば、是れ驅りて・賊を爲さしむるなり。故に曰はく、「虎狼、路に當れば、狐狸を治めず。

先づ大害を除けば、小害自ら已む」と。今、海表の地は、累世、質を委ね、歲ごとに 計孝を選び、

職貢を乏しくせず。(而) 議者、之を先にす。正に一舉して便ち克たしめ、其の民を得とも、國を益

するに足らず、其の財を得とも、富と爲すに足らじ。儻し意の如くならずんば、是れ怨を結び信を失

ふと爲すなり」と。帝聽かず。豫等往き、皆、功無し。詔して軍を罷めしむ。豫以へらく、「吳の使

ふが如き、皆此の類なりと。

【三】 白。陳奏する也。

【四】 猛陵。縣の名、蒼梧郡に 屬す。廣西省蒼梧道蒼梧縣の 西北に在り。

【五】 摩陂。地名、今の河南省 河洛道陝縣の東南に在り。

【六】 海道。東萊より海に浮ぶ 也。

【七】 陸道。遼西より遼水を度 る也。

【八】 計孝。毎歲上計し及び孝 廉を舉ぐるをいふ。

周賀等、還るに垂なんとす。歲晚風急なれば、必ず漂浪を畏れ、東道には岸無ければ、當に 成山 に赴くべし。成山には船を藏するの處無し」と。遂に輒ち兵を以て成山に屯據す。賀等還り、成山に 至り、風に遇ふ。豫、兵を勸して賀等を撃ち、之を斬る。吳主、之を聞き、始めて虞翻の言を思ひ、 乃ち翻を交州より召す。會、翻已に卒す。其の喪を以て還る。

十一月庚寅、陳の 思王植・卒す。

十二月、帝、許昌宮に還る。

侍中劉曄、帝に親重せらる。帝將に蜀を伐たんとす。朝臣内外、皆曰は

く、「不可なり」と。曄、入りて帝と議すれば、則ち曰はく「伐つ可し」と。

出でて朝臣と言へば、則ち曰はく「不可なり」と。曄、膽智有り、(三) 之を

言ふに皆形有り。中領軍楊暨は、帝の親臣にして、又、曄を重んじ、「伐

つ可からず」との議を執ること最も堅し。内より出づる毎に、輒ち曄に過

る。曄、不可の意を講ず。後、暨、帝と、蜀を伐つの事を論ず。暨、切諫す。帝曰はく、「卿は書生な

り。焉んぞ兵事を知らん」と。暨、謝して曰はく、「臣が言は誠に采るに足らず。侍中劉曄は、先帝の

謀臣なり、常に「蜀をば伐つ可からず」と曰へり」と。帝曰はく、「曄、我と、「蜀をば伐つ可し」と

言へり」と。暨曰はく、「曄をば召して質す可きなり」と。詔して曄を召して至る。帝、曄に問ふ。

【一】 成山。今の山東省膠東道 萊城縣の東北海濱に在り。

【二】 思王。植の諡。

【三】 之を言ふ云云。曄が「蜀 を伐つ可し」と言ふにも、「伐 つ可からず」と言ふにも、皆、 勝負の形有り、尤もらしく思 はる也。

【四】 中領軍。中壘・五校・武 衛等の三營を主る。

終に言はず。後獨り見ゆ。曄、帝を責めて曰はく、「國を伐つは大謀なり。臣、大謀を與り聞くを得、常に恐る、(三) 昧夢に漏泄し、以て臣が罪を益さんことを。焉んぞ敢て人に向つて之を言はん。夫れ兵は詭道なり。軍事未だ發せざるときは、其の密なるを厭はず。陛下、顯然として之を露はす。臣恐る、敵國已に之を聞かんことを」と。是に於て帝、之に謝す。曄見えて出で、暨を責めて曰はく、「夫れ釣者、大魚に中れば、則ち縦して之に隨ひ、制す可きを須ちて而る後牽けば、則ち得ざる無きなり。人主の威は、豈に徒に大魚のみならんや。子は誠に直臣なり。然れども計は采るに足らず。精思せざる可からざるなり」と。暨も亦之に謝す。或るひと帝に謂つて曰はく、「曄は忠を盡さず、善く上の意の趨く所を伺うて之に合はす。陛下、試に曄と言ひ、皆、(上)意に反して之に問ひ、若し(曄ノ)皆、(上)問ふ所と反せば、是れ曄常に聖意と合ふなり。問ふ毎に(曄ノ)皆(上ノ問)同じくば、曄の(迎向)情、必ず逃るる所無からん」と。帝、言の如くにして以て之を驗し、果して其の情を得。此よりこれを疏んず。曄遂に狂を發し、出されて(四)大鴻臚と爲り、憂を以て死す。

(三) 傅子曰はく、「巧詐は拙誠に如かず」とは、信なり。曄の明智權計を以て、若し之に居るに徳義を以てし、之を行ふに忠信を以てせば、古の上賢も、何を以てか諸に加へん。(而)獨り才智のみに任

- 【三】 昧夢。夢中に歷はるるなり。
- 【四】 大鴻臚は外朝の官なり。侍中は天子の左右に侍するものなる故に、曄の轉任に、出すといへるなり。
- 【五】 傅子。晉の傅玄、書を著はし、傅子と號す。

じ、誠懇に(二)敦からず、内は君心を失ひ、外は俗に困しみ、卒に以て自ら危くす。豈に惜しからずや。曄嘗て「尙書令陳矯、權を専らにす」と譖す。矯懼れ、以て其の子篤に告ぐ。篤曰はく、「主上は明聖にして、大人は大臣なり。今若し合はずとも、公と作らざるに過ぎざらんのみ」と。後數日にして、帝の意果して解く。尙書郎樂安・廉昭、才能を以て(三)幸を得、好みて羣臣の細過を(二)扶擿し、以て媚を上(一)に求む。黃門侍郎杜恕・上疏して曰はく、「伏して見るに、廉昭、(二)左丞曹璠を奏するに、「罰當に(三)關すべきに、詔に依らずして、(三)判問に坐せしめたり」といふを以てし、又、諸の當に坐すべき者をば別に奏せん」と云へり。尙書令陳矯自ら「敢て罰を辭せず」と奏し、亦、敢て陳理せず、志意懇惻なり。臣竊に愍然として、朝廷の爲めに之を惜む。古の帝王の、以て能く世を輔け民に長たる所の者は、遠くは百姓の懽心を得、近くは羣臣の智力を盡さざるは莫し。今、陛下、萬機に憂勞し、或は燈火に親しみ、而も庶事康からず、刑禁日に弛む。其の由る所を原ぬるに、獨り臣のみ忠を盡さざるに非ず、亦、其の主も使ふ能はざればなり。(三)百里奚は、虞に愚にして、而も秦に智なり。(三)豫讓は、中行に苟くも容れら

- 【一】 敦は厚き也、崇尙する也。
- 【二】 幸。寵幸なり。
- 【三】 扶擿。くじり、あばく。
- 【四】 左丞。尙書左丞。
- 【五】 關。關白する也。
- 【六】 判問。其の事を剖析してこれを責問する也。
- 【七】 百里奚云云。韓信の言。十卷漢の高帝三年に見ゆ。
- 【八】 豫讓云云。豫讓、范氏中行氏に事へ、智伯、伐つてこれを滅ぼすや、移りて智伯に事ふ。後、趙襄子、智伯を滅ぼすや、豫讓、身に漆ぬり炭を呑み、必ず襄子に復讐せんとせり。人、豫讓に問ふ。豫讓曰はく、范中行は衆人として我を遇せり、我、故に衆人としてこれに報ぜり、智伯は國士として我を遇せり、我、故に國士としてこれに報するなりと。

れて、而も節を智伯に著せり。斯れ則ち古人の明驗なり。若し陛下、今世には良才無く、朝廷には賢佐乏しと以爲ふとも、豈に稷・契の遐蹤を追望し、坐ながら來世の俊又を待つ可けんや。今の謂はゆる賢者は、盡く大官を有ちて厚祿を享く。然れども上に奉ずるの節未だ立たず、公に向ふの心一ならずは、委任の責専らならずして、俗に忌諱多きが故なり。臣以爲へらく、忠臣は必ずしも親しからず、親臣は必ずしも忠ならず。今、疏なる者有り、人を毀れば、陛下、其の私に憎む所に報ずるか疑ひ、人を譽むれば、其の私に親しむ所を愛するかと疑ふ。【三〇】左右或は之に因り、以て憎愛の説を進め、遂に疏なる者をして敢て毀譽せざらしむ。以て政事損益にも亦皆【此】嫌有るを致す。陛下、當に朝臣の心を闡廣し、有道【士】の節を篤厲し、之をして自ら古人に同じく、名を竹帛に垂れしむる所以を思ふべし。反つて廉昭の如き者をして其の間を擾亂せしむ。臣懼る、大臣、將に遂に身を容れ位を保ち坐ながら得失を觀、來世の戒と爲らんとせんことを。昔、周公、魯侯を戒めて曰はく、「大臣をして以てざるを怨みしむる無かれ」と。賢ならざれば則ち大臣と爲す可からず。大臣と爲せば則ち用ひざる可からざるを言ふなり。書に舜の功を數へて、【三二】四凶を去るを稱し、「罪有れば、大小を問ふ無くして則ち去る」と言はざるなり。今者朝臣、自ら以て不能と爲さずして、陛下を以て任せずと爲すなり、

【三〇】 左右云云。帝が其の親しむ所を信じて其の疏んする所を疑ふを以て、遂に遠きに在るの臣をして敢て言はざらしめ、以て是非其の眞を失ふに至るを言ふ。
【三一】 以。用ふる也。
【三二】 四凶。共工、驩兜、鯀、三苗。

自ら以て不能と爲さずして、陛下を以て問はずと爲すなり。陛下、何ぞ周公の用ふる所以・大舜の去る所以に遵はざる。侍中尙書をして、坐するときは則ち帷幄に侍し、行くときは則ち華輦に従ひ、親しく詔問に對し、各、有する所を陳べしめば、則ち羣臣の行、皆、得て知る可し。忠能なる者は進み、闇劣なる者は退かば、誰か敢て依違して、自ら盡さざらんや。陛下の聖明を以て、親しく羣臣と政事を論議し、羣臣をして人ごとに自ら盡すを得しめば、賢愚能否、陛下の用ふる所に在らん。此を以て事を治めば、何の事か辨せざらん。此を以て功を建てば、何の功か成らざらん。軍事有る毎に、詔書常に曰はく、「誰か當に此を憂ふべき者ぞや。吾、當に自ら憂ふべきのみ」と。【三三】近詔に又曰はく、「公を憂へて私を忘るる者は、必ず、然らず。但だ公を先にして私を後にせば、即ち自ら辨せん」と。伏して明詔を読み、乃ち聖思の下情を究盡するを知る。然れども亦、陛下の其の本を治めずして其の末を憂ふるを怪しむなり。人の能否は、實に本性有り。臣と雖も亦以爲へらく、朝臣、盡く職に稱ふにあらざると。明主の、人を用ふるや、能者をして敢て其の力を遺さざらしめ、而して不能者をして其の任に非ざるに處るを得ざらしむ。選舉、其の人に非ざるは、未だ必ずしも罪ありと爲さざるなり。舉朝、共に、其の人に非ざるを容るるは、乃ち怪しと爲すのみ。陛下、其の力を盡さざるを知りて、而して之に代りて其の職を憂へ、其の不能を知りて、而して之に教へて其の事

【三三】 近詔。近日下す所の詔。
【三六】 其の本、其の末。治を爲すの本は、賢に任するに在り。事の治まると治まらざるとは其の末なり。

を治めしむ。豈に徒に主勞して臣逸するのみならんや。聖賢世に竝ぶと雖も、終に此を以て治を爲す能はざるなり。陛下、又、臺閣の禁令の密ならず。人事の請屬の絶えざるを患へ、迎客の出入の制を定め、惡吏を以て寺門を守らしむ。斯れ實に未だ禁を爲すの本を得ざるなり。昔、漢の安帝の時、少府竇嘉、廷尉郭躬の無罪の兄の子を辟せしすら、猶ほ擧奏せられ、章劾紛紛たりき。近ごろ司隸校尉孔羨、大將軍の狂悖の弟を辟せり。而るに有司嘿爾として、風を望み指を希ふこと、屬を受けたるよりも甚だし。選舉するに實を以てせざる者なり。嘉は親戚の寵有り、躬は社稷の重臣に非ざるすら、猶ほ尙ほ此の如し。今を以て古に況ふるに、陛下、自ら、必ず行はるるの罰を督し、以て阿黨の原を絶たざるのみ。出入の制と、惡吏が門を守るとは、治世の具に非ざるなり。臣が言をして少しく察納せらるるを蒙らしめば、何ぞ姦の削滅せざるを患へて、廉昭等の若きものを養はんや。夫れ姦宄を糾擿するは、忠事なり。然れども世、小人の之を行ふ者を憎むは、其の道理を顧みずして苟くも容進を求むるを以てなり。若し陛下、復た其の終始を考へずして、必ず、衆に違ひ世に違ふを以て公に奉ずと爲し、密行して人を白すを節を盡すと爲さば、焉んぞ通人・大才にして、更に此を爲す能はざる有らんや。(通人大) 誠に道理を顧みて(此) 爲さざるのみ。天下をして皆道に背きて利に趨かしむるは、則

【三五】 寺門。官舎の門。
 【四〇】 大將軍。裴松之の説によれば、按ずるに大將軍とは、司馬懿ならんと。晉書に云はく、宣帝の第五弟、名は通、司隸從事たりと。
 【四二】 密行云云。潛に人の過失を伺つて以て上に白す者を節を盡すと以爲ふ也。

ち人主の最も病ふる所の者なり。陛下、將た何ぞ樂しまん』と。恕は 畿の子なり。帝嘗て卒に尙書門に至る。陳矯跪づきて帝に問うて曰はく、『陛下、何にか之かんと欲する』と。帝曰はく、『文書を案行せんと欲するのみ』と。矯曰はく、『此れ自ら臣が職分にして、陛下の宜しく臨むべき所に非ざるなり。若し臣、其の職に稱はずんば、則ち請ふ黜退に就かん。陛下、宜しく還るべし』と。帝慙ち、車を回らして反る。帝嘗て矯に問ふ、『司馬公は忠貞なり。社稷の臣と謂ふ可きか』と。矯曰はく、『朝廷の望なり。社稷(ノ臣タル) は則ち未だ知らざるなり』と。吳の陸遜、兵を引めて廬江に向ふ。論者以爲へらく、宜しく速かに之を救ふべしと。滿寵曰はく、『廬江は小なりと雖も、將勁く兵精し。守らば則ち時を経ん。又、賊、船を舍て、二百里に來る。後尾空絶せん。來らずとも、尙ほ誘致せんと欲す。今宜しく其の遂に進むを聽すべし。但だ、走りて及ぶ可からざらんことを恐るのみ』と。乃ち軍を整へて 楊宣口に趨く。吳人、之を聞き、夜遁る。是の時、吳人、歲、來計有り。滿寵・上疏して曰はく、『合肥城は、南は江湖に臨み、北は 壽春に遠し。賊、之を攻め圍むには、水に據りて執を爲すを得。官兵、之を救ふには、當に先づ賊の 大軍を破るべし。然る後圍乃ち解

【四三】 畿。建安中、河東に守として、能名有り。
 【四四】 尙書門。尙書臺の門。
 【四五】 守云云。陸遜若し兵を以てこれを圍むとも、守りて必ず時を経て、抜く能はざらんとの意。
 【四六】 楊宣口。安徽省淮泗道霍丘縣の西に在り。
 【四七】 來計。攻め來らんとの計也。
 【四八】 魏の揚州は壽春に治す。合肥を去ること二百餘里。
 【四九】 大軍。大軍をいふ。

くるを得ん。賊の往くは甚だ易く、而して(我)兵の往きて之を救ふは甚だ難し。宜しく城内の兵を移すべし。其の西三十里に、奇險にして依る可き有り。更に城を立てて以て固く守らん。此れ賊を平地に引きて其の歸路を倚すと爲す。計に於て便と爲す」と。護軍將軍蔣濟、議して以爲はく、「既に天下に示すに弱きを以てし、且つ賊の煙火を望みて城を壊るは、此れ未だ攻められざるに自ら抜くと爲す。一たび此に至らば、劫略せらるること限無く、必ず淮北を守と爲さん」と。帝未だ許さず。寵重ねて表して曰はく、「孫子言はく、「兵は詭道なり。故に能くして而も之に能くせざるを示す」と。之を驕らすに利を以てし、之に示すに備るるを以てするは、此れ(五)形實必ずしも相應せずと爲すなり。又曰はく、「善く敵を動かす者は之に(五)形す」と。今、賊未だ至らざるに、城を移して内に却くは、謂はゆる「形して之を誘ふ」なり。賊を引ききて水に遠ざからしめ、利を擇びて動き、擧、外に得るときは、則ち福、内に生せん」と。(三)尙書趙咨、寵の策を以て長せりと爲す。詔して遂に報じて聽す。

- 【四】一たび云。若し風を望みて成を移さば、吳必ず劫掠すること限無く、將に淮を限として以て自ら守らんとするに至らん。
- 【五】形實。外形と實情とをいふ。
- 【五】形す。外面にその軍隊の動靜を示すことなり。
- 【三】趙咨は蓋し黃初の初、吳より魏に使せし者なり、文帝其の辨給を重んず、遂に魏に臣たり。
- 【一】青龍元年。西紀二三三年。

(二)青龍元年、春正月甲申、青龍、摩陂の井中に見はる。二月、帝、摩陂に如き、龍を觀る。改元す。

公孫淵、校尉宿舒、郎中令孫綜を遣はし、表を奉じて吳に臣と稱す。吳主大に悦び、之が爲めに大赦す。三月、吳主、太常張彌、執金吾許晏、將軍賀達を遣はし、兵萬人を將る、金寶珍貨、九錫の備物を、海に乗じて淵に授け、淵を封じて燕王と爲さんとす。擧朝の大臣、顧雍より以下、皆、諫めて以爲はく、「淵は未だ信す可からず、而るに寵待すること太だ厚し。但だ吏兵を遣はして舒綜を護送せしむ可きのみ」と。吳主聽かず。張昭曰はく、「淵、魏に背きて討を懼れ、遠く來りて援を求む。本志に非ざるなり。若し淵、圖を改め、自ら魏に明かにせんと欲せば、兩使反らざらん。亦笑を天下に取らざらんや」と。吳主、反覆して昭を難す。昭の意彌、切なり。吳主、堪ふる能はず、劍を案じて怒りて曰はく、「吳國の士人、宮に入れば則ち孤を拜し、宮を出づれば則ち君を拜す。孤が君を敬すること、亦、至れりと爲す。而るに數、衆中に於て孤を折く。孤常に恐らくは(三)計を失はんことを」と。昭、吳王を執視して曰はく、「臣、言の用ひられざるを知ると雖も、毎に愚忠を竭すは、誠に、太后崩するに臨みて、老臣を牀下に呼び、遺詔願命せるの言、故に耳に在るを以てなり」と。因つて涕泣横さまに流る。吳主、刀を地に擲ち、之と對して泣く。然れども卒に彌・晏を遣はして往かしむ。昭、言の用ひられざるを忿り、疾と稱して朝せず。吳主、之を恨み、土をもて其の門を塞ぐ。昭、又、内に於て土を以て之を封す。

- 【二】宿は姓、舒は名。
- 【三】計を失ふ。昭を容るる能はずしてこれを殺すをいふ。
- 【四】太后云云。六十五卷漢の獻帝建安十二年に見ゆ。

夏五月戊寅、北海王蕤卒。

閏月庚寅朔、日、之食する有り。

六月、洛陽宮の鞠室、災あり。

鮮卑の軻比能、塞に保する鮮卑步度根を誘ひ、與に深く和親を結び、自ら萬騎を勸して、其の累重を陜北に迎ふ。并州の刺史畢軌、表して軻比能を出し、以て外は比能を威し、内は步度根を鎮せんとす。帝、表を省して曰はく、『步度根、已に比能の誘ふ所と爲り、自ら疑ふ心有り。今、軌、軍を出すとも、慎んで塞を越え句注を過ぐる勿かれ』と。詔書到る比ほひ、軌已に軍を進め、陰館に屯し、將軍蘇尚・董弼を遣はして鮮卑を追ふ。軻比能、子を遣はし、千餘騎を將ひ、步度根の部落を迎ふ。尚・弼と相遇ひ、樓煩に戰ふ。二將没す。步度根、泄歸泥の部落と、皆叛きて塞を出で、軻比能と合ひ、邊に寇す。帝、驍騎將軍秦朗を遣はし、中軍を將ひて之を討たしむ。軻比能、乃ち幕北に走る。泄歸泥、其の部衆を將ひて來り降る。步度根、尋いで軻比能に殺さる。

公孫淵、吳の遠くして恃み難きを知り、乃ち張彌・許晏等の首を斬り、

- 【五】 鞠室。蹴鞠を爲す室。
- 【六】 塞云云。步度根が塞に保すること、七十卷文帝黃初五年に見ゆ。
- 【七】 累重。身のわづらひとなるもの。妻子資産の類。
- 【八】 陜北。陜嶺の北。今の山西省雁門道代縣の西北に句注山あり、一名、西陜山、又、陜嶺と曰ふ。陜北は即ち北山の北にして、即ち今の山西省舊大同・寧武・朔平の三府及び代州の西北の地をいふ。
- 【九】 陰館。縣の名、今の山西省雁門道句注山の北、代縣の西北に在り。
- 【一〇】 樓煩。縣の名、雁門郡に在り、今の山西省雁門道神池・五寨の二縣の地。
- 【一一】 泄歸泥。扶蘇韓の子。
- 【一二】 卒に張昭の言の如し。

京師に傳送し、悉く其の兵資珍寶を没す。冬十二月、詔して、淵を大司馬に拜し、樂浪公に封ず。吳主、之を聞き、大に怒りて曰はく、『朕、年六十、世事の難易、嘗めざる所靡し。近ごろ鼠子の前却する所と爲り、人の氣をして踊りて山の如くならしむ。自ら鼠子の頭を截ちて以て海に擲たすんば、顔の復た萬國に臨む無けん。』就令顛沛すとも、以て恨と爲さじ』と。陸遜・上疏して曰はく、『陛下、神武の資を以て、誕に期運に膺り、操を烏林に破り、備を西陵に敗り、羽を荊州に禽にせり。斯の三虜は、當世の雄傑にして、陛下皆、其の鋒を摧く。聖化の綏んする所、萬里草のごとく偃し、方に華夏を蕩平し、大猷を總一せんとす。今、小忿に忍びずして、雷霆の怒を發し、垂堂の戒に違ひ、萬乗の重きを輕んずるは、此れ臣が惑ふ所なり。臣、之を聞く、「萬里に行く者は、中道にして足を輟めず。四海を圖る者は、細を懷うて大を害せず」と。疆寇、境に在り、荒服未だ庭せず。陛下、桴に乗りて遠征せば、必ず闕闕を致さん。感至りて憂ふる、之を悔ゆとも及ぶ無からん。若し大事をして時に捷たしめば、則ち淵は討たずして自ら服せん。今乃ち遠く遼東の衆と馬とを惜み、柰何ぞ獨り

魏烈祖明皇帝青龍元年

- 【一三】 鼠子の前却。鼠子とは公孫淵を罵るなり。前却は進退をいふ。淵さきに臣と稱して以て吳の使を誘うて前ましめ既にして又其の使を斬りて以てこれを却けしをいふ。
- 【一四】 胡氏曰はく、其の不可なるを知りて、而も忿兵を興さんと欲するなりと。
- 【一五】 操云云。六十五卷漢の獻帝建安十三年に見ゆ。
- 【一六】 備云云。六十九卷文帝黃初二年に見ゆ。
- 【一七】 羽云云。六十八卷建安二十四年に見ゆ。
- 【一八】 草云云。風行きて草偃すが如きを言ふ。
- 【一九】 大猷。大なる謀。
- 【二〇】 垂堂。千金の子は、坐するに堂に垂せず。垂せずとは堂の外邊に坐せざる也。陸路

江東の萬安の本業を捐てて・惜まざらんと欲するか」と。尙書僕射薛綜・上疏して曰はく、「昔、漢の元帝、樓船に御せんと欲するや、薛廣徳、首を刎ねて血を以て車を染めんと請ふ。何となれば則ち水火の險は至つて危く、帝王の宜しく渉るべき所に非ざればなり。今、遼東は、戎貊の小國にして、城隍の固・備禦の術無く、器械は、鉄鈍にして、犬羊のごとく政無し。往かば必ず禽克せんこと、誠に明詔の如し。然れども其の方土、寒塙にして、穀稼、殖せず、民、鞍馬に習ひ、轉徙して常無し。卒に、大軍の至るを聞かば、自ら・敵せざるを度り、鳥のごとく驚き獸のごとく駭き、長驅して奔竄し、一人匹馬も、見るを得可からざらん。空地を獲と雖も、之を守りて・益無し。此れ不可の一なり。加ふるに又洪流・混濊として、成山の難有り、海行は常無く、風波、免れ難し。倏忽の間に、人船、執を異にせば、堯舜の徳智有りと雖も、施す所無く、賁育の勇力も、設くるを得ざらん。此れ不可の二なり。加以鬱霧、其の上に冥く、鹹水、其の下に蒸し、善く・流腫を生じ、轉た・相汚染す。凡そ海を行く者、此の患無きこと稀なり。此れ不可の三なり。天、神聖を生ず。當に時に乗じて亂を平げ、此の民物を康んず

せんことを恐るればなり。自ら愛すること深きをいふ。以て權が當に自ら海を越えて兵を遼東に加ふべからざるに喩ふる也。

【二】庭。朝貢する也。

【三】閩。閩。觀鏡に同じ。下の者が上に向つてれがふ可からざることを願ふこと。

【四】遼東の衆と馬。遼東の民衆と、其の地に産する馬。

【五】漢の元帝云云。二十八卷永光二年に見ゆ。

【六】鉄。極めて輕きをいふ。

【七】寒塙。氣候寒く、地味瘠せたる也。

【八】混濊。水廣く深き貌。

【九】流腫。毒氣下流して、足これが爲めに腫るるをいふ。脚氣の如き病を云ふ。

【一〇】汚染。傳染する也。

べし。今、逆虜將に滅びんとし、海内、定まるに垂なんとし、乃ち必然の圖に違ひ、至危の阻を尋ね、九州の固を忽せにし、一朝の忿を肆にするは、既に社稷の重計に非ず、又、開關以來、未だ嘗て有らざる所なり。斯れ誠に羣僚が、身を傾け息を側め・食へども味を甘しとせず・寝ぬれども席を安んせざる所以の者なり」と。選曹尙書陸瑄・上疏して曰はく、「北寇は、國と、壤地連接す。苟くも間隙有らば、機に應じて至らん。夫れ海を越えて馬を求め・意を淵に曲ぐるを爲す所以は、目前の急に赴き・腹心の疾を除かんが爲めなり。而るに更に本を棄てて末を追ひ、近きを捐てて遠きを治め、忿りて以て・規を改め、激して以て衆を動かすは、斯れ乃ち猾虜の聞かんと願ふ所、大呉の至計に非ざるなり。又、兵家の術、功役を以て相疲らせ、勞逸相待つ。得失の間、覺る所輒ち多し。且つ、沓渚は淵を去ること、道里尙ほ遠し。今、其の岸に到らば、兵勢三分し、疆者をして進取せしめ、次は當に船を守るべく、又次は糧を運ばん。行人、多しと雖も、悉く用ふるを得難からん。加以單歩して糧を負ひ、遠きを經深く入らば、賊地は馬多く、邀へ截つこと常無からん。若し淵、狙詐し、

【一】北寇。魏をいふ。

【二】規。計畫なり。

【三】猾虜。魏をいふ。

【四】功役云云。兵法に曰はく、逸を以て勞を待つと。又曰はく、逸するれば則ちこれを勞すと。敵人、智を用ひて以て我を疲らせんとするに、我若し早く自ら覺知せざるときは、後日之を覺知するときに至りては、其の得失の間相去ること甚だ多し。

【五】沓渚。遼東郡に屬する沓氏縣のことなり。其の地、海に臨むを以て、渚といふなり。

【六】狙詐。さるの如く狡猾にして、あざむき詐る也。

【七】北。魏をいふ。此れ、吳が遼を伐つの間を以て魏の南侵せんことを慮る也。

北と未だ絶たずんば、

衆を動かすの日、唇齒のごとく相濟はん。若し實に子然として、憑頼する所無くば、其れ畏怖して遠く逃り、或は卒に滅ぼし難からん。天誅をして朔野に稽まらしめば、山虜、間に乘じて起らん。恐らくは萬安の長慮に非ざらん」と。吳主未だ許さず。瑄重ねて上疏して曰はく、「夫れ兵革は、固に、前代の暴亂を誅し四夷を威す所以なり。然れども其の役は、皆、姦雄已に除き、天下無事にして、廟堂の上に従容として、餘議を以て之を議するに在るのみ。中夏鼎沸し、九域盤互するの時に至りては、率ね須く根を深くし本を固くし、力を受み費を惜むべし。未だ正に此の時に於て、近きを捨てて遠きを治め、以て軍旅を疲らす者有らざるなり。昔、尉佗叛逆し、僭號して帝と稱す。時に天下又安に、百姓康阜なり。然れども漢文は、猶ほ遠征は易からざるを以て、告諭せしのみ。今、凶桀未だ殄えず、疆場猶ほ警む。未だ宜しく淵を以て先と爲すべからず。願はくは陛下、威を抑へ、計に任じ、暫く六師を寧んじ、神を潜め規を嘿し、以て後圖を爲さば、天下幸甚ならん」と。吳主乃ち止む。吳主、數、人を遣はして張、昭を慰謝す。昭固く起たず。吳主因つて出で、其の門に過りて昭を呼ぶ。昭、疾、篤しと辭す。吳主、其の門を燒き、以て之を恐さんと欲す。昭、亦、出でず。吳主、人をして火を滅さしめ、門に住まること良久し。昭の諸子、共に昭を扶けて起た

- 【三七】 子然。孤立して援無きなり。底本には了然に作る。
- 【三八】 朔野。北方の原野。
- 【三九】 山虜。丹陽・豫章・鄱陽・廬陵・新都等の郡の山越。
- 【四〇】 盤互。各々其の地に盤據して互に敵となるをいふ。
- 【四一】 尉佗云云。十三卷漢の文帝元年に見ゆ。
- 【四二】 計に任じ。吳志陸瑄傳には「計を住め」に作る。

しむ。吳主載せて以て宮に還り、深く自ら克責す。昭已むを得ず、然る後朝會す。初め張彌・許晏等、襄平に至るや、公孫淵、之を圖らんと欲し、乃ち先づ其の吏兵中使秦旦・張羣・杜德・黃彊等及び吏兵六十人を分散して、玄菟に置く。玄菟は、遼東の北二百里に在り。太守王贊、領戸二百。旦等、皆、民家に舍し、其の飲食を仰ぎ、四十許日を積む。旦、羣等と議して曰はく、「吾人、遠く國命を辱めて、自ら此に棄てらる。死すると異なる無し。今、此の郡を觀るに、形勢甚だ弱し。若し一旦、心を同じくし、城郭を焚燒し、其の長吏を殺し、國の爲めに恥を報い、然る後死に伏せば、以て恨無しとするに足らん。生を偷みて苟くも活き、長く囚虜と爲るに孰與ぞや」と。羣等、之を然りとす。是に於て、陰に相結約す、「當に八月十九日の夜を用て發すべし」と。其の日中の時、郡中の張松の告ぐる所と爲る。贊便ち衆士を會し、城門を閉づ。旦、羣、德、彊、皆、城を踰えて、走るを得たり。時に羣、疽を病み、瘡、鄰に著き、羣旅に及ばず。徳常に扶接し、與に俱に山谷に崎嶇す。行くこと六七里、創益、困しみ、復た前む能はず、草中に臥し、相守りて悲泣す。羣曰はく、「吾、不幸にして創甚だし。死亡すること日無けん。卿諸人、宜しく速かに道に進むべし。冀はくは達する所有らん。空しく相守り、俱に窮谷の中に死するは、何の益あり。」

- 【四三】 襄平。縣の名、遼東郡の治所、淵の都する所なり。故城は今の奉天省遼瀋道遼陽縣の北に在り。
- 【四四】 玄菟。この玄菟郡治は今の奉天附近と推定せらる。前漢の時の治所とは異なり。
- 【四五】 鄰。隣と同じ。
- 【四六】 羣旅。なかも。
- 【四七】 扶接。介抱する也。
- 【四八】 崎嶇。困難して行くことなり。

らんや』と。徳曰はく、『萬里に流離し、死生、之を共にす。相委つるに忍びず』と。是に於て、旦・彊を推して前ましめ、徳獨り留まりて羣を守り、菜果を採りて之に食はしむ。旦・彊別れて數日、句麗に達するを得たり。因つて吳王の詔を句麗王位宮及び其の主簿に宣べ、給きて言はく、『賜有れども、遠東に劫奪せられたり』と。位宮等大に喜び、即ち詔命を受け、人をして旦に隨つて還りて羣を迎へしめ、卓衣二十五人を遣はし、旦等を送りて吳に還らしめ、表を奉りて臣と稱し、貂皮千枚、鷓鴣皮十具を貢す。旦等、吳主に見え、悲喜して、自ら勝ふる能はず。吳主、之を壯とし、皆、校尉に拜す。

是の歲、吳主、兵を出し、新城を圍まんと欲す。其の水に遠きを以て、二十餘日を積みて、敢て船より下らず。滿龍、諸將に謂つて曰はく、『孫權、吾が城を移すを得て、必ず其の衆中に於て、自大の言有らん。今、大舉して來り、一切の功を要めんと欲す。敢て至らずと雖も、必ず當に岸に上りて兵を耀かし、以て餘有るを示すべし』と。乃ち潛に步騎六千を遣はし、肥水の隱處に伏し、以て之を待つ。吳主、果して岸に上りて兵を耀かす。龍の伏兵、卒に起りて之を撃つ。斬首數百。或は水に赴きて死する者有り。吳主、又、全綜をして六安を攻めしむ。

【四九】委。棄つる也。
 【五〇】位宮。高句麗第十一代の王なる東川王なり。
 【五一】鷓鴣は雉の屬、雉に較べて大なり、黄黒色にして頭に毛冠あり。
 【五二】新城。合肥の新城。
 【五三】船より下る。大船、岸に向ふときは、船高くして岸卑し、故に船を舍てて岸に就くを、船より下ると曰ふ。
 【五四】自大。自ら尊大にするこ
 【五五】一切云云。何等かの功を立てんと欲する也。

亦、克たず。

蜀の 庾降の都督張翼、法を用ふるに嚴峻なり。南夷の豪帥劉胃、叛す。丞相亮、參軍巴西の馬忠を以て翼に代らしめ、翼を召して還らしむ。其の人、翼に謂ふ、『宜しく速かに歸りて罪に即くべし』と。翼曰はく、『然らず。吾、蠻夷蠢動して、職に稱はざるを以て、故に還さるのみ。然れども代人、未だ至らず。吾方に戰場に臨む。當に糧を運び穀を積み、賊を滅ぼすの資と爲すべし。豈に黜退せらるるの故を以てして公家の務を廢す可けんや』と。是に於て、統攝して懈らず。代りに乃ち發す。馬忠、其の成基に因りて、胃を破り、之を斬る。

諸葛亮、農を勸め武を講し、木牛、流馬を作り、米を運びて斜谷口に集め、斜谷の邸閣を治む。民を息め士を休むること三年、而して後之を用ふ。

【五六】庾降。蜀の後主建康三年、益州郡を分ちてこれを置く。
 【五七】其の人。蜀志張翼傳に「羣下咸以爲宜便馳騎即罪」とあり。其の人とは部下を指すなり。
 【五八】流馬。糧食輸送のために諸葛亮の作りし車。
 【五九】山陽公。漢の獻帝、位を禪りしより卒するに至るまで十四年、年五十四。

二年、春二月、亮、大衆十萬を悉して、斜谷より入寇す。使を遣はして吳に約し、同時に大舉せしむ。

三月庚寅、山陽公卒す。帝、素服して喪を發す。

己酉、大赦す。

夏四月、大に疫す。

崇華殿、災あり。

諸葛亮、郿に至り、渭水の南に軍す。司馬懿、軍を引ゐて渭を渡り、水を背にして壘を爲り、以て

之を拒ぐ。諸將に謂つて曰はく、『亮、若し武功に出で、山に依りて東

せば、誠に憂ふ可しと爲す。若し西して五丈原に上らば、諸將、事無

からん』と。亮果して五丈原に屯す。雍州の刺史郭淮、懿に言つて曰はく、

『亮、必ず北原を争はん。宜しく先づ之に據るべし』と。議者多く謂ふ『然

らず』と。淮曰はく、『若し亮、渭に跨り原に登り、兵を北山に連ね、隴道

を隔絶し、民夷を搖蕩せば、此れ國の利に非ざるなり』と。懿乃ち淮をし

て北原に屯せしむ。塹壘未だ成らず。漢の兵大に至る。淮逆へ撃ちて之を却く。亮以へらく、前者數

出で、皆、運糧繼がざるを以て、己が志をして伸びざらしめたりと。乃ち兵を分ちて屯田し、久し

く駐まるの基を爲す。耕す者、渭濱の居民の間に雜り、而して百姓安堵し、軍、私する無し。

五月、吳主、入りて、巢湖口に居り、合肥の新城に向ふ。衆、十萬と號す。又、陸遜、諸葛瑾を遣は

し、萬餘人を將ゐて、江夏の沔口に入り、襄陽に向はしめ、將軍孫韶、張承をして、淮に入り、

廣陵・淮陰に向はしむ。六月、滿寵、諸軍を率ゐて新城を救はんと欲す。殄夷將軍田豫曰はく、『賊、

衆を悉して大舉す。小利を圖るに非ず。新城を質として以て大軍を致さんと欲するのみ。宜しく聽し

て(賊)城を攻めしめ、其の銳氣を挫くべし。當に與に鋒を争ふべからざるなり。城、抜く可からず

んば、衆必ず罷怠せん。罷怠して然る後之を撃たば、大に克つ可きなり。若し賊、計を見れば、必ず

城を攻めず、執將に自ら走らんとす。若し便ち兵を進めば、適に其の計に

入るなり』と。時に東方の吏士皆、分休す。寵、表す、『請ふ中軍の兵を召

し、并せて休む所の將士を召し、集まるを須ちて之を撃たん』と。散騎常

侍廣平の劉劭、議して以爲はく、『賊衆新に至り、心専らに氣鋭し。寵、

少人を以て、自ら其の地に戰ふ。若し便ち進みて撃たば、必ず制する能

はざらん。寵、兵を待たんと請ふは、未だ失ふ所有らざるなり。以爲ふに、

先づ歩兵五千・精騎三千を遣はし、軍に先だちて前發し、揚聲して道に進

み、形勢を震曜し、騎、合肥に到り、其の行隊を疏にし、其の旌鼓を多く

し、兵を城下に曜かし、引きて賊の後に、其の歸路を擬し、其の糧道を要せしむ可し。賊、大軍

來り、騎其の後を斷つと聞かば、必ず震怖して遁れ走り、戰はずして自ら破れん』と。帝、之に従ふ。

寵、新城の守を抜き、賊を壽春に致さんと欲す。帝聽さずして曰はく、『昔、漢の光武、兵を遣は

【二】武功。今の陝西省關中道武功縣。

【三】五丈原。同省關中道郿縣の西南に在り、渭水、其の北に流る。

【四】巢湖口。今の安徽省安慶道巢縣に在り。

【五】沔口。湖北省江漢道漢口。

【六】殄夷將軍は蓋し魏の置く所なり。

【七】罷怠。疲怠に同じ。

【八】計を見る。賊、吾が敵を待つ所以の計を窺ひ見るを言ふ。

【九】分休。交代して休息するなり。

【一〇】光武云云。四十二卷建武八年に見ゆ。

して略陽に據らしめ、終に以て隗囂を破れり。先帝、東は合肥を置き、南は襄陽を守り、西は祁山を固め、賊來れば、輒ち三城の下に破りしは、地、必ず争ふ所有ればなり。縦ひ權、新城を攻むとも、必ず拔く能はざらん。諸將に敕して堅く守らしめよ。吾、將に自ら往きて之を征せんとす。至る比はひ、恐らくは權走らん」と。乃ち征蜀護軍秦朗をして、歩騎二萬を督し、司馬懿を助けて、諸葛亮を禦がしめ、懿に敕す、「但だ壁を堅くして拒守し、以て其の鋒を挫け。彼、進みては志を得ず、退きては與に戦ふ無く、久しく停まらば則ち糧盡きん。虜略するも獲る所無くば則ち必ず走らん。走るときに之を追はば、全勝の道なり」と。秋七月、帝、龍舟に御して東征す。滿寵、壯士を募りて、吳の攻具を焚き、吳主の弟の子泰を射殺す。又、吳の吏士、疾病多し。帝、未だ至らざることを數百里、疑兵先づ至る。吳主始め謂へらく、「帝、出づる能はじ」と。大軍至ると聞き、遂に遁る。孫韶も亦退く。陸遜、親人韓扁を遣はし、表を奉じて吳主に詣らしむ。(魏) 遜者、之を得たり。諸葛瑾、之を聞き、甚だ懼れ、書して遜に與へて云はく、「大駕已に還り、賊、韓扁を得、具に吾が 關狹を知れり。且つ水乾く。宜しく當に急に去るべし」と。遜未だ答へず、方に人を催して 葑豆を種るしめ、諸將と奕碁射戲すること常の如し。瑾曰はく、(三) 伯言は智略多し。其れ必ず當に以有るべし」と。乃ち自ら來りて遜を見る。遜曰

【二】合肥云。合肥と襄陽とは以て吳に備へ、祁山は以て蜀に備ふるなり。

【三】遜者。巡邏する者。

【四】關狹。内情をいふ。

【五】葑。蔓菁。かぶら。

【六】伯言。陸遜の字。

はく、(二) 賊、大駕已に還るを知り、復た憂ふる所無く、力を吾に専らにするを得、又、已に要害の處を守る。(一) 兵將に意動かんとす。且く當に自ら定めて以て之を安んじ、變術を施設し、然る後出づべきのみ。今便ち退くを示さば、賊、當に吾怖ると謂ひ、仍て來りて相蹙るべし。必ず敗るるの勢なり」と。乃ち密に瑾と計を立て、瑾をして舟船を督せしめ、遜悉く兵馬を上せ、以て襄陽城に向ふ。魏人、素より遜の名を憚り、遽に還りて城に赴く。瑾便ち船を引きて出づ。遜徐ろに部伍を整へ、聲教を張拓し、歩して船に趣く。魏人、敢て逼らず。(七) 行きて 白圍に到り、「住まりて獵す」と託言し、潛に將軍周峻・張梁等を遣はし、江夏の 新市・安陸・石陽を撃ち、千餘人を斬獲して還る。羣臣以爲へらく、「司馬懿、方に諸葛亮と相守り、未だ解けず。車駕、西して長安に幸す可し」と。帝曰はく、「權走りて、亮の膽破れん。大軍、以て之を制するに足らん。吾、憂無し」と。遂に軍を進めて壽春に至り、諸將の功を録し、封賞すること各、差有り。

【一】兵將。蓋し圍を立てて白河口に屯し、因つて以て名と爲しならん。

【二】白圍。蓋し圍を立てて白河口に屯し、因つて以て名と爲しならん。

【三】新市・安陸・石陽。皆縣の名、江夏郡に屬す。新市の故

八月壬申、漢の孝獻皇帝を 禪陵に葬る。
辛巳、帝、許昌に還る。
司馬懿、諸葛亮と、相守ること百餘日。亮數 戰を挑む。懿出でず。亮

乃ち懿に（二〇）巾幗・婦人の服を遺る。懿怒り、上表して・戦はんと請ふ。帝、衛尉辛毗をして、節を杖りて軍師と爲して以て之を制せしむ。護軍姜維、亮に謂つて曰はく、「辛佐治、節を杖りて到る。賊、復た出でざらん」と。亮曰はく、「彼は本戦情無し。固く戦を請ふ所以は、以て武を其の衆に示すのみ。將、軍に在りては、君命も受けざる所有り。苟くも能く吾を制せば、豈に千里にして戦を請はんや」と。亮、使者を遣はして懿の軍に至らしむ。懿、其の寢食及び事の繁簡を問ひ、（二一）戎事を問はず。使者對へて曰はく、「諸葛公は、夙に興ぎ夜に寐ね、（二二）罰二十以上は皆親ら覽る。噉食する所、數升に至らず」と。懿、人に告げて曰はく、「諸葛孔明は、食少くして事煩はし。其れ能く久しからんや」と。亮、病篤し。漢、尙書僕射李福をして省侍し、因つて諮るに國家の大計を以てせしむ。福至り、亮と語り、已りて別れ去り、數日にして復た還る。亮曰はく、「孤、君が還る意を知る。近日、言語、日を彌ると雖も、盡さざる所有り、更に來りて決を求むるのみ。公の問ふ所の者は、（二三）公琰其れ宜しきなり」と。福・謝す、「前に實に失して、如し公百年の後誰か大事に任ず可き者なるやを諮請せず。故に輒ち還るのみ。乞ふ復た蔣・琬の後誰か任ず可き者なるやを請はん」と。亮曰はく、「（二四）文偉、以て之

城は今の湖北省襄陽道京山縣の東北に在り。安陸の故城は同省江漢道安陸縣の北に在り。石陽は同省同道黃陂縣の西に在り。
（二〇） 禪陵。濁鹿城（河南省河北道修武縣の地）の西北十里に在り。漢を以て魏に禪れり、因つてこれに名づく。
（二一） 巾幗。婦人の冠るもの。
（二二） 戎事。軍事なり。
（二三） 罰二十以上。杖罪二十以上。
（二四） 公琰。蔣琬の字。文偉。費禪の字。

に繼ぐ可し」と。又、其の次を問ふ。（二五）亮答へず。是の月、亮、軍中に卒す。（五十四）長史楊儀、軍を整へて出づ。百姓奔りて司馬懿に告ぐ。懿、之を追ふ。姜淮、儀をして旗を反し鼓を鳴らし、將に懿に向はんとする者若くせしむ。懿、軍を斂めて退き、敢て偏らず。是に於て、儀、陳を結びて去る。（二六）谷に入りて然る後喪を發す。百姓、之が諺を爲して曰はく、「死せる諸葛、生ける仲達を走らす」と。懿、之を聞き、笑つて曰はく、「吾、能く生を料れども、死を料る能はざるが故なり」と。懿、亮の營壘の處所を案行し、歎じて曰はく、「天下の奇才なり」と。追うて（二七）赤岸に至る。及ばずして還る。初め、漢の（二八）前軍師魏延、勇猛なること人に過ぎ、善く士卒を養ふ。亮に隨つて出づる毎に、輒ち、兵萬人を請うて。亮と道を異にし・潼關に會すること。（二九）韓信の故事の如くせんと欲す。亮、制して・許さず。延常に亮を謂つて怯と爲し、己の才用の盡されざるを歎恨す。楊儀、人と爲り、（三〇）幹敏なり。亮、軍を出す毎に、儀常に規畫分部し、糧穀を籌度するに、思慮を稽めず、斯須にして便ち了り、軍戎の節度、辦を儀に取る。延、性矜高にして、當時、皆、避けて之に下る。唯だ

（二五） 亮が禪に繼ぐの人を答へざるは、高帝が「此の後ば亦汝が知る所に非ず」と言へる意に非ず、蓋し亦、蜀の人士の中に以て禪に繼ぐに足る者無きを見るなり。
（二六） 谷。斜谷なり。
（二七） 仲達。司馬懿の字。
（二八） 吾云云。吾、彼が生きたる間には能く料り得たれども死しての後ば反りて料りかねるが故なりと、負けをしてみな言ふなり。
（二九） 赤岸。陝西省漢中道舊漢中府内。
（三〇） 前軍師。官名。蜀には前中。後軍師あり。
（三一） 韓信の故事。韓信が兵を請ふ故事、九卷漢の高帝二年に見ゆ。
（三二） 幹敏。才幹ありて敏捷なり。